

狛 江 市
震 災 初 動
マ ニ ュ ア ル
【本編】

狛 江 市

狛江市震災初動マニュアル

本編 目次

第1部	総論	-----	1
第2部	個別対策マニュアル		
1	災害対策本部設置・運営初動マニュアル	-----	13
2	情報の収集及び伝達・広報初動マニュアル	-----	23
3	避難者対策		
①	避難指示等発令・伝達初動マニュアル	-----	35
②	避難指示等発令時の避難誘導初動マニュアル	-----	48
③	避難場所運営初動マニュアル	-----	56
4	医療救護初動マニュアル	-----	69
5	捜索・救出等三対策関係		
①	捜索・救出等三対策総括マニュアル	-----	78
②	捜索・救出初動マニュアル	-----	80
③	応急給水初動マニュアル	-----	87
④	道路障害物除去初動マニュアル	-----	96
第3部	夜間・休日等における対応		
1	夜間・休日等における初動態勢	-----	104
2	夜間・休日等における教育職員の初動態勢	-----	109
3	職員の参集対応	-----	110

狛江市震災初動マニュアル本編

第 1 部 総論

第 1 部 総論

I 震災初動マニュアル策定の目的等

1 目的

平成 7 年 1 月に発生した阪神・淡路大震災は、地震に対する現代の都市構造の脆弱性と行政による災害応急対策の限界を顕著に示すものとなり、これまでの我が国の震災対策に大きな影響を与えた。

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、巨大な津波により多数の人命を奪い、福島第一原子力発電所事故をも生じさせる結果となった。この地震により、狛江市域でも東日本大震災により震度階級 5 弱（計測震度 4.5）を記録している。

しかし、幸いにもここ狛江市では海岸線からの距離があるため地震による大津波の懸念はほとんどなく、また、土砂災害の恐れがある急傾斜地も存在しない。

そのため、狛江市域の震災による人的被害は、地震動による建築物倒壊、家具等の転倒、地震火災によるものと推定できる。

震災が生じたときには、震災の規模に応じた態勢で狛江市災害対策本部（以下「本部」という。）が設置され、関係法令及び狛江市地域防災計画（以下「市計画」という。）に基づき、応急対策を実施することになる。

人命の救助という観点から特に重要なことは、地震の発生から時間を置かずに人命救助に直結する応急対策を被害状況に応じて速やかに開始することである。

本マニュアルは、地震動と地震火災対策を主眼とし、震災初期、とりわけ応急対策を立ち上げるために重要な地震発生から 6 時間以内における対策を、的確かつ効率的に実施するためのものである。

2 想定震度

V－1－②で述べるように、震度 5 弱以下の地震では、狛江市域内の被害は軽微であり、本部が設けられたとしても全庁的な初動対策の必要性は少ない。

本マニュアルは、全庁的に組織的な対応が必要な震度 5 強以上の地震に対応するためのものである。

3 夜間・休日における対応

個別対策マニュアルは、勤務時間内の第 4 非常配備態勢を前提としている。

夜間・休日時における対応は、第 3 部で記すように、災害状況に応じて個別対策マニュアルに示す初動対策の優先順位を定め、必要性の高いものから実施することとする。

4 発災後6時間以降の応急対策活動

この震災初動マニュアルは、1で述べているように、発災後6時間以内の時間帯（震災初期）における初動対策について策定したものである。

市計画では、発災からおおむね72時間までは、救出活動、消火、医療救護、輸送路の確保など人命に係る応急対策活動に重点を置くとされている。

発災後6時間以降においては、本マニュアルに示す初動作業を状況に応じ拡大又は縮小すると同時に、初動作業以外の応急対策も実施していく必要性が生じる。

なお、「避難指示等発令・伝達初動マニュアル」と「避難指示等発令時の避難誘導初動マニュアル」については、発災後の時間経過を問わずその必要性に応じて実施する対策であるが、6時間以内に実施する可能性があり、また、迅速な対応が求められるため、初動マニュアルとして位置付ける。

発災後6時間以後の時間経過に伴う応急対策活動の実施時期は、「粕江市事業継続計画＜震災編＞別表1『非常時優先業務計画表（災害対策業務編）』」で説明されている。

Ⅱ 震災初動マニュアルの意義と職員

本マニュアルは、市計画に基づき、震災初期における市が実施する応急対策の手段及び手順の標準的な例を示したものにすぎない。

また、被害想定は、所定の前提の下に過去の災害事例に各種の変動要因を加味して計算した数値であり、今後発生する地震被害の規模や態様をすべて決定しているものではない。

したがって、本部は、実際に震災が発生したときには、本マニュアルに示す手段及び手順に災害状況に応じた必要な変更を加え、応急対策を実施することになる。

そして、全ての市職員は、災害のあらゆる状況に応じた的確かつ効率的な災害対策を実施できるように、市計画と本マニュアルのほか、災害に関する幅広い知識の習得に努め、日常の業務の中で災害の発生に対する準備を整えておく必要がある。

また、震災時には様々な応急対策実施阻害要因が生じる。初動作業が当初の計画どおり運ばないことも多い。災害時にどのような事態が生じて、職員は冷静に対応することが求められる。

災害時に重責を担うことになる職員一人ひとりの英知の結集と日頃の研鑽が、今後の市の災害対策の向上に欠かせないことは言うまでもない。

Ⅲ 震災初動マニュアルの構成

この震災初動マニュアルは、次のとおり、震災初期において必要な応急対策すべてに関連する事項について記述した総論、個々の災害対策ごとに定めた個別対策マニュアル、そして夜間・休日における対応について定めたマニュアルの3部構成とする。

第 1 部 総論

第 2 部 個別対策マニュアル

- 1 災害対策本部設置・運営初動マニュアル
- 2 情報の収集及び伝達・広報初動マニュアル
- 3 避難者対策
 - ① 避難指示等発令・伝達初動マニュアル
 - ② 避難指示等発令時の避難誘導初動マニュアル
 - ③ 避難場所運営初動マニュアル
- 4 医療救護初動マニュアル
- 5 捜索・救出等三対策関係
 - ① 捜索・救出等三対策総括マニュアル
 - ② 捜索・救出初動マニュアル
 - ③ 応急給水初動マニュアル
 - ④ 道路障害物除去初動マニュアル

第 3 部 夜間・休日等における対応

- 1 夜間・休日等における初動態勢
- 2 夜間・休日等における教育職員の初動態勢
- 3 職員の参集対応

* 資料 1	初動対策の概要
--------	---------

IV 用語の定義

この震災初動マニュアルにおいて用いる次の用語の定義は、以下に示すところによる。

- | | |
|------------|------------------------------------|
| 1 市 | 狛江市 |
| 2 都 | 東京都 |
| 3 震災初期 | 地震発生から 6 時間以内の時間帯 |
| 4 初動又は初動対策 | 震災初期において実施する応急対策 |
| 5 市計画 | 狛江市地域防災計画（平成 22 年修正） |
| 6 条例 | 狛江市災害対策本部条例（昭和 39 年条例第 31 号） |
| 7 規則 | 狛江市災害対策本部条例施行規則（昭和 39 年規則第 10 号） |
| 8 要綱 | 狛江市災害対策本部運営要綱（昭和 39 年要綱） |
| 9 本部 | 狛江市災害対策本部 |
| 10 本部長 | 狛江市災害対策本部長（市長） |
| 11 部 | 条例・規則に定める部 |
| 12 課 | 規則別表 1 及び 2 に定める平常時の組織における課（局・室・館） |
| 13 夜間・休日 | 夜間及び休日等の執務時間以外の時間帯 |
| 14 市無線 | 狛江市防災行政無線 |

- | | | |
|----|-----------|---|
| 15 | 市無線機 | 狛江市防災行政無線移動系携帯型無線機 |
| 16 | 捜索・救出等三対策 | 捜索・救出、応急給水、道路障害物除去の三つの初動対策 |
| 17 | 消防署 | 東京消防庁狛江消防署 |
| 18 | 消防団又は団 | 狛江市消防団 |
| 19 | 警察署 | 警視庁調布警察署 |
| 20 | 要援護者 | 災害時要援護者（必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を必要とする人々をいう。高齢者、障がい者、外国人、難病患者、乳幼児、妊産婦等を想定している。） |
| 21 | 避難指示等 | 警戒区域設定、避難準備（要援護者避難情報）、避難告及び避難指示 |
| 22 | 作業 | 応急対策を実施するための個々の事務又は事務を実施するための行動 |

V 被害想定により詳細な検討

地震による被害の発生態様や被害程度の予測並びに危険度を把握しておくことは、初動対策を含む全ての災害対策を効果的に推進するための原点となる。

市計画では、東京都防災会議が平成 18 年 5 月に公表した被害想定を用いている。ここでは、この市計画の被害想定に次のとおり補足を加える。

1 震度による狛江市域の被害の差異

応急対策を的確かつ効率的なものにするために、市計画で想定している震度 6 弱のほかに、震度 5 強から震度 4 の地震により生じる被害についても、次により明確化を図ることとする。

（1）震度 5 強に関する被害想定

市計画の被害想定の根拠となっている「首都直下地震による東京の被害想定（東京都防災会議）」では、「東京湾北部地震 M6.9」のケースで、市全域が震度 5 強の場合の被害想定数値が示されている。

* 資料 2 狛江市における震度 5 強と 6 弱の被害想定比較

（2）震度 5 弱及び 4 に関する被害想定

市域が震度 5 弱及び 4 の場合の被害想定は現時点では行われていないが、気象庁資料「日本付近で発生した主な被害地震（平成 8 年～平成 23 年 9 月）」を参考にすると震度 5 弱及び震度 4 レベルの地震では、被害は比較的軽微であることが推測できる。なお、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、市役所震度計の測定値は 4.5（震度階級 5 弱）であり、市が把握した被害はブロック塀の倒壊等数件のみであった。

2 市内各地域の地震危険度

市計画の被害想定は、狛江市全体の総量としての数値であり、地域の内訳は明らかにしていない。

※市内各地域の各種危険度について明らかにしている資料として次の3点が参考となる。

- 1) 平成 23 年 3 月東京消防庁「東京都の地震時における地域別出火危険度測定(第 8 回)」
- 2) 平成 19 年 3 月東京消防庁「東京都の地震時における地域別延焼危険度測定(第 7 回)」
- 3) 平成 20 年 2 月東京都都市整備局「地震に関する地域危険度測定調査報告書(第 6 回)」

3 参考

* 資料 3 「地震火災による焼失面積及び焼死者に関する狛江市と他区市との比較(平成 18 年 5 月東京都防災会議公表「首都直下地震による東京の被害想定」抜粋)」

* 資料 4 「ライフライン被害総括表(多摩直下地震 M7.3) 風速 6m/s(平成 18 年 5 月東京都防災会議公表「首都直下地震による東京の被害想定」(抜粋))」

VI 本部の態勢について

1 震度と非常配備態勢について

(1) 震度 5 強に対する非常配備態勢

市計画では、震度 5 強の地震が発生した場合、又はこれに準じる災害が発生した場合、勤務時間内は第 3 非常配備態勢で全職員のおよそ 4 分の 3、休日・夜間時には第 2 特別非常配備態勢で主任職以上の職員の動員を定めている。

しかし、「V 被害想定により詳細な検討」において述べたように、狛江市内の震度 5 強の地震による被害はかなり大きいと想定されており、必要な災害応急対策の規模・業務量に対応するためには、全職員を動員することが望ましい。

このため、本マニュアルにおいては、震度 5 強の地震発生時にも 本部長の指令により第 4 非常配備態勢をとることを前提とする。

また、市計画に記載している夜間・休日の職員の初動態勢では、別命なく第 2 非常配備態勢となるが、状況に応じて速やかに職員全員が動員となる第 4 非常配備態勢に移行することが必要である。

(2) 震度 5 弱に対する非常配備態勢

震度 5 弱の地震が発生した場合、東海地震注意情報対策と 17 時以降夕刻の発災時における帰宅困難者対策に対応するため、本部長の指令により係長職以上の職員を動員とすることが望ましい。

2 各部課間の応援と班の編成

発災後の時間経過により、求められる応急対策も異なる。

災害発生直後の初動対応期、これに続く応急対策期そして復興対応期それぞれの時期に求められる災害対策に柔軟に対応するために、必要に応じて規則に基づき各部課間の応援と班の編成を行うこととする。

(1) 各部課間の応援

災害対策における特定の事務を重点的に実施する必要があるとき、又は特定の部課の事務量が災害の状況並びに応急対策の推移により他の部課に比して多大となったときは、本部長は各部長に、部長は部内の各課長に応援を命ずることとする。

(2) 班の編成

本部長は、特定の事務を重点的に実施するため必要があるときは班を設けることとし、班の要員に不足があるときは前記(1)により応援を行うこととする。班長は、原則として、班の行う事務の所管課長とする。

なお、班長は*様式1「班員名簿」を作成する。

(3) 上記①及び②を踏まえ、初動作業の事務分掌及び班編成並びに配置職員については、次の資料のとおりとする。

* 資料5	「主な初動作業の事務分掌及び班編成一覧」
* 資料6	「班編成・主な初動作業の職員配置表」

3 避難指示等伝達班及び避難誘導班の職員態勢

個別対策マニュアルにおいても説明しているとおり、要員をあらかじめ確保せず、必要とされる状況になったときに、地区情報班をはじめ他の職員により避難指示等伝達班及び避難誘導班を編成し、本作業に従事させることとする。(状況によっては、被害情報収集活動等従事中の作業を中断する。)

理由は下記のとおり。

- (1) 避難指示等伝達及び避難誘導作業が必要性の判断は、災害の状況(泊江市では、消防力により制圧できない火災が発生しているかどうか)が主な要因となると推測できる。)によりきわめて流動的である。結果として、警戒区域の設定並びに避難情報・勧告・指示の発令が行われないこともある。
- (2) 地震発生から避難指示等伝達並びに避難誘導作業が必要とされる状況になるまでの時間帯での職員の有効活用を図る。
- (3) 避難指示等伝達及び避難誘導作業には、本部との迅速かつ密接な連絡が必要であり、被害情報収集に使用していた市無線機の活用が必要である。

4 庁用車及び市無線移動系の配備

(1) 庁用車

本部が設置されたときは、車両及び車載無線の有効活用を図るため、総務課が庁用車の統括管理を行い、配備決定を行う。

初動作業時における庁用車の標準的な用途は、次の資料のとおりである。

* 資料 7 「初動作業時における庁用車配備一覧」

(2) 市無線機

市無線機については、安心安全課が統括管理を行い、配備決定を担当する。

標準的な用途については、次の資料のとおりである。

* 資料 8 「初動作業時における市無線機配備一覧」

5 職員の安全・健康の確保と勤務記録等

(1) 災害対策の第一線で作業する職員の体力維持のため、次の対策を講じる。

① 宿泊及び仮眠施設の確保

市役所庁舎並びに市民センターの一部スペースを、職員の宿泊や仮眠施設として確保する。

② 食料、毛布等の支給

職員へ配布する食料、毛布その他必需品を確保する。備蓄品だけでは不足する場合は外部からの調達を図る。

(2) 勤務記録等の作成

① 各職員は可能な範囲で自己の日々の作業記録を作成し、所属課長、班に所属した場合は所属班長に提出しなければならない。

* 様式 2 「職員作業記録」

② 各課長及び班長は所属職員の日々の勤務記録簿を作成し保存しなければならない。

* 様式 3 「職員勤務記録簿」

VII 市施設の機能・役割

初動作業を含めた震災応急対策において、市施設の役割・機能は重要となる。

市庁舎以外の主な施設の市計画及び本マニュアルに基づく機能を、次の資料に示す。

* 資料 9 「震災応急対策における主な市施設機能一覧（市庁舎を除く）」

VIII 初動対策における応援・協力

初動対策においても、各機関と締結している災害時における協定に基づく応援と協力の活用が必要である。

狛江市震災初動マニュアル本編

第 2 部

個別対策マニュアル

災害対策本部設置・運営初動マニュアル

1 マニュアルの目的

本部は、狛江市域に災害が発生又はそのおそれがある場合において、必要があると認めるときに、市長が災害対策基本法の規定に基づき市計画の定めるところにより設置するもので、狛江市防災会議と緊密な連絡のもとに、災害応急対策を実施する。この個別対策マニュアルは、地震発生から6時間以内（震災初期）における本部の設置及び運営を、的確かつ効率的に行うことを目的とする。

2 市計画における対策該当箇所

第3部第1章 「応急活動体制」

3 組織、事務分掌及び作業従事者

(1) 組織

- ① 条例により、本部には本部長室及び部を置くこととされ、詳細については規則等に定められている。

* 資料 13 「狛江市災害対策本部の構成図」

- ② 作業すべてを、総務部長が統括部長として統括する。

- ③ 班編成

ア 市民からの通報や問い合わせに対応するために「市民・電話対応班（本個別対策マニュアルにおいて、以下「班」という。）」を編成し、政策室長が班長となる。

担当部長	班 長	構成課・人員数
企画財政部長	政策室長	秘書広報室 4
		政策室 2
		市史編さん室 1
		議会事務局 1
		会計課 1
		(災対企画財政部小計) 9
		市民課 8
		納税課 2
		(災対市民生活部小計) 10
		合計 19

イ 本部長室における庶務作業（指示・報告の伝達及びその記録、会議録の作成その他）を行うために「本部長室庶務班」（本個別対策マニュアルにおいて、

以下「庶務班」という。)を編成し、職員課長が班長となる。

担当部長	班 長	構成課・人員数
総務部長	職員課長	課税課 5 地域活性課 4 農業委員会事務局 1 (合計) 10

(2) 事務分掌

本個別対策マニュアルによる作業の事務分掌は、資料5「主な初動作業の事務分掌及び班編成一覧」による。

4 留意点及び作業要点

(1) 留意点

- ① 市計画により発災からおおむね 72 時間までは人命に係る応急対策活動に重点を置くこととされている。

発災から 6 時間以内においては、人命に係る応急対策を立ち上げるための作業を的確かつ効率的に実施することが求められる。

- ② 市計画に示されているように、本部の組織及び運営は「災害対策基本法」、「条例」、「規則」及び「運営要綱」により定められる。

- ③ 本部長室の所掌事務（規則）

震災初期において、本部長室が審議策定する必要のある事項は主に次のとおりとなる。

ア 本部の非常配備態勢の発令及び解除に関すること。

市長により本部の設置が決定されたときには、非常配備態勢の区分の決定が行わなければならない。

本部開設後も、必要に応じて非常配備態勢区分の見直しを行う。

また、本部長は、災害の状況その他により必要があると認めたときは、特定の部に対してのみ非常配備態勢の指令を発し、又は特定の部に対して種別の異なる非常配備態勢の指令を発することができる。

イ 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。

「情報の収集及び伝達・広報初動マニュアル」により実施する。

多岐にわたる応急対策を的確かつ効率的に実施するために、正確な災害情報の収集・伝達は必要不可欠となる。

ウ 避難の指示等に関すること。

「避難指示等発令・伝達初動マニュアル」により実施する。

地震による火災などから多くの市民の生命・身体を守るために、警戒区域の設定あるいは的確な避難準備・勧告・指示の発令を行い、これらを市民及び関係機関に伝達しなければならない。

的確な発令には、災害状況すべてにわたる情報に基づく総合的な判断が必要となる。

また、発令に伴う避難指示等の伝達、避難誘導及び避難場所の開設のために膨大な作業が必要になる。

なお、本作業は発災後の時間経過を問わずその必要性に応じて実施する作業であるが、6時間以内に実施する可能性があり、また、必要性が生じてから迅速な対応が求められるため、本部長室が震災初期において審議策定する事項として位置づける。

エ 災害救助法の適用に関すること。

災害救助法による救助は都知事により国庫負担で行われるため、市の応急対策に災害救助法を適用することは、財政負担を軽減する観点からも重要となる。

災害救助法の適用基準は災害規模に対応して定められており、その基準に該当、又は該当する見込みがあるときは、市長は、直ちにその旨を都知事に報告し、適用を都知事に要請する。

また、災害の事態が急迫し、都知事による災害救助法の適用を待つことができないときは、市長は災害救助法による救助に着手し、その状況を直ちに都知事に報告し、その後の処理について都知事の指示を受ける必要がある。

オ 東京都及び他区市町村との相互応援に関すること。

市長は、東京都あるいは他区市町村への災害対策基本法の規定あるいは応援協定に基づく応援の要請を行う。

カ 自衛隊に関する災害派遣の要請に関すること。

市長は、市域における応急対策を実施するために必要があると認めた場合は、都知事に対し災害対策基本法の規定に基づく自衛隊の派遣要請を要求する。

通信の途絶等により都知事に対する自衛隊の災害派遣要請ができない場合には、直接関係部隊に通報する。この場合、速やかに都知事に通知するものとする。

キ その他、災害発生初期における重要な災害対策に関すること。

④ 部の分掌事務（規則）

災害対策全般に係る部の分掌事務は規則に規定されている。

初動作業を迅速かつ円滑に実施するために、この分掌事務の運用の一形態として、各部間にわたる応援と班編成が必要となる。

詳細については、各個別対策マニュアルに規定する。

⑤ 本部長は、必要に応じて、本部員会議又は部長会議を招集する。（規則）

⑥ 管財課はいくつかのチームに分かれ、市庁舎、あいとぴあセンターの他、一時・広域避難場所の屋内施設の状況確認を実施する。

⑦ 指示、報告等の記録

初動作業実施の様々な状況で、要員の対面、市無線、電話等により指示や報告

あるいはこれらの伝達などが行われる。

これらを記録するために* 様式4 「連絡等発受票」を用いる。

(2) 作業要点

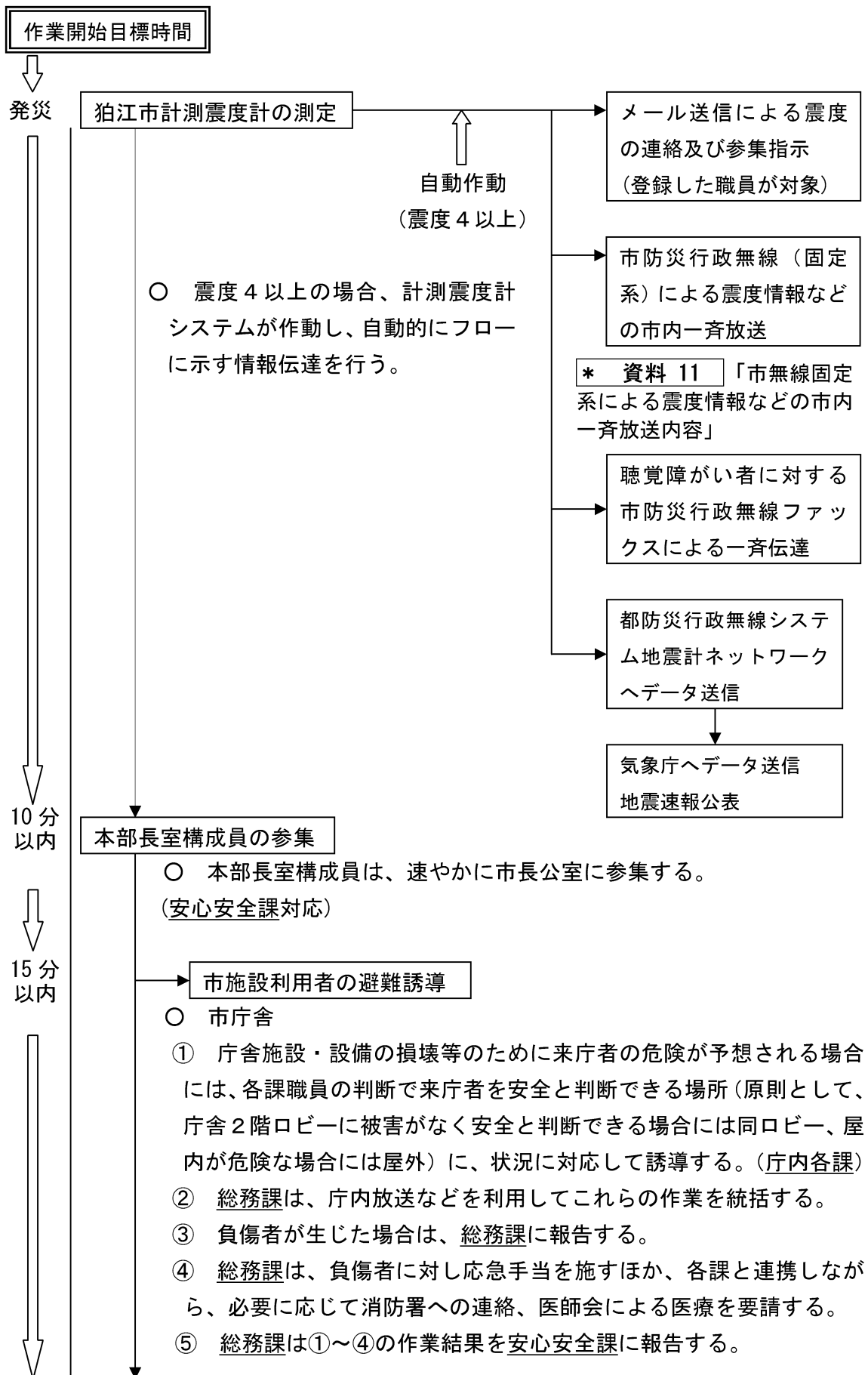
本部の運営については要綱及び市計画に規定されており、作業はこれらの規定に基づき実施していく。

5 【参考】阪神・淡路大震災の状況（内閣府「阪神・淡路大震災教訓情報資料集」から抜粋）

- 市庁舎の損傷により、必要資料が取り出せない、ガラスの破損や什器、備品類の転倒、停電・断水などによる施設機能の低下により、本部活動に支障をもたらした。
- 状況を把握し、関係機関と連絡をとるための電話や通信システムは、輻輳や停電、施設被害などの影響で、当初は利用できなかった。
- 被害状況の収集は、人命救助を優先せざるを得なかったこともあって非常に困難で、甚大な被害が発生していることが判明するためには時間を要した。
- 警察、消防、自衛隊など広域応援が必要とされたが、被害状況の把握が困難だった上、連絡手段となる電話の輻輳などによって、直後の要請は困難だった。

6 作業実施手順

別記フローチャートに示す。



15分
以内

○ 市庁舎以外の市施設

各市施設担当課は、市庁舎に準じ、来所者を安全な場所に誘導し、負傷者の応急手当を実施し、医療受診を手配する。作業結果を安心安全課に報告する。

→ 市施設・設備の安全点検・機能維持の開始

○ 市庁舎

総務課並びに管財課が連携して、余震等にも配慮しながら、次の点について被害状況の把握を行うとともに、立入禁止や避難、あるいは応急修理の手配などの処置をする。

なお、総務課は、状況把握と作業の結果を安心安全課に報告する。

① 庁舎建物並びに付属施設における破壊やひび割れ、その他の損壊の有無

② ガス漏れ・漏電・漏水箇所の有無

③ 備品、機器類、窓枠などの落下、転倒等の有無

④ ライフライン・有線電話の状況

※ 停電時には、非常用発電機（約 10 時間稼動する見込み）の補充用燃料を調達する必要がある。

※ 市役所への水道が断絶したときには、庁舎内では約 1 日間で飲料水、生活用水が枯渇する可能性があるため、別途、職員の活動維持のために飲料水、生活用水の確保対策を講じる必要がある。

⑤ 市役所有線電話（N T T）並びに内線電話の状況

停電時には、電話交換機が非常用発電機に自動的に接続することにより内線電話を使用することができる。（同時に 18 回線まで）

非常用発電機停止時には、電話交換機付属バッテリーにより 3 ～ 6 時間稼動する。

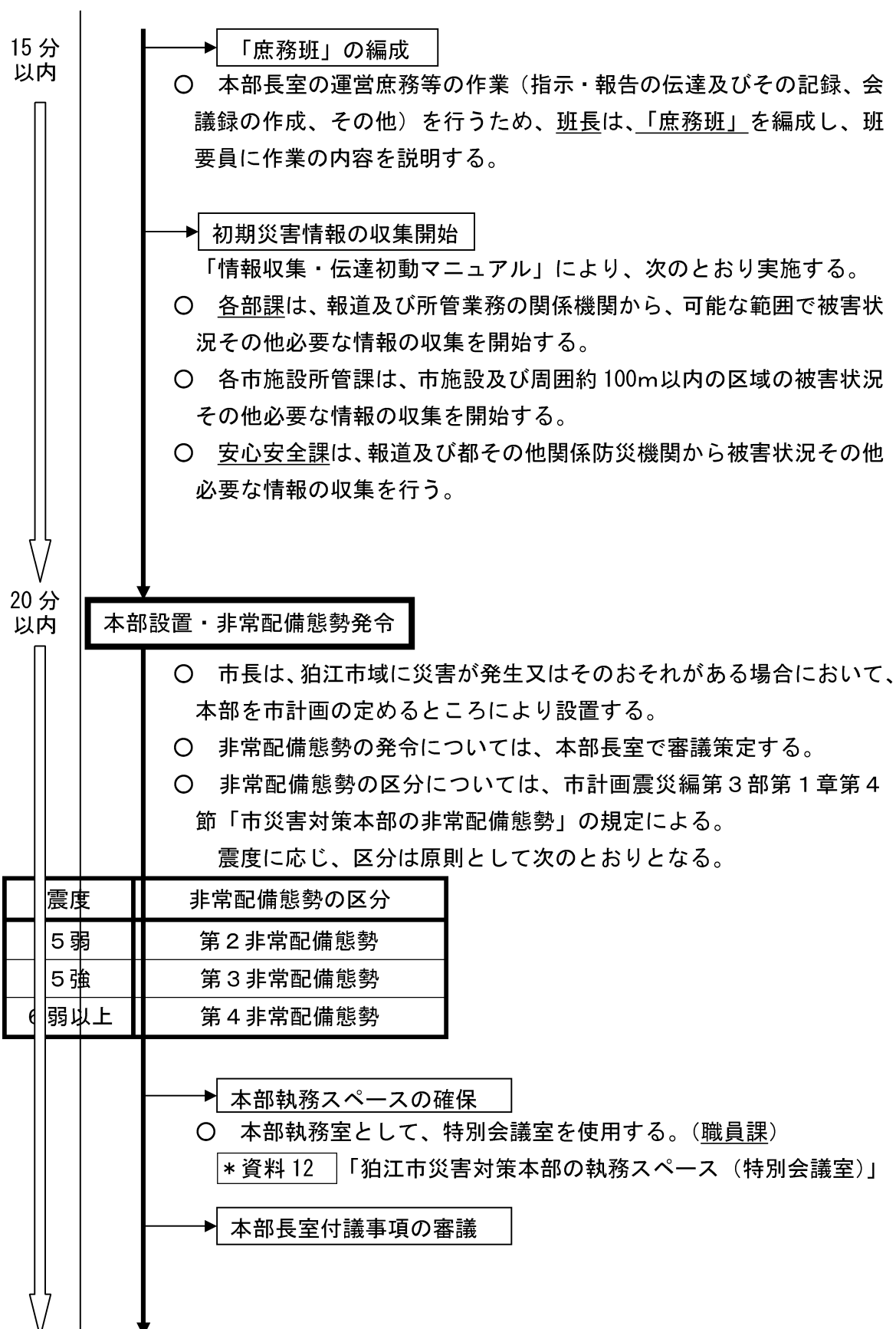
○ 市庁舎以外の市施設

各市施設担当課は、市庁舎に準じた対応を行う。なお、報告は安心安全課に行う。

→ 「班」の編成

○ 市民からの通報や問い合わせに対応するため、班長は、「班」を編

成し、班要員に作業の内容を説明する。



○ 安心安全課対応

20 分
以内

情報の収集及び伝達・広報作業の開始

- 情報の収集及び伝達・広報初動マニュアルに基づく作業を開始する。
地区情報班は、市役所を出発する。

各部課における災害応急活動の準備開始及び始動

- ① 各部課においては、災害応急作業の開始に備えて、準備を開始する。
- ② 一時避難場所運営班及び広域避難場所運営班は、市役所を出発する。
- ③ 職員医療班は、医療救護所開設のために必要に応じて市役所を出発する。
- ④ 捜索・救出班は、緊急性が求められる場合は直ちに出勤する。
- ⑤ その他緊急性のあるものについては、本部長の指示のもとに作業を開始する。

市民からの通報・問い合わせ対応

※情報の収集及び伝達・広報初動マニュアル

- 「班」（担当要員合計 19 名）は、市民の駆け込み、電話による問い合わせ・情報提供の窓口となる。
 - （1）担当要員は、得た情報を直ちに安心安全課に報告する。
 - （2）担当要員が問い合わせに対し回答する内容は、安心安全課から指示する。
- 市役所の外部への電話回線は、交換機を介して同時に 18 回線まで接続が可能である。
18 の内線電話を特定し、外部からの受信は 1 室において対応することが望ましい。

市と関係機関との連絡・協議

- 庁内各部課は、応急対策の実施に伴い必要となる連絡・協議を関係機関と行い、連携をとって応急対策を実施する準備を進める。
- 安心安全課では、消防署、消防団及び警察署等の関係防災機関と連絡・協議を開始する。

40 分
以内

応急対策の決定

- 本部は震災の状況を的確に把握し、個々の初動対応の必要性を判断するとともに、すでに実施している初動作業の経過を勘案して、実施すべき応急対策を決定する。

災害救助法適用要請 (財政課)

- * 資料 13 「災害救助法適用要請手続き」による。

都及び他区市町村への応援要請 (安心安全課)

- 市計画震災編第3部第3章「応援協力・派遣要請及び労働力の確保」第1節「相互応援協力」による。

自衛隊の派遣要請 (安心安全課)

- * 資料 14 「自衛隊派遣要請手続き」による。

庁用車及び市無線機の配備決定

- 庁用車 総務課が配備決定を行う。
- 市無線機 安心安全課が配備決定を行う。

各部長の所属職員への応急対策の指示及び各部の動員表に基づく、職員の配置、集合方法及び交替方法を周知徹底する。

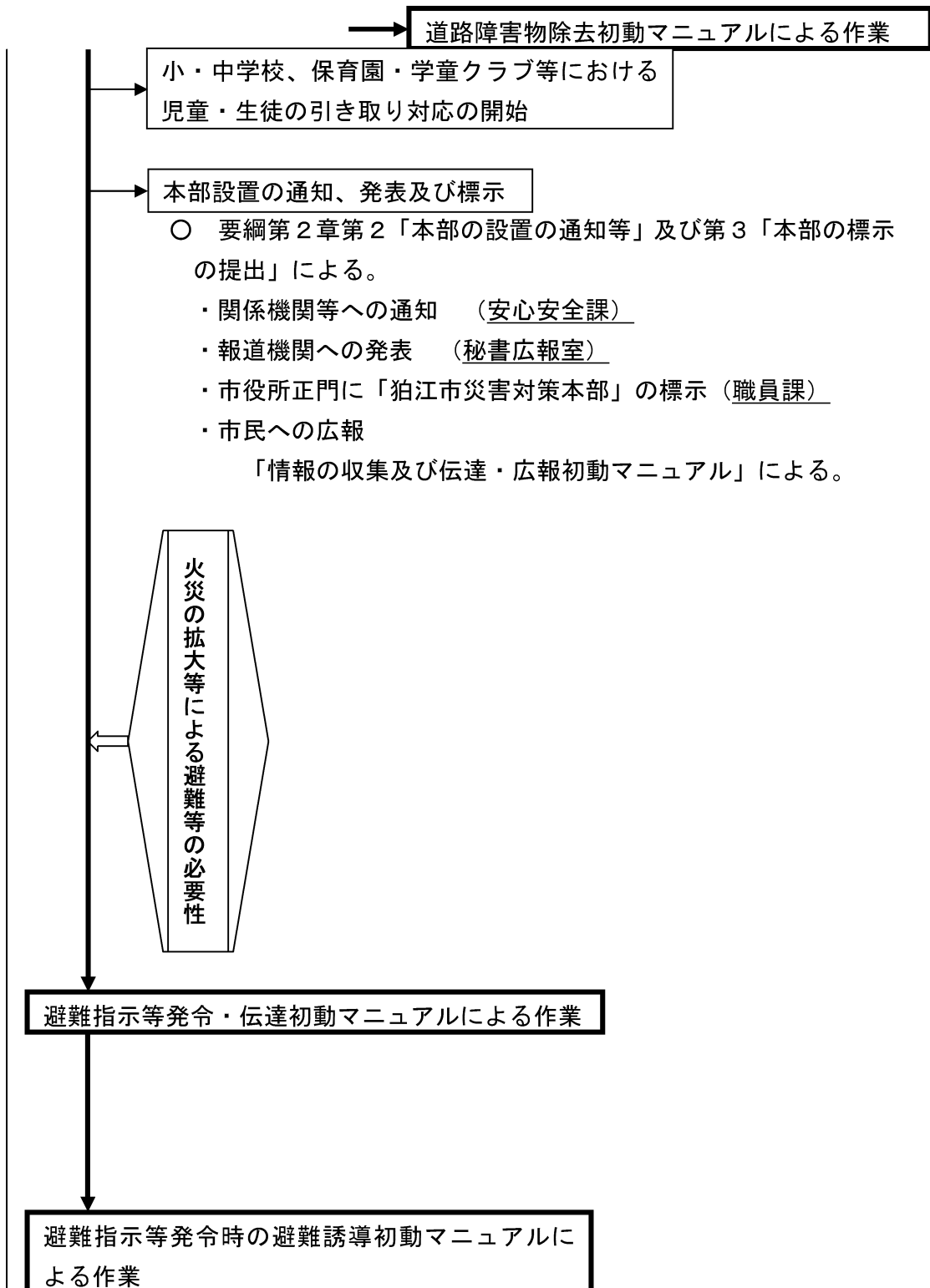
応急対策の開始

避難場所運営初動マニュアルによる作業

医療救護初動マニュアルによる作業

搜索・救出初動マニュアルによる作業

応急給水初動マニュアルによる作業



情報の収集及び伝達・広報初動マニュアル

1 マニュアルの目的

災害発生直後からの的確な災害対策を実施するためには、災害の規模、被害状況の全体像を一刻も早く把握することがきわめて重要となる。

また、市民に対して正確な災害状況を提供することで市民の的確な対応を促し、被害の拡大を防ぐ効果が期待できる。

本個別対策マニュアルは、地震発生から6時間以内（震災初期）における情報の収集及び伝達・広報作業を、的確かつ効率的に行うことを目的とする。

2 市計画における対策該当箇所

震災編第2部第4章 「情報通信体制の整備強化」

震災編第3部第2章 「情報の収集・伝達」

3 組織、事務分掌、作業従事者及び装備

(1) 組織

① 作業すべてを、総務部長が統括部長として統括する。

② 各部課は所管事項に関する被害状況その他の災害状況を把握しなければならず、本作業には各部課全てが関与する。

③ 班編成

ア 市内各地区における災害情報の収集と情報伝達及び広報を行うために「地区情報班（本個別マニュアルにおいて、以下「班」という。）」を編成し、課税課長が班長となる。

イ 班長は市域全域を14に分けたそれぞれの地区の作業を担当するチーム（1チーム2人の14チーム）を設け、各チームのチームリーダーを選任する。

* 資料18 「地区情報班各チームの担当地区及び担当避難場所一覧」

ウ チームリーダーは、担当する地区の作業を統括する責任者となるとともに、班長との連絡を担う。

エ チームリーダーは、チーム割り当ての市無線機を携帯する。

担当部長	班長	構成課・人員数	チーム編成
市民生活部長	課税課長	市民課 4 課税課 12 納税課 6 地域活性課 6 <u>合計 28</u>	班員2名を1チームとし、市域全域14地区ごとに1チームを派遣。 合計14チーム。

(2) 事務分掌

資料5「主な初動作業の事務分掌及び班編成一覧」による。

(3) 装備（「班」）

- ・ 可能な限り自転車を使用
- ・ 市無線機 14 台（1 チーム 1 台使用。各小・中学校職員室に配置してある市無線機 2 台のうち 1 台を使用する 10 チームは、下表のとおり。その他のチームは、安心安全課所在の市無線機を使用する。）

地区番号	1	2	4	5	6	8	9	11	12	13
使用市無線機 所在場所	一小	和泉 小	一中	五小	三中	緑野 小	四中	三小	六小	二中

* 資料 15 「地区情報班各チームの担当地区及び担当避難場所一覧」

- ・ 狛江市防災マップ、担当地区の地図、「様式 1 連絡等発受票」、「様式 5 被害概況調査票（火災）」及び「様式 6 被害概況調査票（家屋倒壊）」、筆記用具
- ・ メガホン、ヘッドランプ、飲料水

4 留意点及び作業要点

(1) 留意点

- ① 災害対策基本法第 53 条の規定により、市は、その区域内に災害が発生したときは、速やかに当該災害の状況及びこれに対し行った措置の概要を東京都に報告しなければならない。
また、市計画により、市をはじめとする関係防災機関は、災害の発生に際して、所管業務に関する被害状況を迅速・的確に把握し、応急対策活動と併せて、必要に応じて相互に連絡をとることが定められている。
- ② 震災初期において火災が発生したときに、消防機関は地震火災を重点に対応する。このため、本部は家屋・ブロック塀の倒壊等火災以外の要因による人的被害についての情報収集に努める必要がある。
- ③ 報道機関への情報の公表は、他の災害対策活動の支障とならないよう時間、場所（原則として、記者クラブ）その他必要なルールを設け、適切に行う。

(2) 作業要点

○ 「班」の編成と出発

- ① 狛江市計測震度計により震度 5 強以上が測定されたときは、班長は地震発生後直ちに「班」要員を選任し、14 の地区ごとにチーム編成を行い、チームリーダーを選任する。同時に、連絡調整などの他作業を担当する職員を選任する。
- ② 上記班要員は、速やかに必要な装備を整える。
- ③ 本部設置の決定が行われた時点で、「班」各チームは、それぞれの担当地区に向け、市役所を出発する。

○ 情報の収集

次の項目について、実施する。

- ① 報道及び各部課所管事務の関係機関からの情報（庁内各部課）
- ② 各市施設及び周囲の被害状況（各市施設所管課）
- ③ 消防署・消防団・警察署その他関係防災機関からの情報（安心安全課）

ア 消防署からの情報収集

東京消防庁は、防災専門機関として、多岐にわたる情報収集手段を整備している。特に、避難指示等の発令に際しては、火災の延焼予測に関する消防署の情報は重要である。市はこれらによる情報の提供を受け、初動活動を実施する。

イ 消防団からの情報収集

消防団本部から、又は消防団本部の了解を得て、分団から直接、各地域の被害情報を収集する。

- ④ 市民からの通報・問い合わせ（市民・電話対応班）

「災害対策本部設置・運営初動マニュアル」により設置された市民・電話対応班は、市民の来所・電話による通報・問い合わせから得られた情報を直ちに安心安全課に報告する。

- ⑤ 市内各地区の被害状況（「班」）

ア 市域を 14 の地区に分け、それぞれの地区を各チーム（原則として班員 2 名により構成）で巡回して人身・建築物等の被害状況を収集する。

同時に、市民への震災初期における広報活動も実施する。

また、地区内に所在する資料 9「震災応急対策における主な市施設機能一覧（市庁舎を除く）」中の情報収集・伝達施設（小・中学校を除く。）に最初に赴き、情報の収集・伝達を行う。

* 資料 16 「地区情報班による情報収集及び伝達・広報作業実施手順」

イ 「班」各チームは収集した情報を携帯する市無線機により安心安全課に直接報告する。安心安全課は報告された情報を集約・整理する。

ウ 早急な対応が必要とされる状況にもかかわらず捜索・救出作業が行われていない災害現場を情報収集作業時に発見した場合には、まず現場付近の消防署員、消防団員や近隣住民等に捜索・救出作業を依頼する。これらによる活動が見込めない場合には、速やかに市無線機を用いて本部に消防・警察や市の捜索・救出班の出動を求める。その後、情報収集・伝達を速やかに再開する。

* 資料 17 「現場における地区情報班の捜索・救出への対応」

- ⑥ 緊急道路その他の主要道路の被害及び閉塞状況（「班」及び道路班）

道路の損壊や障害物により人員・車両の通行に支障が生じ、初動活動の妨げとなっている場所、状況を把握する。

- ⑦ 断水地域の把握（「班」及び給水班）

水道施設の被害により、断水が生じている地域を把握する。

⑧ 下水道施設の被害状況（下水道課）

下水道がその機能を果たすことができなくなった場合には、市民生活に大きな影響を与えるとともに、公衆衛生被害の発生や浸水被害の発生など、市民の生命・財産に重大な事態に繋がるおそれもある。

このため、職員の巡回により、ポンプ場その他の施設の被害状況を把握する。

○ 収集した情報の集約・整理

- ・ 各部長は部内各課で収集した情報で安心安全課に報告していないものを集約・整理し、本部として把握が必要な事項を、安心安全課に報告する。

前記④及び⑤については担当班が安心安全課に直接報告する。

- ・ 安心安全課では取得したすべての情報を集約・整理し、総務部長に報告する。

○ 情報の伝達・広報

① 市民を対象とした伝達・広報

状況に応じ、次に掲げる手段を選択し、実施する。

- ・ 市防災行政無線（固定系）（政策室）
- ・ 市民からの問い合わせに対する説明・回答（市民・電話対応班）
- ・ 職員の巡回による地区の被害状況収集作業と同時に行う広報活動（「班」）

* 資料 16 「地区情報班による情報収集及び伝達・広報作業実施手順」

- ・ 情報提供施設の職員による広報活動（各市施設職員）

該当施設は、施設の安全・機能の確保、児童・生徒、園児、来所者の保護等本来の所管業務にかかる災害対策を行った上で、可能な範囲で地域の市民等からの問い合わせに応じて、情報を提供する。

- ・ 消防署・消防団、警察署及びライフライン等の関係機関による広報（安心安全課で要請）
- ・ 市ホームページ（秘書広報室）
- ・ 登録者に対する「こまめ安心安全情報メール」（安心安全課）
- ・ 特定機種携帯電話利用者に対するエリアメール「狛江市緊急災害情報メール」（安心安全課）

② 報道機関への公表（秘書広報室）

③ 東京都、消防署、警察署及び消防団等関係防災機関に対する報告及び伝達（安心安全課）

東京都への報告は、災害対策基本法第 53 条により市の責務となっている。

また、災害対策を的確に実施するために、関係防災機関が情報を共有することは欠かすことができない。

○ 「班」の作業終了後の対応

被害情報収集作業が終了した時点で、班要員ごとに担当避難場所へ移動し、一時・広域避難場所運営班の応援を行う。

* 資料 15 「地区情報班各チームの担当地区及び担当避難場所等一覧」

○ 避難指示等伝達への対応

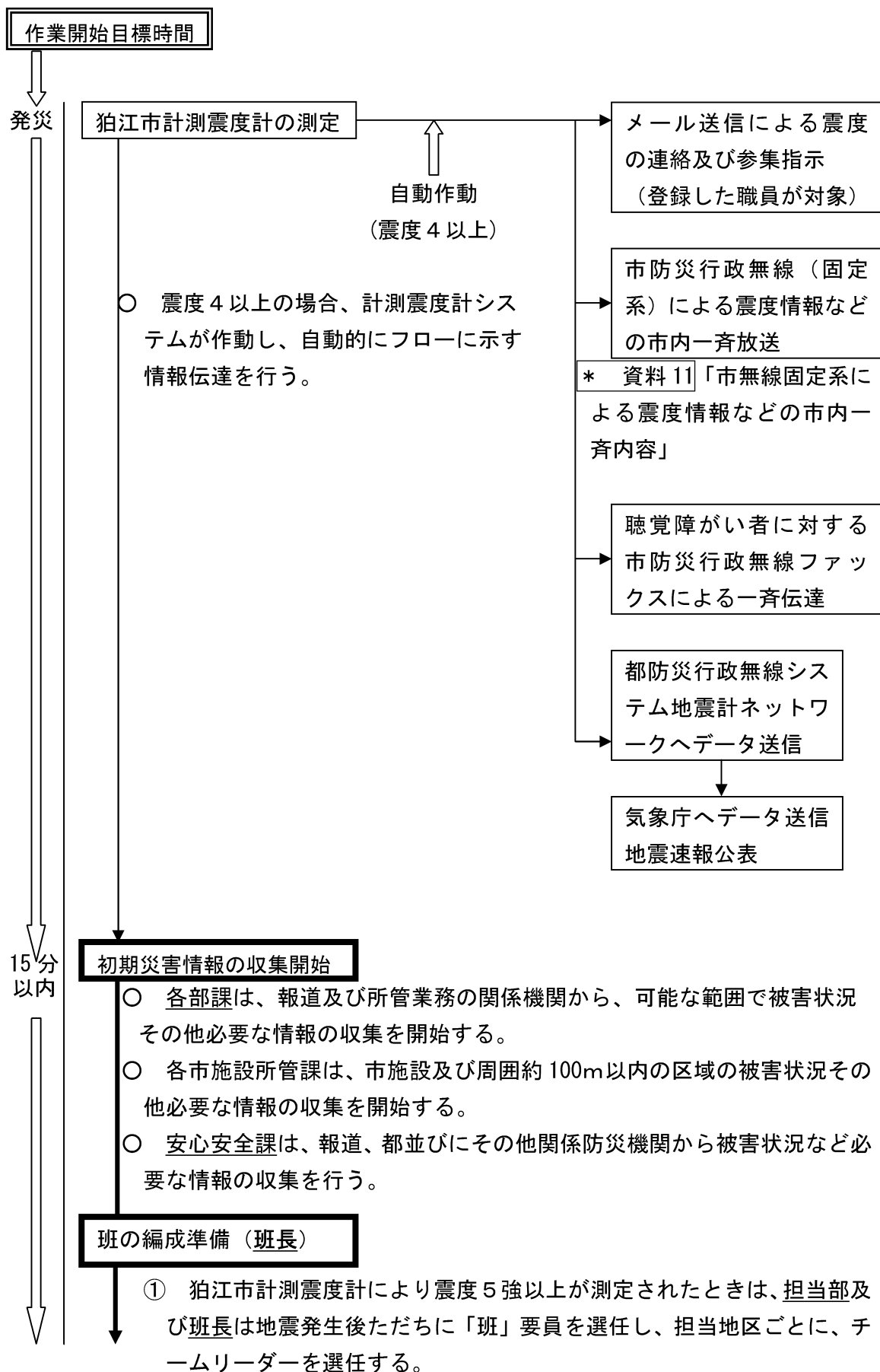
「班」要員は、避難指示等が発令された場合には、本部の指示により被害情報収集作業又は上記応援作業を中断し、避難指示等伝達班として新たに活動を行う。（「避難指示等発令・伝達初動マニュアル」参照）

5 【参考】阪神・淡路大震災の状況（内閣府「阪神・淡路大震災教訓情報資料集」から抜粋）

- 状況を把握し、関係機関と連絡をとるための電話や通信システムは、輻輳や停電、施設被害などの影響で、当初は利用できなかった。
- 被害状況の収集は、人命救助を優先せざるを得なかったこともあって非常に困難で、甚大な被害が発生していることが判明するためには時間を要した。
- 地震発生直後から、被災地では安否確認、緊急通信、受話器はずれ等のために通話量が急増し、電話回線が輻輳した。
- 災害初期の数日間、携帯電話は一般電話より通じやすかったが、外部からの大量持ち込みでつながりにくくなった。
- 当初利用可能だった携帯電話は、バッテリー切れによる利用不能のほか、救援・復旧関係者による被災地外からの大量持ち込みによる輻輳の発生で利用できなくなった。
- 震災初日の被災地内では停電などによりテレビの視聴はほとんどできず、ラジオが最も有力な情報ソースとなった。

6 作業実施手順

情報の収集及び伝達・広報それぞれについて、別記フローチャートに示す。



15 分
以内

↓
20 分
以内

- ② 上記班要員は、速やかに必要な装備を整える。
- ③ 班長は、班要員にあらかじめ作業内容を説明する。

本部設置決定・非常配備態勢発

災害情報の収集開始

- 本部設置後本部室の応急対策決定を待たず、次の①～⑦に示す作業を開始する。

①報道及び各部課業務関係機関からの情報収集

本部設置以前からの災害情報の初期収集作業を継続する。

- 各課は、報道及びそれぞれの業務の関係機関から、可能な範囲で被害状況その他必要な情報の収集を行い、本部として把握が必要と判断されるものを、安心安全課に即時報告する。
- * 報道からの情報収集は、市外の地域を含めた災害の全容及び規模のほか、国・都の災害対策の動きを迅速に把握する手段となる。
- その一方、報道内容が断片的な情報となる場合もあり、重要事項については、直接関係機関に確認が必要な場合もある。
- また、市内公共機関、各種施設等からの情報収集は、災害の全容を早期に把握するためのものである。

②市施設及び周囲の被害状況把握

- 各所管部長は、必要事項を安心安全課に即時報告
- 各市施設の建物、設備、来所者及び周囲 100m 以内の区域の被害状況その他必要な情報の収集（所要時間は 15 分を目安とする。）を市施設所管課で実施し、安心安全課に報告する。

③消防署・消防団・警察署その他関係防災機関からの情報収集

- 本部は、震災初期における消火活動や救命・救護活動の主体となる消防署・消防団及び救出・警護活動にあたる警察署と密接に情報交換を行う。また、都その他関係防災機関からも情報収集を行う。（安心安全課）
- 各機関の市無線機等保有状況

消防署	専用有線電話 × 1
	市無線機 × 1
	衛星携帯電話 × 1
消防団	・ 団本部は団本部器具置場に開設

20 分
以内

・市無線機×24

(団本部器具置場、団長・副団長、指揮車・ポンプ車
及び分団器具置場に配置)

警察署 市無線機×1

○ 情報把握内容

次の下記資料の記載事項に基づき情報把握を行う。

* 資料 18-① 「本部と消防署との情報交換事項」

* 資料 18-② 「本部と消防団との情報交換事項」

* 資料 18-③ 「本部と警察署との情報交換事項」。

* 消防団各分団は、担当地域の被害状況の早期把握が可能なことから、その活用が重要である。

④市民からの通報・問い合わせによる情報収集

○ 市民・電話対応班は、収集した情報を、安心安全課に報告する。

○ 本部の設置・運営に伴い設置した市民・電話対応班は、市民の来所又は電話による通報などから得た情報を直ちに安心安全課に報告する。

⑤市内各地区の被害状況把握

○ 「班」は、市無線により被害状況を安心安全課に報告する。

○ 本部設置の決定が行われた時点で、「班」各チームはそれぞれの担当地区に向けて市役所を出発する。

○ 「班」は、災害状況、必要とする対応などに関する市民への伝達・広報を上記作業と同時に実施する。

○ 実施内容

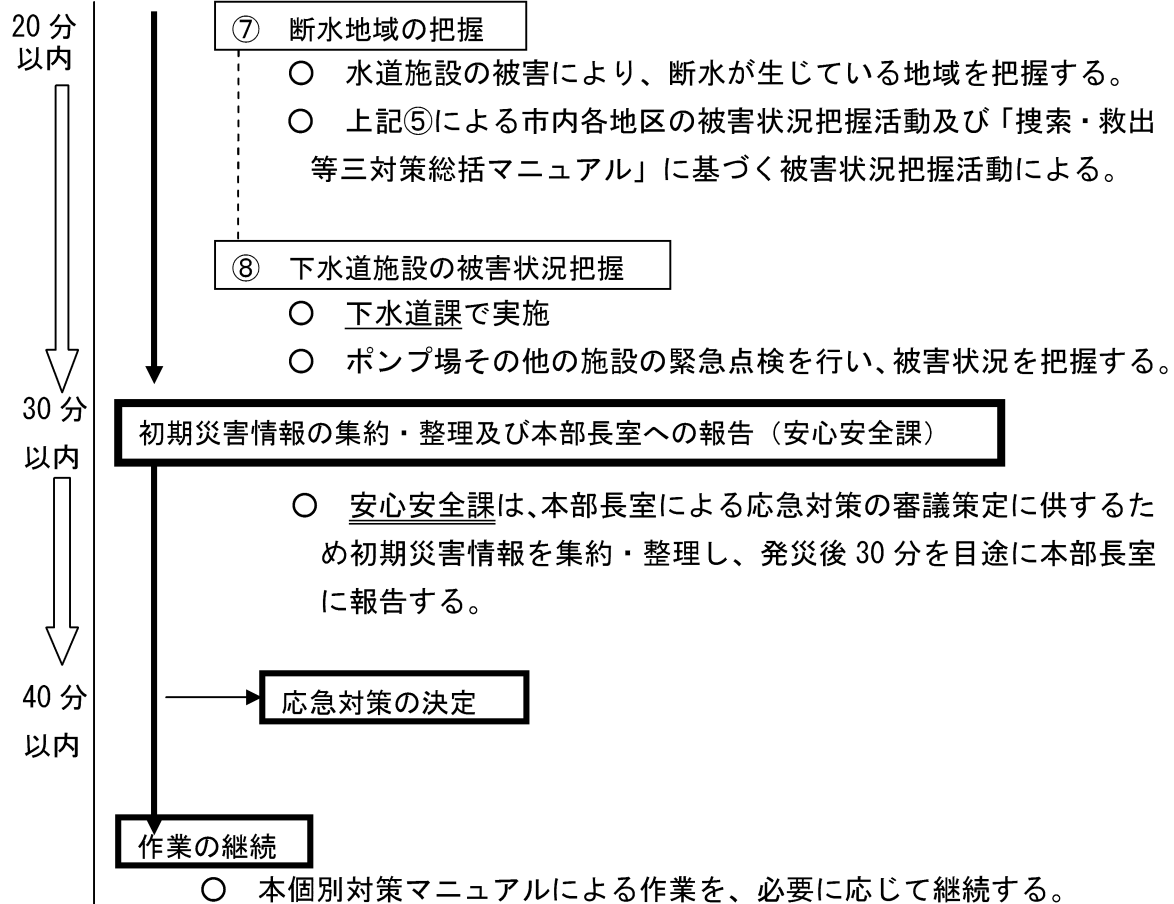
資料 16「地区情報班による情報収集及び伝達・広報作業実施手順」による。

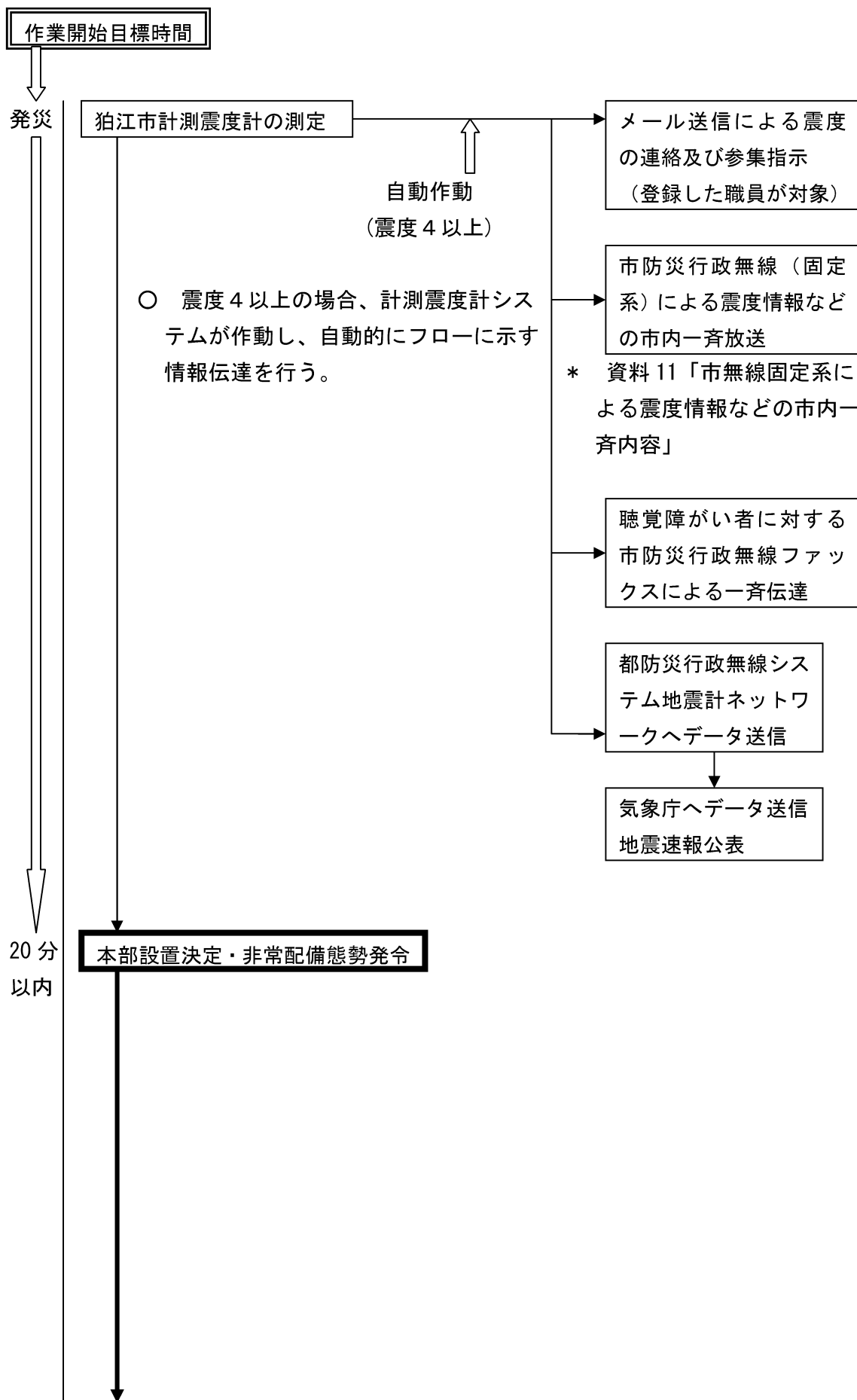
○ 本作業終了後、本部の指示により、避難場所等設置・運営初動班の応援のため、担当避難場所に移動する。

⑥ 緊急道路及びその他の主要道路の被害及び閉塞状況把握

○ 道路の損壊や障害物により人員・車両の運行に支障が生じ、初動作業の妨げとなっている場所、状況を把握する。

○ 上記⑤による市内各地区の被害状況把握活動及び「搜索・救出等三対策総括マニュアル」に基づく被害状況把握活動による。





災害情報の伝達・広報の開始

- 本部設置後本部室の応急対策決定前においても、情報収集により得られた情報を必要に応じ下記作業による伝達・広報を開始する。

市民を対象とした伝達・広報

市防災行政無線（固定系）（政策室）

市内各地区に存在する市防災行政無線固定系子局を通じての広報

市民からの問い合わせに対する説明・回答

（市民・電話対応班）

市民の来所・電話による問い合わせに対する説明・回答による伝達

市内各地区における市職員の巡回（地区情報班）

被害状況の収集作業と同時に行う広報

* 資料 19 「地区情報班による広報内容（例）」

情報提供施設（該当市施設担当課）

* 資料 9 「震災応急対策における主な市施設機能一覧」中の情報提供施設における広報

* 該当施設は、施設の安全・機能の確保、児童・生徒、園児、来所者の保護等本来の所管業務にかかる災害対策を行った上で、可能な範囲で地域の市民等からの問い合わせに、情報を提供する。

関係機関（安心安全課から要請する。）

消防署・消防団、警察署及びライフライン等の関係機関による広報

市ホームページ（秘書広報室）

こまめ安心安全情報メール（安心安全課）

あらかじめ登録した市民の携帯電話あるいはパソコンに対するメール送信による情報伝達

狛江市緊急災害情報メール（安心安全課）

事業者が特定機種の携帯電話に実施するエリアメールを媒介してのメール送信による情報伝達

報道機関への公表 (秘書広報室)

報道機関への情報の提供は、他の災害対策活動の支障とならないように時間、場所（原則として、記者クラブ又は市長公室）その他必要なルールを設け、適切に行う。

関係防災機関に対する報告及び伝達 (安心安全課)

東京都への報告は、市の責務である。

消防署・団、警察署及びその他の関係防災機関が情報を共有することは、相互の連携のために欠かせない。

作業の継続

- 本個別対策マニュアルによる作業を、必要に応じて継続する。

避難指示等発令・伝達

初動マニュアル

1 マニュアルの目的

地震による火災などから市民の生命・身体を保護するために、必要に応じて警戒区域の設定と避難準備・勧告・指示の発令及び伝達を行うことは人的被害を拡大させないための基本的な対策となり、本部は総力を挙げてこれを実施する必要がある。

この個別対策マニュアルは、地震火災を想定したこれらの作業をよりの確に行うことを目的とする。

なお、本作業は発災後の時間経過を問わずその必要性に応じて実施する作業であるが、6時間以内に実施する可能性があり、また、必要性が生じてから迅速な対応が求められるため、初動マニュアルとして位置づける。

また、地震火災以外の要因により避難指示等が発令される場合においても、本マニュアルを準用することとする。

(注) 第1部総論Ⅳ用語の定義で規定したように、「避難指示等」という用語により、警戒区域の設定、避難準備（要援護者避難情報）、避難勧告及び避難指示の全てを表すこととする。

2 被害想定及び市計画における対策該当箇所

(1) 被害想定

* 資料2 「狛江市における震度5強と6弱の被害想定比較」参照

(2) 対策該当箇所

震災編第3部第9章「避難者対策」第1節「避難態勢」1「避難の勧告・指示」

3 組織、事務分掌、作業従事者及び装備

(1) 組織

① 作業すべてを、総務部長が統括部長として統括する。

② 班編成

ア 避難指示等の伝達作業を行うために「避難指示等伝達班（本個別マニュアルにおいて、以下「班」という。）」を編成し、安心安全課長が班長となる。

イ 班長は、避難指示等対象区域をいくつかの地区に分け、それぞれの地区での作業を担当するチームを設け、各チームのチームリーダーを選任する。

ウ チームリーダーは、担当する地区の作業を統括する責任者となるとともに、班長との連絡を担う。

エ チームリーダーは、チーム割り当ての市無線機を携帯する。

担当部長	班長	本作業 従事前の 所属班名	構成課・最大人員数	チーム編成
総務部長	安心安全 課長	地区情報班 給水班 搜索・救出班	市民課 4 課税課 12 納税課 6 地域活性課 6 <u>(市民生活部小計) 28</u> 子育て支援課 5 児童青少年課 2 <u>(児童青少年部小計) 7</u> 学校教育課 4 指導室 2 社会教育課 1 公民館 1 図書館 2 <u>(教育部小計) 10</u> 市庁舎内作業従事者 35 <u>(市庁舎内作業従事者小計) 35</u> 政策室 3 財政課 2 選挙管理委員会事務局 1 監査委員事務局 1 議会事務局 2 会計課 1 <u>(企画財政部小計) 10</u> <u>合計 90</u>	避難指示等対象区域をいくつかの地区に分け、それぞれの地区での作業を担当するチームを設ける。

(2) 事務分掌

資料5「主な初動作業の事務分掌及び班編成一覧」による。

(3) 作業従事者

① 「班」の編成には、「地区情報班」を転用するほか、必要により要員を補充する。

② 「班」の、要員確保枠は最大90名とし、内訳を次表に示す。

危険の切迫度、避難指示等対象地域の広さ、避難指示等伝達作業の所要時間、他作業の進捗状況その他の対策状況を総合的に勘案し、要員確保先及び人数を本部長室で決定する。

この要員の確保は、他の作業を中断させる結果になることにもなる。

充当 順位	充 当 内 訳	人 数
1	地区情報班全員	28 人まで
2	給水班のうち災対児童青少年部及び 災対教育部各職員	17 人まで
3	市庁舎内作業従事者	35 人まで
4	捜索・救出班のうち災対企画財政部 職員	10 人まで

- * 地区情報班は市無線機 14 台を保持しており、本部と「班」の連絡を保つために最優先の確保が必要である。
- * 救出作業は人命確保に直結する作業なので、捜索・救出班からの要員確保は最後とする。
- * 上記要員で不足の場合は、避難指示等対象区域外の「一時避難場所運営班」や「市職員医療班」などの余剰人員からの充当を検討する。

(4) 装備（「班」）

- ・ 市無線機 14 台（地区情報班からそのまま転用）
- ・ 泊江市防災マップ、「様式 4 連絡等発受票」、筆記用具
- ・ メガホン、ヘッドランプ、飲料水
- ・ 配置車両（無線車載） 5 台（捜索・救出等三対策から転用）

4 留意点及び作業要点

(1) 留意点

① 避難指示等の発令と避難誘導との関係

避難指示等の発令に基づき、避難誘導作業は実施される。

* 資料 20 「避難指示等と避難誘導との関係図」

② 要援護者が主に利用する施設では、当該施設が避難準備発令区域になった時点で速やかに避難を開始する必要がある。

「班」チームは担当地区の該当施設に最初に伝達を行うほか、各担当部課で指導、連絡を行う。

③ 小・中学校や保育園を含め各市施設では、当該施設が避難準備発令区域になった時点で速やかに避難を開始する。

小・中学校では、一時避難場所運営班が避難準備の伝達を行う。

「班」チームは担当地区の該当施設に最初に伝達するほか、各市施設担当部課で指導、連絡を行う。

④ 避難指示等の伝達に関しての決定と作業の統括

避難指示等の伝達に関しての重要な決定は本部長室で行い、作業の統括は 総務部長が行う。

班長と「班」は市無線機等の使用により相互に密接な連絡を保つ。

「班」への指示・命令の市無線機を介しての伝達は、安心安全課が実施する。
「班」各チームは、逐次、班長に作業状況その他必要事項を市無線機で報告を行う。この報告の伝達も安心安全課が実施する。

⑤ 警戒区域の設定

災害対策基本法第 63 条の規定に基づき市長が設定する警戒区域の内容は、およそ次のとおりである。

ア 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときに設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対し立入りを制限し、もしくは禁止し、又は退去を命ずることができる。

イ 市長又はその職権を行う職員が現場にいないとき、又はこれらの者が要求したときは、警察官又は海上保安官が上記アの職権を行うことができる。

この場合、実施した者は、そのことを直ちに市長に通知しなければならない。

ウ 市長又はその職権を行う職員が現場にいないときは、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官が上記アの職権を行うことができる。

この場合においても、実施した者は、そのことを直ちに市長に通知しなければならない。

* 参考

消防法第 28 条の規定により、火災の現場における消防吏員又は消防団員は、消防警戒区域の設定、退去命令及び出入禁止制限を行うことができる。

⑥ 避難勧告・指示

災害対策基本法第 60 条の規定に基づき、市長が必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し発令する避難勧告・指示の内容は、およそ次のとおりである。

ア 必要があるときは、立退き先を指示することができる。

イ 勧告・指示及び立退き先は、都知事に報告しなければならない。

ウ その必要性がなくなったときは、直ちに公示し、都知事に報告しなければならない。

エ 市長が避難勧告・指示を行えないときは、都知事がこれらの事務の一部又は全部を変わって実施しなければならない。

* 避難準備については、法令上の規定はない。

避難準備・勧告・指示の原則的な考え方（市計画から抜粋）

	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備 （要援護者 避難情報）	○ 災害時要援護者等の避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	○ 災害時要援護者等の避難行動に時間を要する者は計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始）

		○ 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	○ 通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	○ 通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始
避難指示	○ 前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ○ 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が高いと判断された状況 ○ 人的被害の発生した状況	○ 避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ○ まだ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

* 自然現象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は計画された避難場所等に避難することが必ずしも適切ではなく、事態の切迫した状況等に応じて、最寄の安全な場所に避難することもある。

⑦ * 資料 21 「避難指示等対象区域イメージ図」

⑧ 避難指示等における避難先の指定について（本部長室）

ア 避難先は、基本的には、避難指示等の対象区域（以下、本個別対策マニュアルにおいて「対象区域」という。）外にある一時避難場所あるいは広域避難場所とし、市民等の個々の対応による避難を求める。

イ 一時避難場所あるいは広域避難場所のどちらを避難先に指定するかは、①一時避難場所の多くが屋内施設と備蓄倉庫の両方を使用できるという利便性、②避難に使用する道路の安全性及び移動距離、③一時避難場所を避難先とした場合の再避難の可能性等を総合的に考慮して決定する。

ウ 避難先に指定した一時避難場所が、火災の延焼状況により避難指示等の対象区域になったときには、そこから再度指定した避難先までの避難誘導が必要となる。

⑨ その他

ア 避難を求められてから避難行動に移るまでに十分な時間があることが、個々の避難者の飲料水、食料等の持出品の十分な携帯と安全な避難行動をもたらす。発令を機敏に行い、避難行動に十分な時間的余裕を与えることが重要となる。そして、避難するまでに十分な時間的余裕があるときには、避難指示等の伝達に加えて飲料水、食料等の持出品の携帯を促すよう説明することが必要となる。

イ 適切な避難指示等を行うためには、消防署・消防団及び警察署との情報交換

と連携が重要となる。

特に、「情報の収集及び伝達・広報初動マニュアル」において説明しているように、消防署から震災消防対策に関わる情報の提供を受け、市の災害対策に活用することがきわめて重要となる。

ウ 個々の伝達手段にはそれぞれ限界があるため、多様な手段により伝達作業を実施する必要がある。

エ 指示等の伝達にあたっては、混乱を生じないように、正確でわかりやすい表現が求められる。

(2) 作業要点

「班」の編成と作業内容については、次のとおり。

- ① 避難指示等のための消防署長・警察署長との協議の開始時点で、総務部長と班長は班要員（最大 90 人）の確保を始める。

班要員となる可能性のある者に集合場所、派遣地域、伝達内容、その他の作業内容の予定を市無線等によりあらかじめ連絡しておく。

- ② 協議により避難指示等対象区域が明らかになった段階で、「班」を編成し出発を指示する。この時点で、要員の多くの者が各地域で他作業に従事していることも予想される。集合場所として、避難指示等の予定対象地域内の一時避難場所（対象地域内に存在しない場合には対象地域に近い一時避難場所）を 1 か所又は複数箇所指定し、個々の要員ごとに集合場所を定める。

要員に決定された者に、各地域から集合場所に直接向かうよう指示を与える。

- ③ 避難指示等の発令後、班長は、それぞれの集合場所に集合した「班」要員に下記④について指示と必要な情報提供をあらためて市無線を介して行う。

④ 「班」の作業内容

ア 班長は、避難準備、避難勧告、避難指示の対象地域ごとに、いくつかの伝達単位区域を設定する。

イ 班長は伝達単位区域ごとに担当要員を決定し、チームを編成するとともにチームリーダーを選任する。リーダーはチーム割り当ての市無線機を携帯する。

このときに、本部との連絡のための市無線機、市民への伝達に用いるメガホンが効果的に各区域に配分されるよう留意する。

ウ チームリーダーは伝達単位区域ごとに集合地点（公共施設や公園等）と集合時間（ある時刻から 30 分ごととか 40 分ごととか明確に）を定め、これに基づきチーム構成員が集合することとし、市無線を介しての班長からの命令・指示などの伝達や各要員による情報交換を行う。

エ 各チームは、担当する単位区域において、メガホンにより指示された内容を伝達する。効率性を重視し、原則として単独行動とする。

オ 各チームは、担当する単位区域の要援護者施設及び市施設（小・中学校を除く。）に最初に向き、直接避難指示等の伝達を行い、すみやかな避難開始を求める。小・中学校では、一時避難場所運営班が対応する。

カ 前記の伝達活動中に避難に支援を要する者を発見した時は、付近の消防署員・団員、警察署員と連携し、近隣居住者などに支援を求める。

支援者を見つけることができない場合は見つかるまで自ら必要な支援を行い、その後伝達作業に復帰する。

5 【参考】阪神・淡路大震災の状況（内閣府「阪神・淡路大震災教訓情報資料集」から抜粋）

- 地震による地すべり、土砂崩れの発生、建物倒壊等のおそれから、兵庫県内では1月中に52箇所77,133名に避難勧告が発令された。
- 現場では、マスコミ報道による避難勧告の情報が早かったり、誤報などもあって、大きな混乱が発生した。
- LPガス漏えいに伴う避難勧告では、現場と災対本部の連絡は混乱し、住民への指示も十分とはいえず、また、同地域内で行われていた救出活動・応急対策活動の中にはやむを得ず中断したところもあった。
そして、避難先からの再避難が必要となり、避難者数が一挙に倍増した避難所もあった。
- 地震後、計285件の火災が発生した。
- 出火点の分布は、震度6以上（特に震度7）の地域に多く、家屋被害とほぼ比例している。
- 火災の半数以上は地震直後（地震発生から1時間余）に発生していたが、他の半数は1時間以上経過してから断続的に発生した。
- 出火原因の判明した火災において、最も多かったのは電気機器等の関連する火災であり、次いで、ガス・油等燃焼機器関係などであった。
- 電気火災の多くは、避難中の留守宅などで送電回復に伴う火災が初期消火されずに発生したものの指摘があり、避難時の電気ブレーカー遮断の必要性等が指摘された。
- 1月19日中までに発生した建物火災235件のうち94件が延焼拡大した。このうち焼損面積10,000㎡以上の火災は、特に神戸市長田区などで集中的に発生した。
- 延焼速度はおおむね20～40m／時間程度で、過去の都市大火事例等と比較して極めて遅かった。その理由としては、風速が小さかったことが最大の要因と考えられるが、その他に、建物の完全倒壊、耐火造・防火造建物の混在などもあげられている。
- 延焼拡大の原因としては、古い木造家屋の密集、可燃物量の多さなどが指摘されている。家屋の倒壊・損壊という現象も、延焼拡大を助長した面があったとも指摘されている。

6 作業実施手順

別記フローチャートに示す。

本部設置・非常配備態勢の発令

市内各地域の災害状況の把握 * 以後も継続実施

- 情報の収集及び伝達・広報初動マニュアルにより収集した情報から、主に次の事項を把握する。(安心安全課)
 - ・ 延焼火災の場所、規模及び今後の拡大見込み
 - ・ 消防機関(署・団)の活動及び消防水利の状況
 - ・ 道路の寸断状況(消防活動や避難行動に支障がある障害物の有無等)
 - ・ 市民の避難状況(受け入れ施設ごとの避難者数その他)及び避難受け入れ施設の被災状況
 - ・ 気象(火災拡大や避難に与える影響等)

消防署との情報交換

- 市からの情報提供
市の取得した災害情報を消防署に提供する。
- 消防署からの情報取得
消防署の保有する震災消防対策に関わる情報は、災害警戒区域の設定及び避難指示等の発令の決定のためにきわめて重要である。
消防署からこの情報の提供を受ける。
* 資料 20「東京消防庁における情報収集体制」

消防署及び警察署との協議

避難指示等の発令・伝達から避難誘導に至る避難者対策における市、消防署及び警察署との連携は欠かすことができない。

以下の点について、市長(本部長)は、消防署長及び警察署長と協議を行う。(安心安全課)

- 消防署長との主な協議事項
 - ① 警戒区域の設定、避難情報・勧告・指示の発令時期、対象地域、避難先、避難経路及び関係機関の対応
 - ② 避難場所及び避難経路の消火活動態勢の確保
 - ③ 消防団による消火活動及び避難誘導活動

○ 警察署長との主な協議事項

避難経路及び避難場所における警官の配置場所及び人数、その他
避難誘導に関する警察署の活動態勢

「班」編成の準備

○ 避難指示等のための警察署長・消防署長との協議の開始時点で、
「班」要員の確保を始める。

「班」要員となる可能性のある者に対象区域の予定、その他の作
業内容の概略を市無線等によりあらかじめ連絡しておく。(班長)

「班」の編成・出発

○ 協議によりおおよその避難指示等対象地域が明らかになった段
階で「班」を編成する。該当要員は現場等から指定された集合場所
に向けて出発する。(班長)

民間団体への協力要請

○ 防災会、町会・自治会、交通安全協会、防犯協会などに、要援
護者の所在把握、避難指示等伝達への協力を要請する。
(安心安全課)

避難指示等の発令

○ 把握した情報及び消防署・警察署との協議を踏まえ、市長(本部長)
は次の事項についての本部長室における審議を経て、警戒区域の設定、
避難準備・避難勧告・避難指示の発令の決定を行う。

① 発令時期(十分なリードタイム)

② 対象区域(延焼可能性がある地域を広めに)

③ 避難先

- ・ 風向等の気象条件を加味し、延焼火災から安全な場所とする。
- ・ 基本的には、対象区域外に存在する一時避難場所あるいは広域
避難場所とする。
- ・ 一時避難場所あるいは広域避難場所のどちらを避難先に指定

するかは、①一時避難場所の多くが屋内施設と備蓄倉庫の両方を使用できるという利便性、②避難に使用する道路の安全性及び移動距離、③一時避難場所を避難先とした場合の再避難の可能性等を総合的に勘案して決定する。

④ 避難経路

必要があるときは、被災状況に応じて避難経路を指定する。

* 避難誘導に対応する市の体制（「避難指示等発令時の避難誘導初動マニュアル」参照）

「班」作業内容等の指示

○ 避難指示等の発令後、班長は、集合場所に集合した各「班」要員に担当作業区域、伝達内容、作業内容等について、市無線機を介して指示を行う。

○ 「班」の作業内容

本文「4 留意点及び作業要点（2）作業要点④「班」の活動内容」のとおり

各チームは担当区域内の要援護者施設及び市施設（小・中学校を除く）に最初に避難指示等の伝達を行う。

小・中学校では、一時避難場所運営班が対応する。

警戒区域の設定

○ 延焼火災の拡大その他により、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときに設定し、災害対策に従事する者以外の者に対し立入りを制限し、もしくは禁止、又は退去を命ずる。

避難準備の発令

○ 延焼火災の拡大その他により、人的被害の発生する可能性が高い地域が存在する場合に、当該地域を対象に発令

○ 対象区域内の災害時要援護者等、避難行動に時間を要する者へ指定した避難場所への避難開始を求める。（付添い等の支援行動を家族及び近隣者に求める。）

要援護者施設及び市施設（小・中学校を除く）では、すみやかな避難を開始する。

- 延焼火災が当該地域に及ぶなどの実際の危険が生じるまでに2時間程度以上の時間があることが、飲料水、食料、衣類等の持出と安全な避難行動のために望ましい。

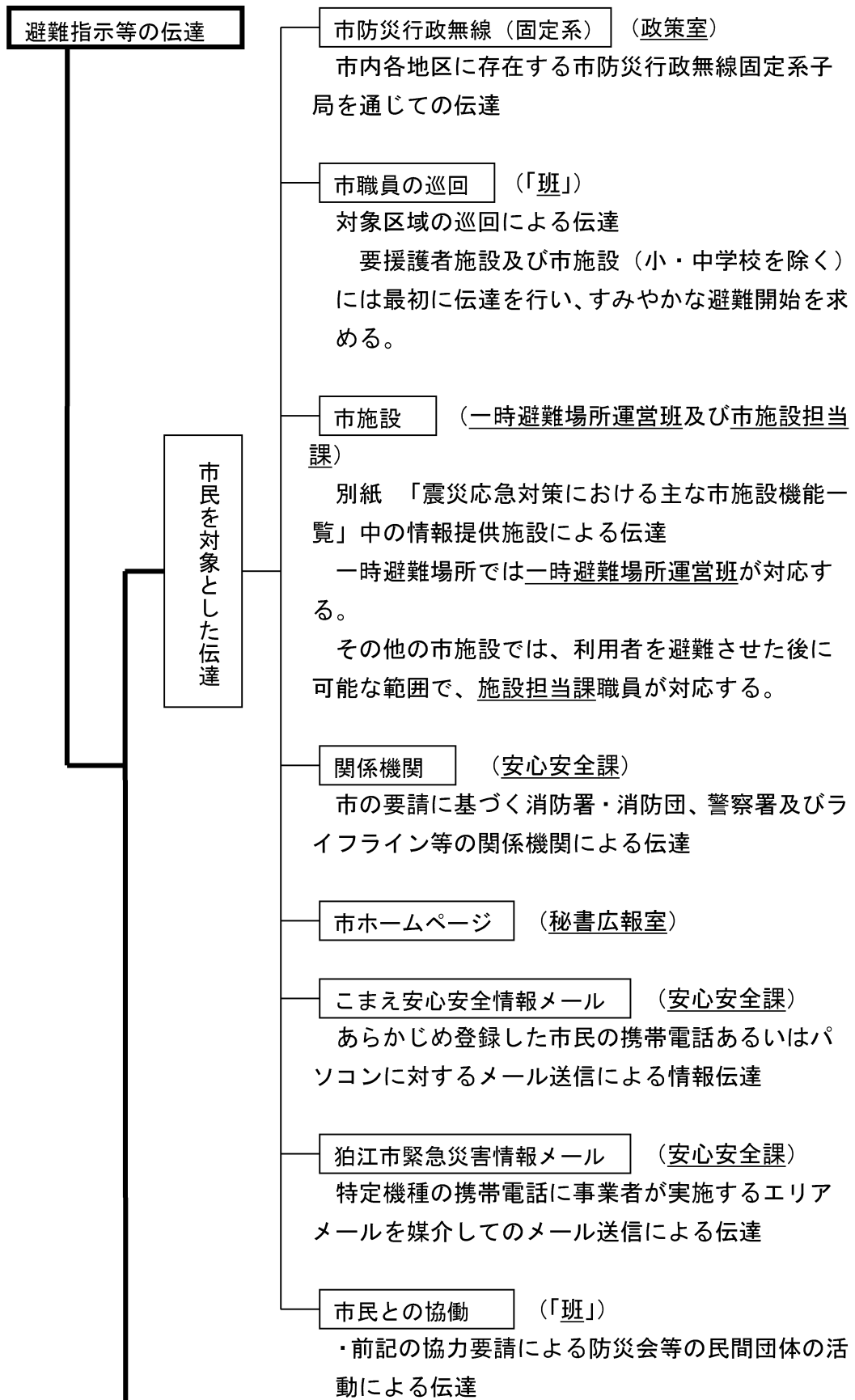
避難勧告の発令

- 延焼火災の拡大その他により、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった地域が存在する場合に当該地域を対象に発令。
- 対象区域の市民（通常の避難行動ができる者）へ指定した避難場所への避難開始を求める。
- 延焼火災が当該地域に及ぶなどの実際の危険が生じるまでに1時間30分程度以上の時間があることが、飲料水、食料、衣類等の持出と安全な避難行動のために望ましい。

避難指示の発令

- 発令対象地域の状況
 - ・ 地震火災の延焼その他により、状況が切迫し、人的被害が発生する危険性が非常に高い地域が存在する場合に当該地域を対象に発令
 - ・ 地域の特性等から人的被害の発生する危険性が高いと判断された地域を対象に発令
 - ・ 人的被害が発生した地域を対象に発令
- 対象区域の市民に求める行動
 - ・ 避難勧告等の発令後で避難中の市民には、確実な避難行動のただちの完了を要請
 - ・ まだ避難していない対象市民には直ちに避難行動に移ることを要請
- 延焼火災が当該地域に及ぶなどの実際の危険が生じるまでに1時間程度以上の時間があることが、飲料水、食料、衣類等の持出と安全な避難行動のために望ましい。

東京都に報告。消防署・団、
警察署その他関係機関に連
絡を行い、連携を図る。
(安心安全課担当)



・ 共助に基づく余力のある地域住民の協力による
伝達（「班」により要請）

報道機関への公表（秘書広報室）

報道機関への情報の提供は、他の災害対策活動の支障と
ならないよう時間、場所（原則として、記者クラブ又は市長
公室）その他必要なルールを設け、適切に行う。

関係防災機関に対する報告（安心安全課）

東京都への報告は、市の責務である。

消防署・団、警察署及びその他の関係防災機関が情報を
共有することは、相互の連携のために欠かせない。

避難指示等発令時の

避難誘導初動マニュアル

1 マニュアルの目的

市計画では、市民等が一時避難場所に集合して集団を形成した後に広域避難場所に避難する２段階避難方式を基本としている。

この個別対策マニュアルは、避難指示等の対象区域となった一時避難場所に避難している市民等を区域外の安全な場所に避難させるために、本部が行う組織的な避難誘導作業を的確かつ効率的に行うことを目的とする。

なお、本作業は発災後の時間経過を問わずその必要性に応じて実施する対策であるが、６時間以内に実施する可能性があり、また、必要性が生じてから迅速な対応が求められるため、初動マニュアルとして位置づける。

また、地震火災以外の要因により避難指示等が発令される場合においても、本マニュアルを準用することとする。

2 市計画における被害想定（抜粋）及び対策該当箇所

(1) 被害想定

* 資料２ 「狛江市における震度５強と６弱の被害想定比較」参照

(2) 対策該当箇所

震災編第３部第９章「避難者対策」第１節「避難態勢」２「避難誘導」

3 組織、事務分掌、作業従事者及び装備

(1) 組織

① 本部長室が審議策定を行い、作業すべてを総務部長が統括部長として統括する。

② 班編成

ア 避難誘導作業実施のために「避難誘導班」（本個別マニュアルにおいて、以下「班」という。）を編成し、安心安全課長が班長となる。

イ 班長は、避難誘導を実施する一時避難場所ごとにチームを設け、各チームのチームリーダーを選任する。

該当避難場所が１か所であっても、チームリーダーを選任する。

ウ チームリーダーは、担当する一時避難場所の避難誘導作業を統括する責任者となるとともに、班長との連絡を担う。

エ チームリーダーは、チーム割り当ての市線機を携帯する。

担当部長	班長	本作業 従事前の 所属班名	構成課・人員数	チーム編成
総務部長	安心安全 課長	捜索・救出等 三対策各班	環境政策課 5 道路公園課 15 都市整備課 10 下水道課 1 清掃課 7 <u>合計 38</u>	避難誘導を実施 する一時避難場所 ごとにチームを設 ける。

(2) 事務分掌

資料5「主な初動作業の事務分掌及び班編成一覧」による。

(3) 作業従事者

① 資料6「班編成・主な初動作業の職員配置表」による。

「班」の編成には、救出等三対策グループの要員の一部を転用する。

② 「班」の要員確保枠の標準は38名とする。

危険の切迫度、対象の一時避難場所及び避難者の数、避難誘導作業の所要時間、他作業の進捗状況その他の対策状況を総合的に勘案し、要員確保先及び人数を本部長室で決定する。

この要員の確保は、他の作業を中断させる結果になることにもなる。

③ 「班」の要員数で作業に対応できない場合は、「避難指示等伝達班」による支援を行う。

(4) 装備（「班」）

- ・ 市無線機 6台（安心安全課管理）
- ・ 狛江市防災マップ、「様式4 連絡等発受票」、筆記用具
- ・ メガホン、ヘッドランプ、飲料水
- ・ 配置車両 4台（捜索・救出等三対策から転用。車載無線4台。）

4 留意点及び作業要点

(1) 留意点

① 避難誘導と避難指示等の関係

避難誘導作業は避難指示等の発令に基づいて実施する。

この関係については、資料20「避難指示等と避難誘導との関係図」に示す。

② 市民個々の避難と本部による避難誘導活動との関係

市民等が個々に行う一時避難場所あるいは広域避難場所への避難活動はこのマニュアルの対象とはならない。

この段階における本部による避難支援活動は、避難指示等の伝達活動の中で対応する。

このマニュアルは、前記１「マニュアルの目的」で述べているように本部の組織的な避難誘導活動を対象としている。

* 資料 22 「市民個々の避難と本部による避難誘導活動との関係」

③ 避難誘導に関する決定と作業の統括

避難誘導に関する重要事項の審議策定は本部長室で行い、作業の統括は総務部長が行う。

班長と「班」は市無線機等の使用により相互に密接な連絡を保つ。

「班」への指示・命令の市無線機を介しての伝達は、安心安全課が実施する。

「班」各チームは、随時、班長に作業状況その他必要事項を市無線機を介して報告を行う。この報告の伝達も安心安全課が実施する。

④ 関係機関の連携

多数の市民等の避難誘導を行うためには、市と消防署、警察署その他の関係機関との密接な連携が欠かせない。

避難誘導時には、市職員のほか、状況が許す範囲で消防署員と警察署員が集団に同行するよう本部は消防署と警察署に要請する。

⑤ 一時避難場所が避難指示等の対象区域となった場合の避難誘導作業における対応

ア 警戒区域の対象区域となった場合

該当一時避難場所は即時閉鎖の必要があり、直ちに避難誘導を開始する。

イ 避難準備の対象区域となった場合

要援護者の避難誘導を開始する。

(注) 小・中学校や保育園を含め各市施設では、当該施設が避難準備発令区域になった時点で速やかに避難を開始する。

小・中学校では、一時避難場所運営班が避難準備の伝達を行う。

その他の施設では、「班」が伝達するほか、各市施設担当部課で指導、連絡を行う。

ウ 避難勧告の対象区域となった場合

避難者全ての避難誘導を開始する。

エ 避難指示

避難者全ての避難誘導を速やかに終了させ、該当一時避難場所を閉鎖する。

⑥ 一時避難場所で避難誘導作業を行うにあたっては、避難者に不安を与えぬよう正確な情報を提供するように努め、冷静な行動を呼びかける。

避難者が指示に従わず単独行動を行うことも考えられるが、強制はできず、可能な範囲での実施にとどめる。

⑦ 避難経路上の広報活動

避難集団に同行している避難誘導班要員及び民間協力者、グループリーダー等は、避難途中にメガホン等を用いて沿道近隣区域に避難を呼びかける。

(2) 作業要点

① 市計画により、関係機関の役割分担はおおよそ以下のとおりとなる。

ア 市

警戒区域及び避難指示等の対象区域内の一時避難場所において、自主防災組織のリーダーや事業所の管理者等を中心に集団を編成し、指定した避難先に誘導する。

イ 消防署

避難の勧告・指示が出された場合は、災害の規模、道路・橋梁の状況、火災拡大の経路及び消防部隊の運用等を勘案し、最も安全な避難の方向等を市に通報する。

また、避難の勧告・指示が発令された以後の消火活動は、避難場所、避難経路の安全確保に努める。

ウ 警察署

- ・ 災害時要援護者を優先して避難させる。
- ・ 避難誘導にあたっては、避難道路等の要点に警戒員を配置し、現場における広報活動を行う。
- ・ 火災等の規模や態様等により、できる限り必要な部隊を配置し、地域住民・事業所等のリーダーとの連携により、必要な避難措置を講じる。
- ・ 避難場所においては、所要の警戒員を配置し、関係防災機関と緊密に連絡の上、被害情報の収集及び広報活動、行方不明者等の把握並びに危険と認めた場合の再避難の措置等を講じ、避難場所の秩序維持に努める。

② 「班」の編成と作業内容

ア 避難指示等のための消防署長・警察署長との協議の開始時点で、総務部長と班長は「班」要員の確保を始める。

「班」要員となる可能性のある者に派遣一時避難場所、その他の作業内容の予定を市無線等によりあらかじめ連絡しておく。

イ 協議によりおおよその避難指示等対象区域が明らかになった段階で、「班」を編成し、出発を指示する。この時点で、要員の多くの者が各地域で他作業に従事していることも予想される。

避難指示等の予定対象地域内の一時避難場所（対象地域内に存在しない場合には対象地域に近い一時避難場所）を1か所又は複数箇所指定し、個々の要員ごとに派遣先を定める。

要員に決定された者に、各地域から指定一時避難場所に直接向かうよう指示を与える。

ウ 避難指示等の発令後、班長は指定した一時避難場所に派遣された「班」要員に避難先、避難経路等の指示と必要な情報提供をあらためて市無線を介して行う。

避難指示等の発令により「班」要員を派遣させた一時避難場所が避難指示等

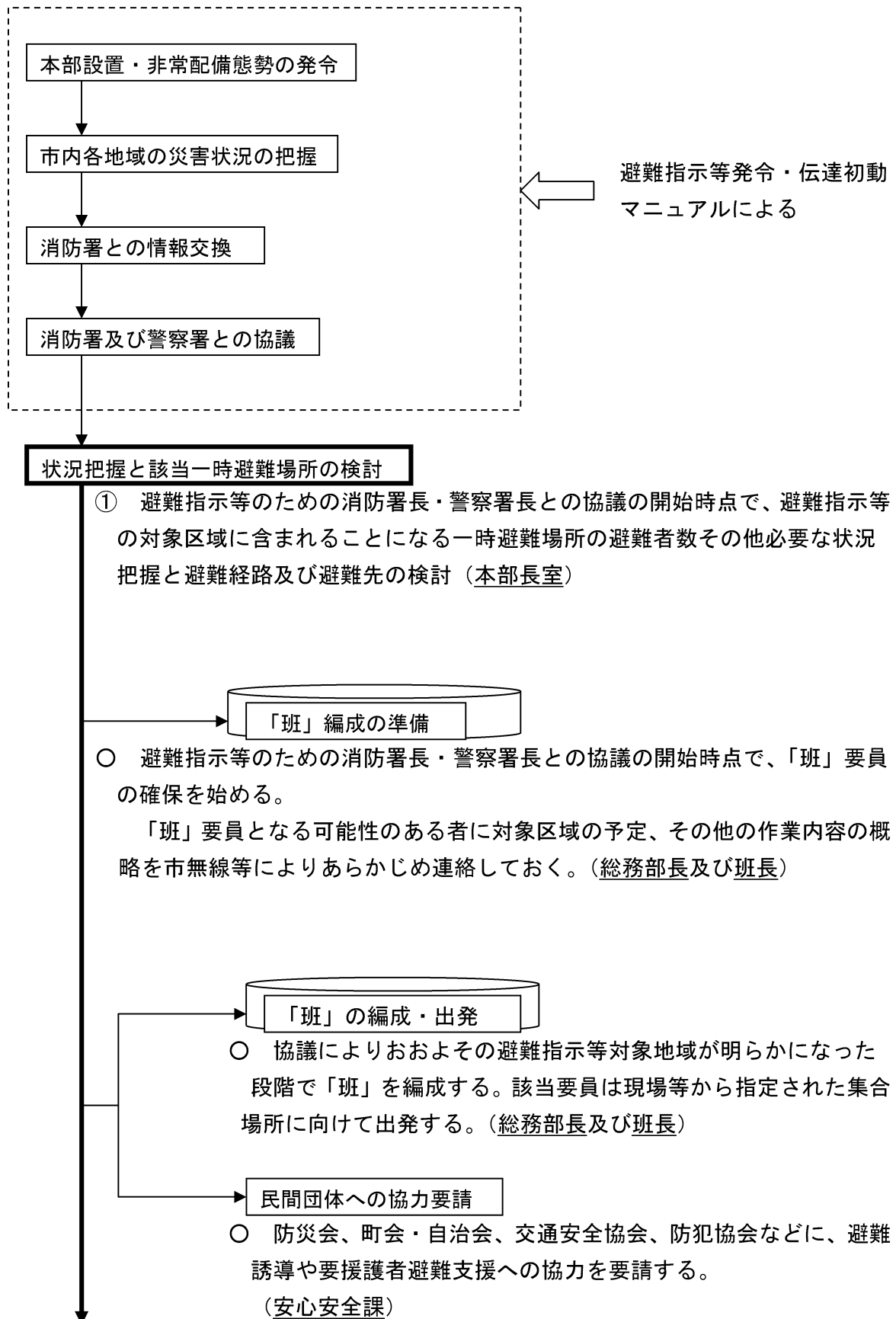
の対象地域外となった場合は「班」要員の配置場所の変更を行う。

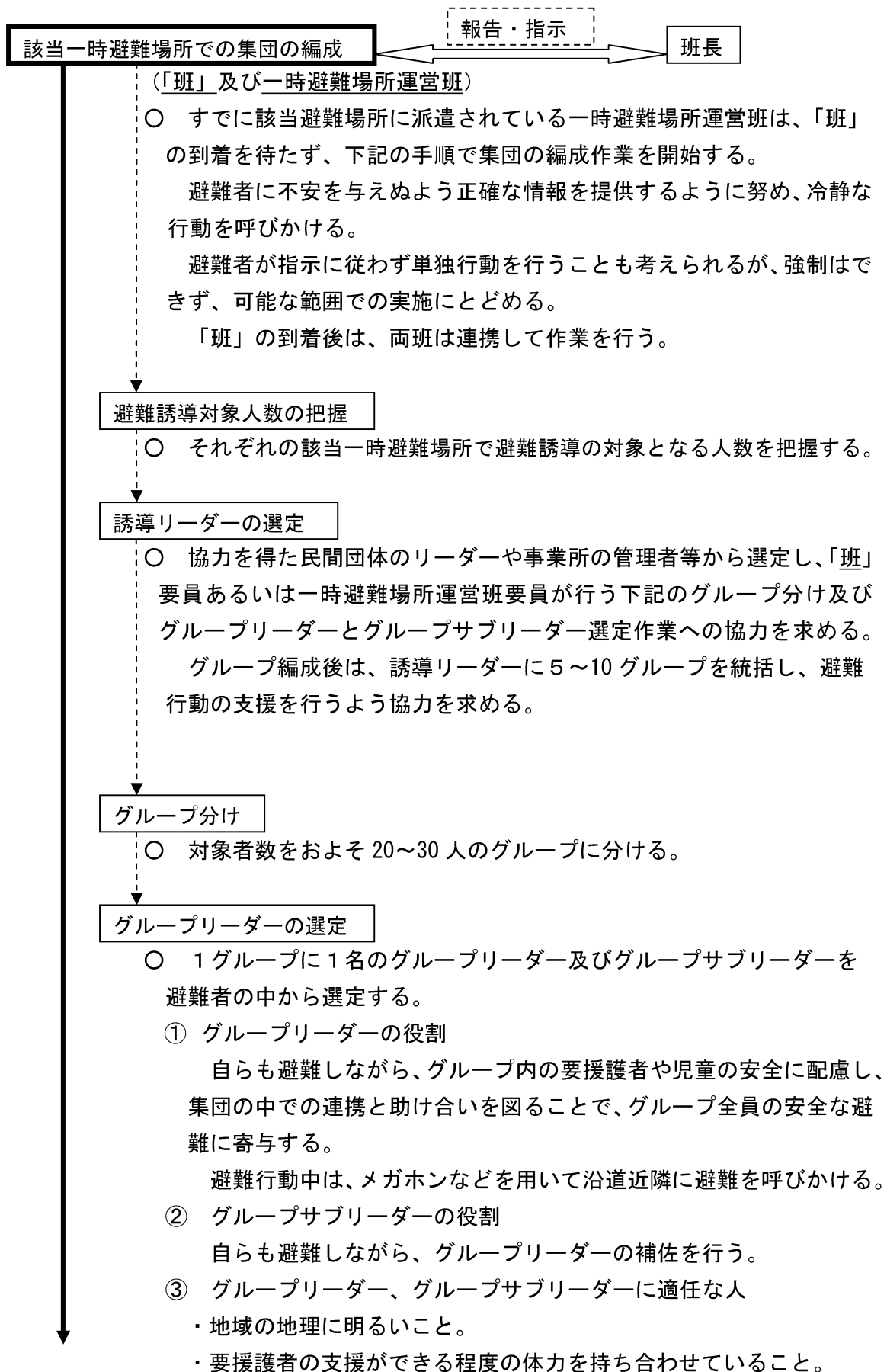
エ 「班」の作業内容

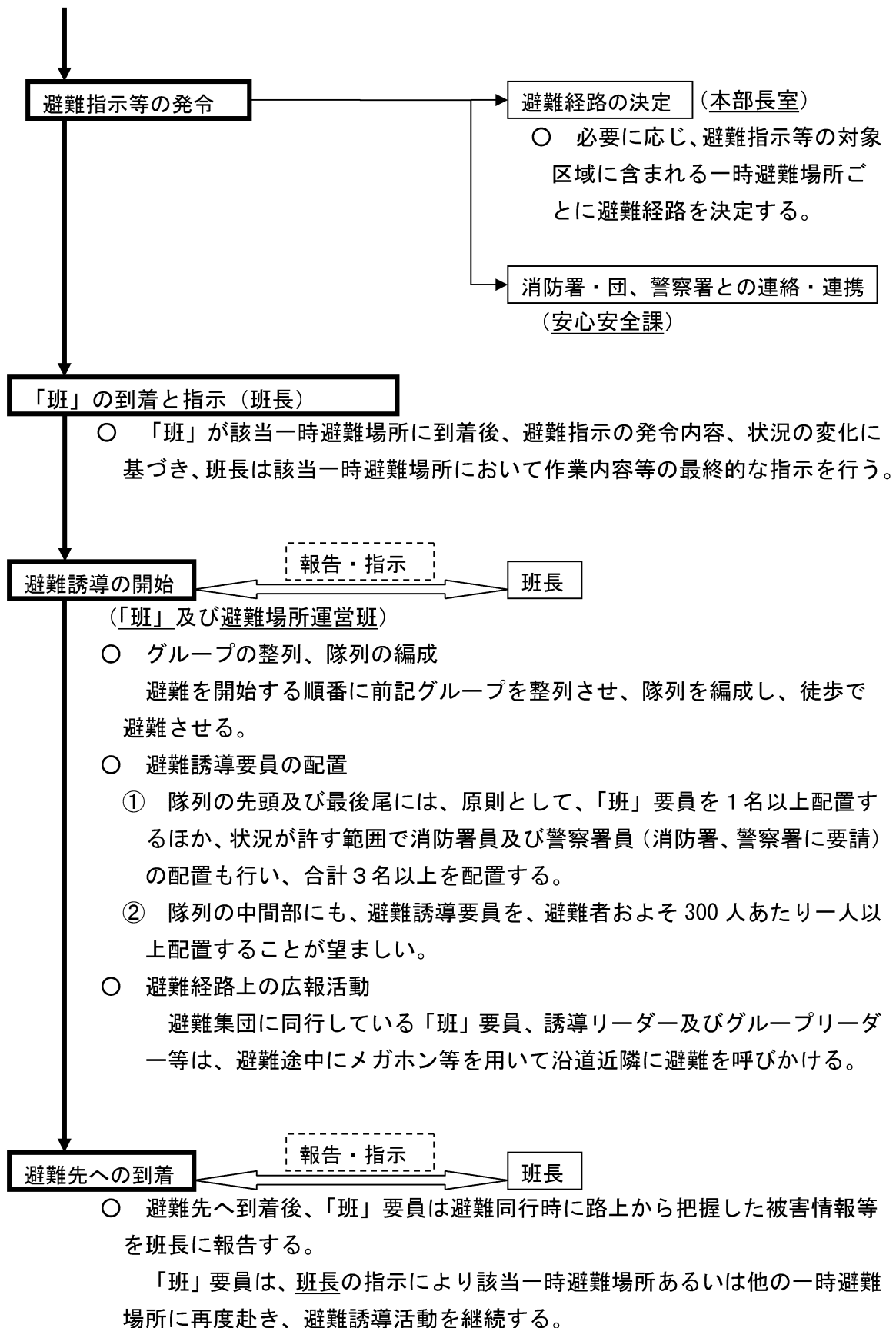
別記フローチャートに示す。

5 作業実施手順

別記フローチャートに示す。







避難場所運営初動マニュアル

1 マニュアルの目的

市計画では地震火災などから市民の生命・身体を保護するための避難の場として、一時避難場所及び広域避難場所を指定している。

この個別対策マニュアルは、地震発生から6時間以内（震災初期）におけるこれらの場の運営を、的確かつ効率的に行うことを目的とする。

なお、避難者の生活の場であり中長期の対策となる避難所については、当該避難所が避難指示等対象区域とならなかったときに、必要に応じて初動作業の中で開設準備を行うこととする。

2 市計画における被害想定（抜粋）及び対策該当箇所

(1) 被害想定

* 資料2 「狛江市における震度5強と6弱の被害想定比較」参照

(2) 対策該当箇所

震災編第3部第9章「避難者対策」

3 組織、事務分掌、作業従事者及び装備

(1) 組織

- ① 作業すべてを、総務部長が統括部長として統括する。
- ② 一時避難場所・広域避難場所の連絡調整は総務課で担当する。
- ③ 一時避難場所運営

ア 作業は、学校教育課で担当する。

イ 班編成

(ア) 作業実施のために、「一時避難場所運営班」を編成し、学校教育課長が班長となる。

(イ) 班長は、一時避難場所1か所又は2か所を単位としてチームを設け、各チームのチームリーダーを選任する。

(ウ) チームリーダーは、担当する一時避難場所の運営その他関連作業すべてを統括する責任者となるとともに、班長との連絡を担う。

(エ) チームリーダーは、チーム割り当ての市無線機を携帯する。

担当部長	班長	構成課・人員数	チーム編成
教育部長	学校教育課長	学校教育課 28 指導室 1 社会教育課 4 公民館 5	(3) 作業従事者②人数内訳及び配置場所のとおり

		図書館 3 <u>(教育部小計) 41</u> 職員課 2 <u>(総務部小計) 2</u> 福祉サービス支援室 4 介護支援課 4 <u>(福祉保健部小計) 8</u> 子育て支援課 3 <u>(児童青少年部小計) 3</u> <u>合計 54</u>	
--	--	--	--

④ 広域避難場所運営

ア 作業は、総務課で担当する。

イ 班編成

- (ア) 作業実施のために「広域避難場所運営班」を編成し、総務課長が班長となる。
- (イ) 班長は、広域避難場所 1 か所又は 2 か所を単位としてチームを設け、各チームのチームリーダーを選任する。
- (ウ) チームリーダーは、担当する広域避難場所の運営その他関連作業すべてを統括する責任者となるとともに、班長との連絡を担う。
- (エ) チームリーダーは、チーム割り当ての市無線機を携帯する。

担当部長	班長	構成課・人員数	チーム編成
総務部長	総務課長	総務課 4 職員課 4 <u>合計 8</u>	(3) 作業従事者②人数内訳及び配置場所のとおり

(2) 事務分掌

資料 5 「主な初動作業の事務分掌及び班編成一覧」による。

(3) 作業従事者

① 資料 6 「班編成・主な初動作業の職員配置表」による。

② 人数内訳及び配置場所

ア 一時避難場所運営班 54 名 (12 チーム)

- ・ 小・中学校 1 チーム 5 名 × 10 か所 = 50 名 (市民グラウンドは、一中に含め

る。) *各小・中学校職員室に配置してある市無線機2台のうち1台を使用

- ・ 前原公園・都営団地公園 1チーム2名 *市無線機1台を携帯
- ・ 多摩川住宅公園・西和泉グランド 1チーム2名 *市無線機1台を携帯
- * 用務職員、栄養士及び給食調理職員の各学校現場職員は班要員に含め、所属小・中学校に配置する。

イ 広域避難場所運営班 8名(4チーム)

- ・ 多摩川河川敷・西河原公園 4名(1チーム2名の2チーム)
*市無線機2台を携帯
- ・ 都立狛江高校 1チーム2名 *市無線機1台を携帯
- ・ 防衛省共済組合狛江スポーツセンター 1チーム2名 *市無線機1台を携帯

③ 一時避難場所運営班及び広域避難場所運営班のいずれも、地区情報班の作業終了時には同班の応援を受けることになる。

- * 資料18「地区情報班各チームの担当地区及び担当避難場所一覧」
(「情報の収集及び伝達・広報初動マニュアル」参照)

(4) 装備(一時避難場所運営班及び広域避難場所運営班)

- ・ 市無線機 16台(10台は、各小・中学校職員室に配置している市無線機2台のうち1台を使用。6台は、安心安全課配置の市無線機を使用。)
(各チームリーダーが携帯する。)
- ・ 狛江市防災マップ、「様式4 連絡等発受票」、筆記用具
- ・ メガホン、ヘッドランプ、飲料水

4 留意点及び作業要点

(1) 留意点

① 一時避難場所及び広域避難場所の指定状況については、次のとおりとなる。

ア 一時避難場所

広域避難場所に避難する前に、近隣の避難者が一時的に集合して様子を見る場所又は避難者が避難するために一時的に集団を形成する場所をいう。

市では、下表の15箇所を指定している。

施設名(場所)	所在地	面積(m ²)
狛江第一小学校グランド	和泉本町1-37-1	9,435
狛江第三小学校グランド	猪方1-11-1	15,957
狛江第五小学校グランド	東野川1-35-13	10,375
狛江第六小学校グランド	駒井町1-21-1	10,999
和泉小学校グランド	中和泉3-33-1	12,098
緑野小学校グランド	和泉本町4-3-1	13,630
狛江第一中学校グランド	和泉本町2-15-1	18,210

狛江第二中学校グラウンド	猪方 2-7-1	15,829
狛江第三中学校グラウンド	元和泉 1-23-1	13,636
狛江第四中学校グラウンド	東野川 4-1-1	12,875
市民グラウンド	和泉本町 2-15-2	9,562
西和泉グラウンド	西和泉 1-16-1	14,176
前原公園	西野川 3-11-1	12,536
都営団地（公園）	和泉本町 4-7	5,076
多摩川住宅（公園）	西和泉 1・2丁目	15,700

イ 広域避難場所

大地震時に発生する延焼火災やその他の危険から避難者の生命を保護するために必要な面積を有する大規模公園、緑地等のオープンスペースをいう。

市では、下表の4箇所を指定している。

施設名（場所）	所在地	面積（㎡）
多摩川左岸一帯	元和泉 3丁目～駒井町 3丁目	570,000
西河原公園	元和泉 2-38-1	16,071
防衛省共済組合 狛江スポーツセンター	元和泉 2-30	18,167
都立狛江高等学校	元和泉 3-9-1	29,579

- ② 避難場所で避難者に対応するときは、避難者に不安を与えぬよう正確な情報を提供するように努め、冷静な行動を呼びかける。

避難者が指示に従わず単独行動を行うことも考えられるが、強制はできず、可能な範囲での実施にとどめる。

（2）作業要点

班の編成と出発については次のとおり。

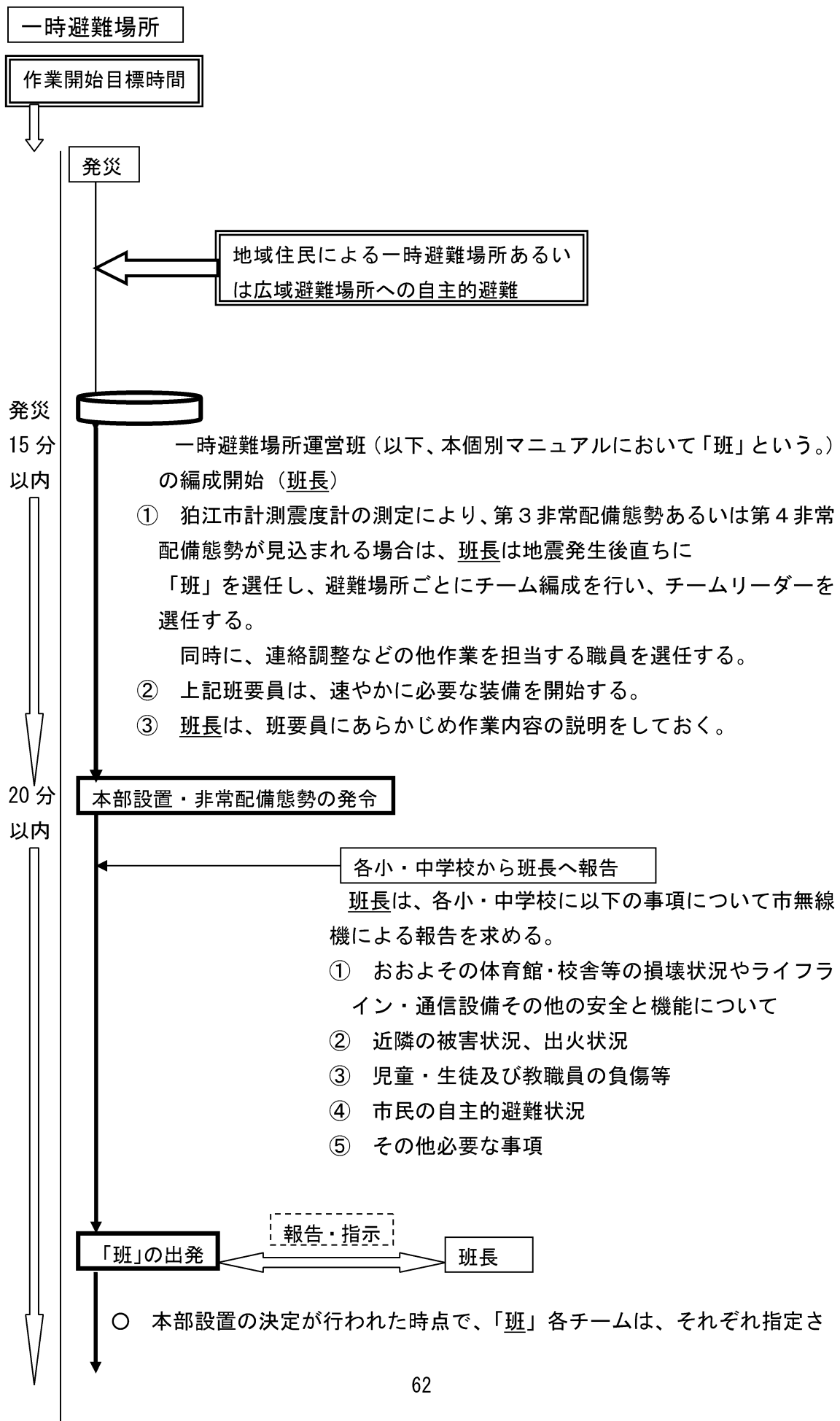
- ① 狛江市計測震度計により震度5強以上が測定されたときは、担当部長及び班長は地震発生後直ちに「一時避難場所運営班」及び「広域避難場所運営班」の要員を選任し、避難場所ごとにチーム編成を行い、チームリーダーを選任する。
同時に、連絡調整などの他作業を担当する職員を選任する。
- ② 上記班要員は、速やかに必要な装備を開始する。
- ③ 本部設置の決定が行われた時点で、「一時避難場所運営班」及び「広域避難場所運営班」各チームは、それぞれの避難場所に向け、市役所を出発する。
- ④ 各班の避難場所到達後の作業は、一時避難場所及び広域避難場所それぞれについて、別記フローチャートに示す。

5 【参考】阪神・淡路大震災の状況（内閣府「阪神・淡路大震災教訓情報資料集」から抜粋）

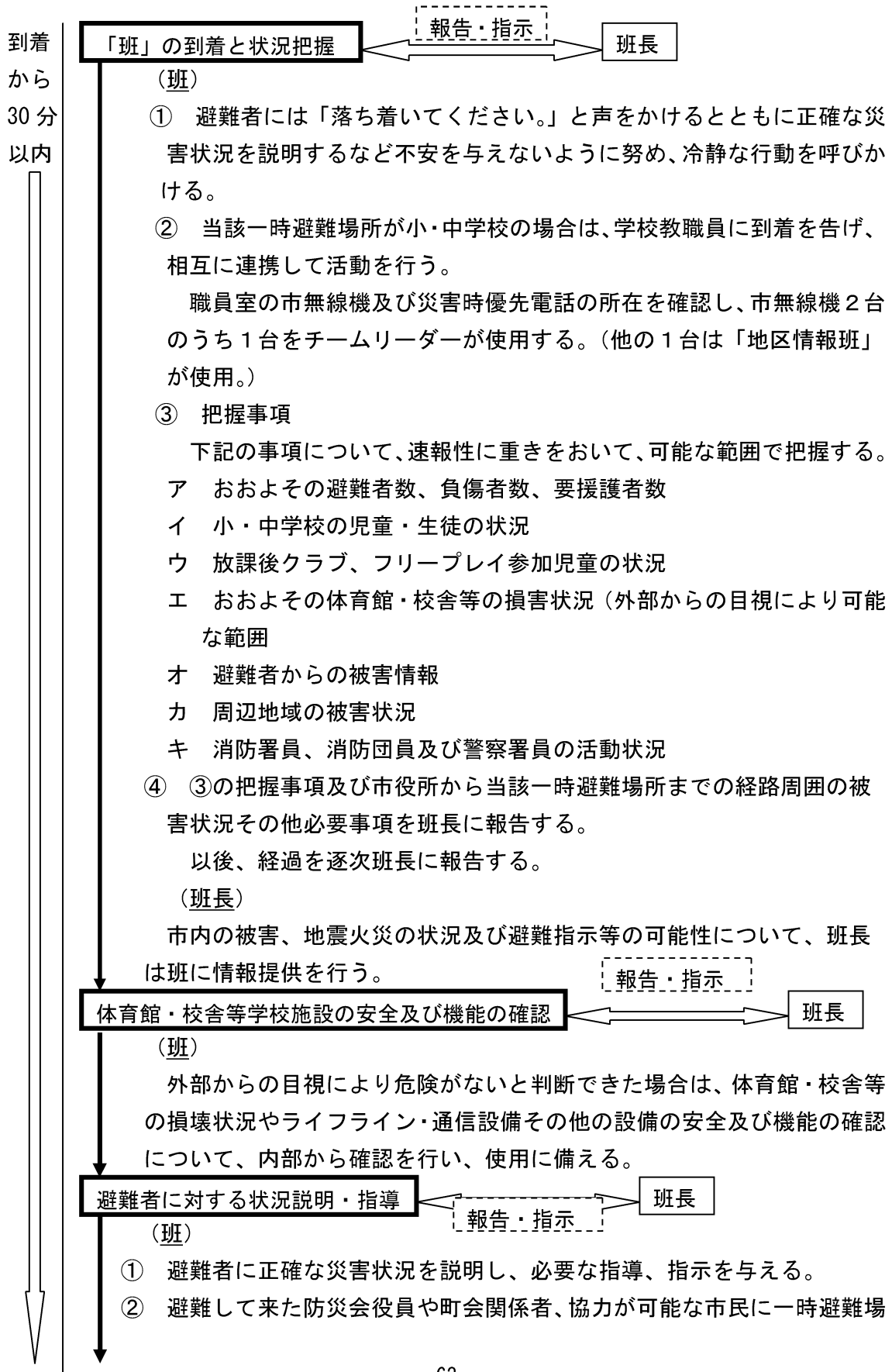
- 住宅が全半壊したほか、余震等による二次災害の危険等もあったため、被災地域内の住民の約半数が自宅を離れて避難した。
- 避難者の多くは、近隣の小中学校、高校等の学校施設など、公共施設へ避難した。
- どこに避難したら良いのかわからず、安全そうな公共の場所が避難先に選ばれた。消防・警察などが避難先を指示した例もある。
- 地震発生当日、夕方から夜にかけて避難者数が増加していった。
- 避難者が多かったため、指定避難所以外の施設・公園等も避難所となった。防災関係機関の施設へ避難者が殺到したため、応急活動が妨げられたところがあった。
- 直接避難所に来るのではなく、自宅近隣の公園や小規模施設など、自然発生的に一時避難所（数時間から数日で解消）とした人びともいた。
- 災害対応の拠点となる防災関係機関の諸施設やヘリポートへも避難者が殺到したため、円滑な応急対策活動が妨げられたところもあった。
- 避難所への移動には、徒歩のほか、自動車を用いた避難者も多かった。
- 学校等のグラウンドが自動車で占拠されたが、一方で、教室に入りきれない人が自動車内に寝泊りした例もあった。
- 遠隔地に避難する途中で避難所に宿泊する人もいたため、中間地域の避難所に他市の被災者が来ることもあり、他市の情報収集も必要だった。
- 避難所の7割が当日に開設されたが、被害の大きかった地域では、市・区職員や教職員の到着が間に合わず、避難者が鍵を壊して入り込んだところもあった。
- 震災後数日にわたって、把握された避難者数は増加し続けた。これは、余震不安やライフライン途絶などによる避難者増加のほか、当初は把握されていなかった避難所が追加指定されたことによるものと考えられる。
- 被災者の避難先は、震災当日は避難所が多く、その後血縁宅等様々に変遷していた。
- 震災直後には、避難者の中に負傷者も多く、教職員や避難者の中の医療関係者が重傷者の看護にあたった。
- 震災直後の避難所は、高齢者や要介護者に対する配慮が十分に行われず、きわめて厳しい環境におかれた。

6 作業実施手順

一時避難場所及び広域避難場所それぞれについて、別記フローチャートに示す。

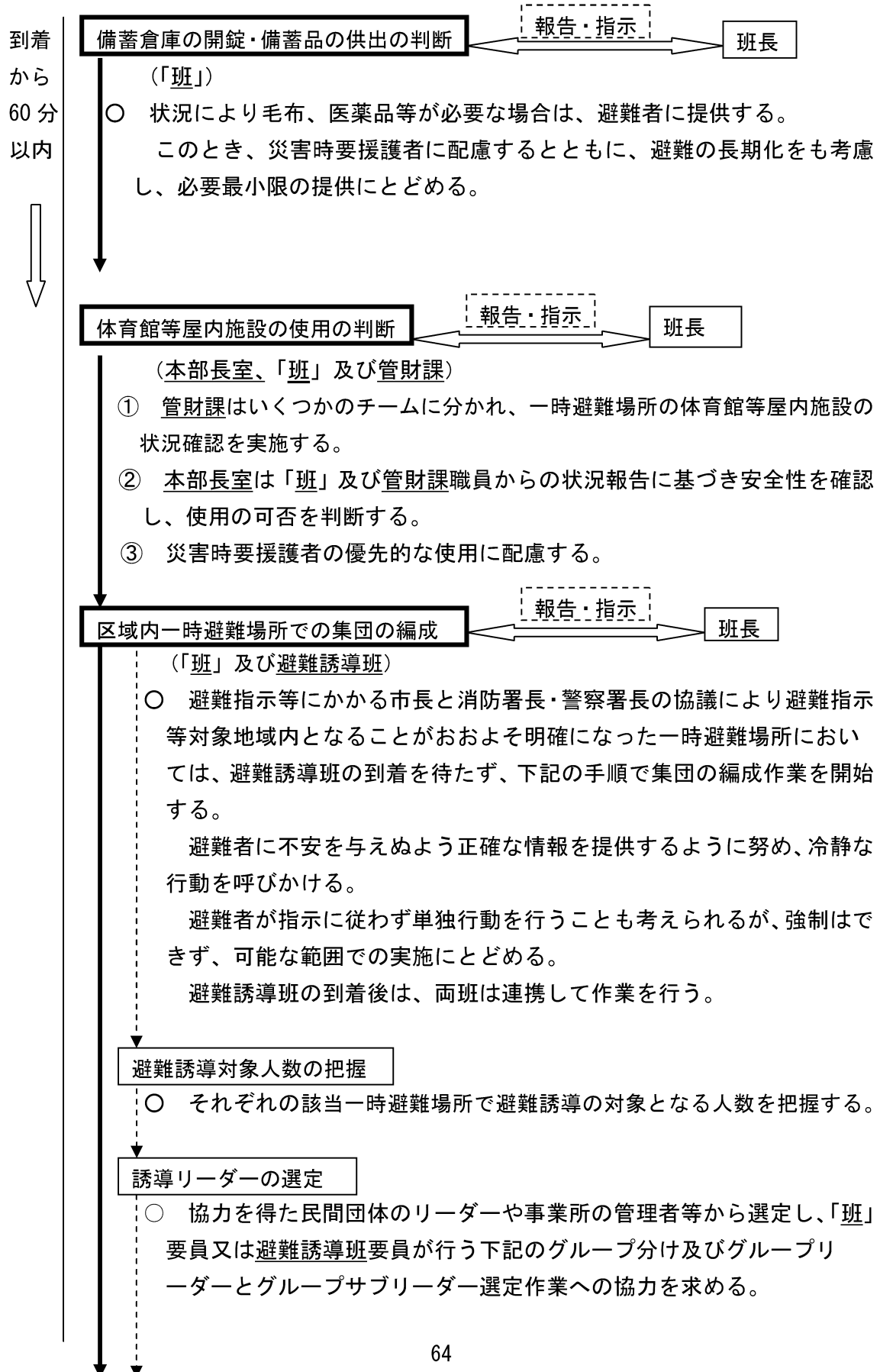


一時避難場所
避難場所に向け、市役所を出発する。



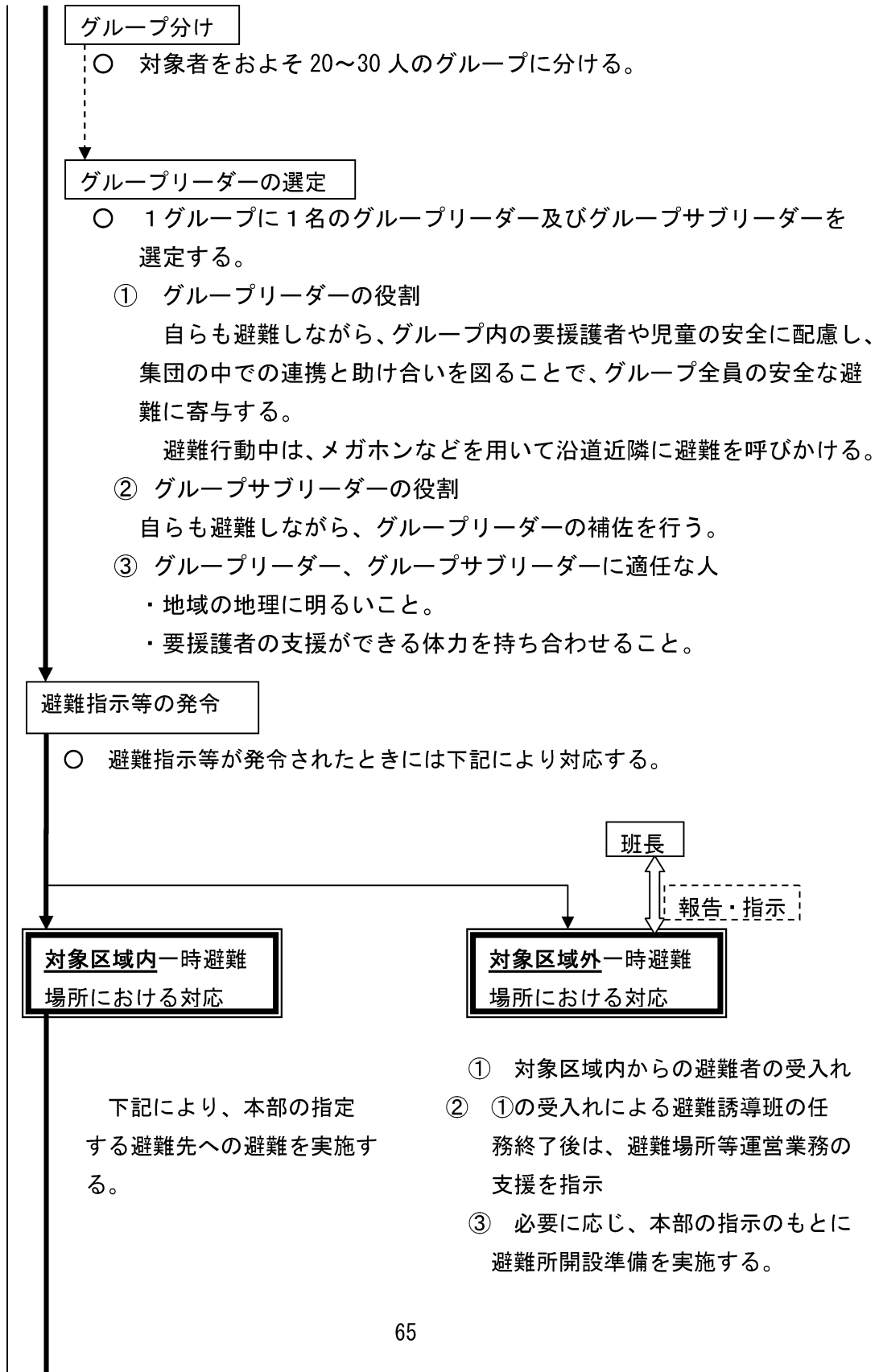
所運操作業への協力を依頼する。(運営についての判断・決定は市が行う。)

一時避難場所

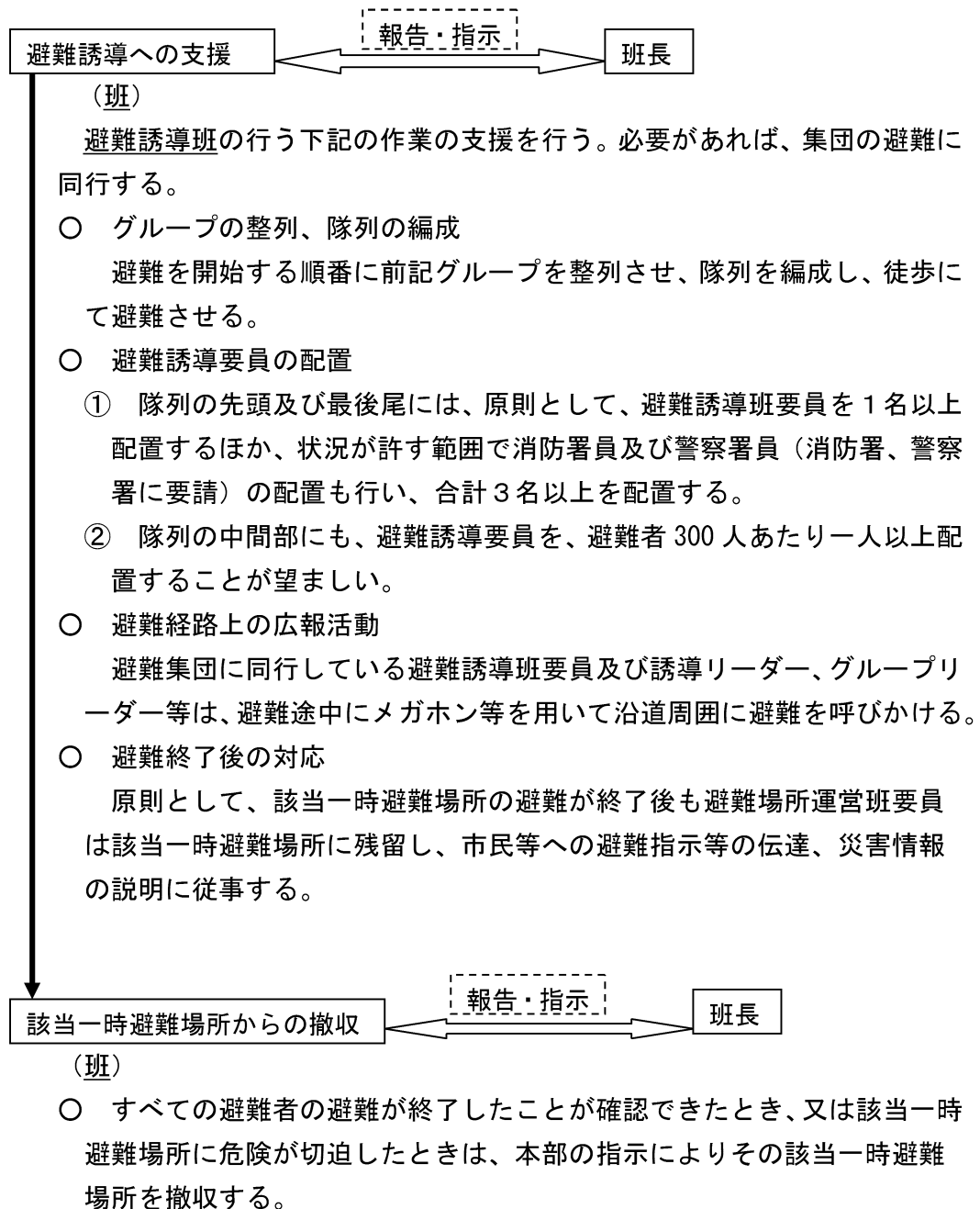


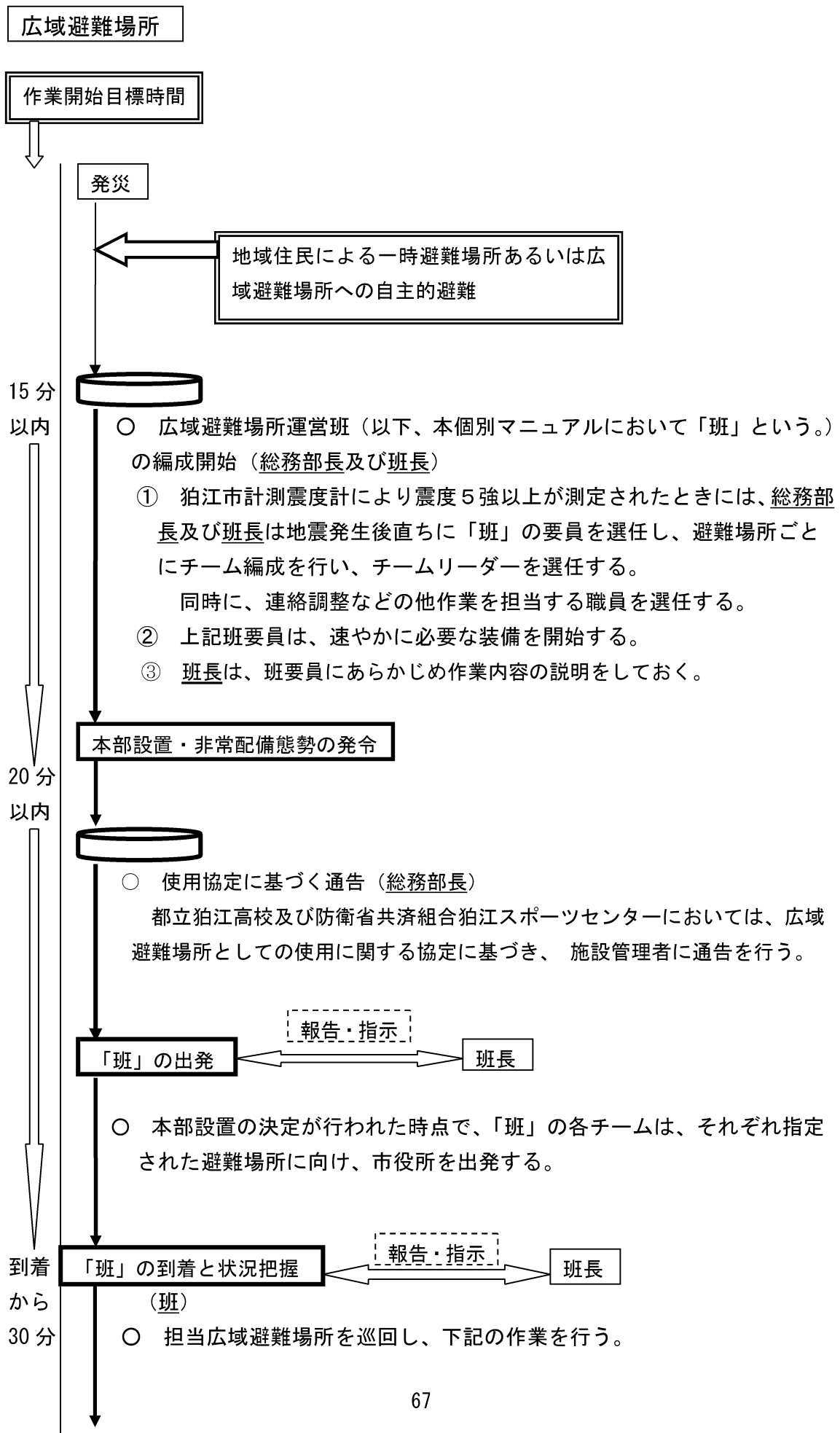
グループ編成後は、誘導リーダーが5～10グループを統括し、避難行動の支援を行うよう協力を求める。

一時避難場所



一時避難場所





以内

① 避難者には「落ち着いてください。」と声をかけるとともに正確な災

広域避難場所

到着
から
30分
以内

害状況を説明するなど、不安を与えないように配慮する。

② 把握事項

下記の事項について、速報性に重きをおいて、可能な範囲で把握する

ア おおよその避難者数、負傷者数、要援護者数

イ 建築物があれば、おおよその損害状況（外部からの目視により可能な範囲

ウ 避難者からの被害状況

エ 周辺地域の被害状況

オ 消防署員、消防団員及び警察署員の活動状況

③ ②把握事項及び市役所から当該広域避難場所までの経路周囲の被害状況その他必要事項を班長に報告する。

以後、経過を逐次班長に報告する。

（班長）

市内の被害、地震火災の状況及び避難指示等の可能性について、班長は班に情報提供を行う。

建築物等の安全及び機能の確認

報告・指示

班長

（班）

- 外部からの目視により危険がないと判断できた場合は、担当広域避難場所内の建築物の損壊状況やライフライン・通信設備その他の設備・施設の安全及び機能の確認について、内部から確認を行い、使用に備える。
- 多摩川河川敷においては、護岸の損壊状況を確認する。

避難者に対する状況説明・指導

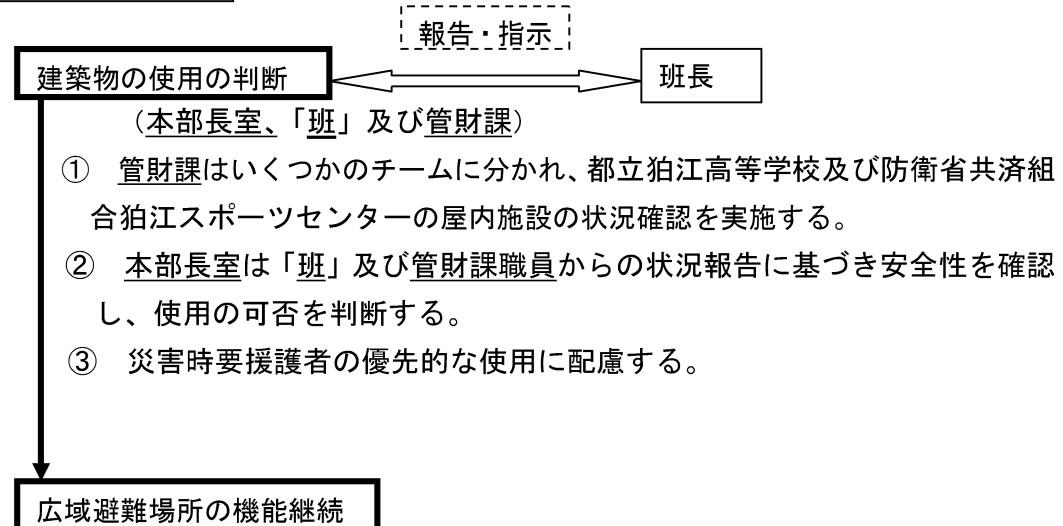
報告・指示

班長

（班）

- ① 避難者に正確な災害状況を説明し、必要な指導、指示を与える。
- ② 避難して来た防災会役員や町会関係者、協力が可能な市民に広域避難場所運営作業への協力を依頼する。（運営についての判断・決定は市が行う。）

広域避難場所



医療救護初動マニュアル

1 マニュアルの目的

市計画では、多摩直下地震（M7.3。冬の5時）において、建物倒壊、屋内収容物の転倒などにより、負傷者 557 人（うち重傷者 48 人）が生じると想定している。

市では、これらの負傷者のうち医療機関で医療を受けられない者に対し、医療救護作業を実施する。

このマニュアルは、地震発生から 6 時間以内（震災初期）における医療救護作業を的確かつ効率的に行うことを目的とする。

2 市計画における被害想定（抜粋）及び対策該当箇所

（1）被害想定

* 資料 2 「狛江市における震度 5 強と 6 弱の被害想定比較」参照

（2）対策該当箇所

震災編第 3 部第 8 章 「医療救護対策」

3 組織、事務分掌、作業従事者及び装備

（1）組織

① 作業すべてを、福祉保健部長が担当部長として統括する。

② 班編成

ア 医療救護活動を実施するために市職員医療班（本個別マニュアルにおいて、以下「班」という。）を編成し、健康推進課長が班長となる。

イ 班長は、医療救護所（本個別対策マニュアルの想定では 6 か所）及び医薬品ストックセンター（本個別対策マニュアルの想定では 1 か所）に、それぞれの作業を担当する合計 7 のチームを設け、各チームのチームリーダーを選任する。

ウ チームリーダーは、チームの作業を統括する責任者となるとともに、班長との連絡を担う。

担当部長	班長	構成課・人員数	チーム編成
福祉保健部長	健康推進課長	福祉サービス支援室 6 生活支援課 2 介護支援課 8 保険年金課 8 健康推進課 9 合計 33	医療救護所（本個別対策マニュアルの想定では 6 か所）1 か所あたり 5 名及び医薬品ストックセンター（本個別対策マニュアルの想定では 1 か所）3 名による合計 7 のチームを設ける。

(2) 事務分掌

資料5「主な初動作業の事務分掌及び班構成一覧」による。

(3) 作業従事者

① 資料6「班編成・主な初動作業の職員配置表」による。

② 医療救護所1か所あたり5人、医薬品ストックセンターに3人の合計33人とする。

(4) 装備(「班」)

- ・ 市内医療機関の名簿及び所在地図、「様式7 医療救護所受診者名簿」、筆記用具
- ・ メガホン、ヘッドランプ、飲料水
- ・ 配置車両 9台(車載無線機なし。)
- * 市無線の利用は、一時・広域避難場所運営班管理の市無線機による。

4 留意点及び作業要点

(1) 留意点

① 協力協定

災害時における医療救護の一次的実施者は市となる。市は、狛江市医師会(本個別対策マニュアルにおいて、以下「市医師会」という。)、狛江市薬剤師会(本個別対策マニュアルにおいて、以下「市薬剤師会」という。)との協定に基づく協力を得て、医療救護を実施する。

なお、災害初期の救急医療においては歯科医療に関わることはきわめて少ないと考えられるため、本個別対策マニュアルでは、記述を省略する。

② 医療救護班等の数及び編成形態

出動する医療救護班及び薬剤師班の数、編成形態は、本部長と各団体会長が協議して定める。

③ 医療救護班等の開設場所

震災初期においては負傷者が多数発生した災害現場を中心に医療救護所を開設することが、市計画により定められている。

本個別対策マニュアルでは、一時避難場所15か所のうち4か所と広域避難場所4か所のうち2か所の合計6か所を想定する。

状況により、開設の必要性が高い場所から開設を決定する。

④ 市は、震災発生後、速やかに市薬剤師会と連携のうえ、原則として、あらかじめ選定した候補地に医療救護所や医療機関等への医薬品等の供給拠点としての機能を果たす「医薬品ストックセンター」を設置する。(市計画)

市の中心部に位置し、本部と同一敷地内に存在する「狛江市民センター」を、上記候補地とする。

医薬品ストックセンターでは、市内薬局等からの調達等により必要な医薬品の調達を図る。

(2) 作業要点

① 医療救護班の業務

市は、医療救護活動の必要が生じたときには市医師会に医療救護班の派遣を要請し、市医師会は市が定める医療救護所等に医療救護班を派遣する。

医療救護班の業務は、次のとおりとなる。

- ア 傷病者に対する応急処置
- イ 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- ウ 輸送困難な患者、軽症患者に対する医療
- エ 助産救護
- オ 死亡の確認
- カ 以上のほか状況に応じた遺体の検案への協力

② 薬剤師班の業務

市は、医療救護活動に伴い必要が生じた時には市薬剤師会に薬剤師班の派遣を要請し、市薬剤師会は市が定める医療救護所等に薬剤師班を派遣する。

薬剤師班の業務は、次のとおりとなる。

- ア 医療救護所等における傷病者等に対する調剤、服薬指導
- イ 医療救護所及び医薬品ストックセンター等における医薬品の仕分け・管理

③ 市の役割

発災直後に、死傷者、医療機関に関する情報の早期把握に努め、医療救護所等の開設場所を定め、医療救護班等の派遣を市医師会等に要請する。

これに伴い、必要に応じた医療スタッフの搬送、医療救護班等の事務員の配置、医薬品その他資機(器)材の確保と配置及び負傷者の搬送等を実施する。

④ 東京都との連携

東京都との連携については、資料 23 に示す。

*** 資料 23** 「医療救護活動の狛江市と東京都との要請及び情報連絡系統図」

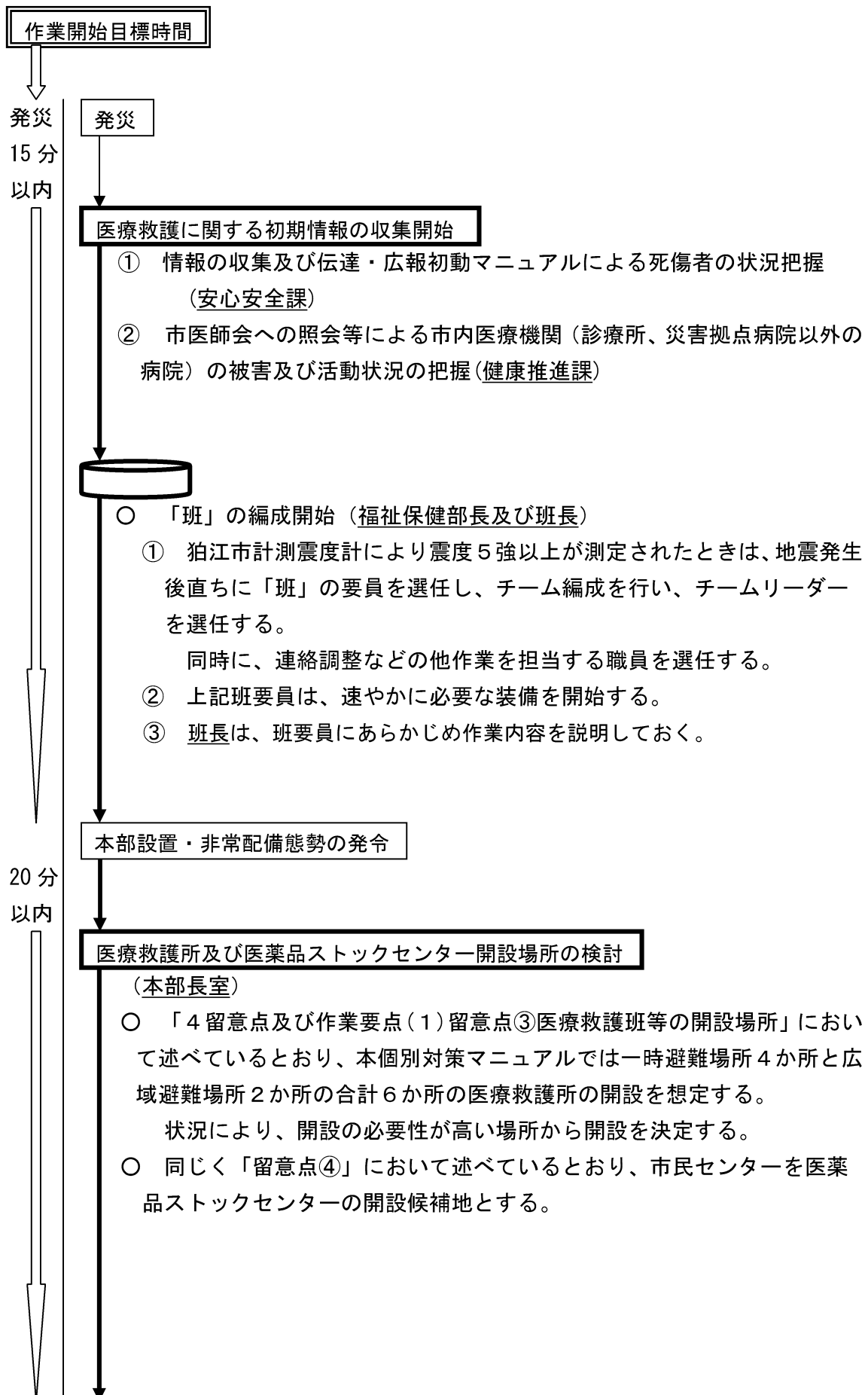
5 【参考】阪神・淡路大震災の状況（内閣府「阪神・淡路大震災教訓情報資料集」から抜粋）

- 医師等医療スタッフの出勤状況は、病院医師 60%弱、診療所医師 65%などとされ、特に病院ではかなりの部門の診療が震災当日から可能であった。
- 被災地の医療機関は、自然発生的に避難所の機能を果たさなければならなかった。
- 県庁の救急医療情報システムがダウンし、医療機関情報が把握できなくなった。
- 救出現場など病院外でのトリアージ(患者選別)がほとんど行われなかったため、医療機関には死者や軽症者、重傷者などの患者が選別されずに殺到した。
- 負傷者の大部分は、市民の手によって、日頃から救急患者を受け入れている医療機関に運ばれた。
- 被害の大きかった地域の病院で大量の患者が殺到して大混乱となった。

- 患者が一部の医療機関に集中し、少し離れたところでは比較的少なかった例もあった。
- 患者集中の理由としては、市民自らが最寄りの救急病院に殺到したほか、医療機関に関する情報が伝達されなかったこともある。
- 医療機関に運び込まれた患者が圧死者と治療可能な負傷者に二分されており、集中治療の必要な患者は比較的少なかったことから、災害現場でのトリアージの必要性に関する指摘がなされた。
- 神戸市内の各消防署を応急救護所とし、重傷者が連れてこられた場合のみ病院に搬送する対応が行われた。
- 大量の死傷者が殺到した病院では、医師等によってトリアージが行われた。
- トリアージの重要性はわかっているにもかかわらず、被災者・遺族の前で実行に移すことは難しい場面もあった。
- 厚生省研究班の調査によると、挫滅症候群の患者は 372 例、うち 50 例が死亡したとされている。
- 震災直後は、救護所など公的な災害医療体制の整備はほとんど行われなかった。
- 歯科は初期の救急医療にはあまり関わっておらず、また歯科、口腔外科に係る重症例もこの震災では少なかった。
- 歯科医療には大量の水を使用するため、上水道の復旧に左右され、復旧に時間がかかった。
- 被災地の歯科医療需要は、被災者の 2 %（1 月 21 日時点）と予測され、巡回診療及び仮設診療所での診療が実施された。
- 義歯の需要が増加し、ボランティアで即日義歯づくりが実施された。
- 医薬品の救護活動現場での不足、集積場所での管理、搬送等に問題が生じた。
- 医薬品の管理、整理、分配には専門知識を持つ人材が必要であった。
- 当初は医薬品が不足したが、まもなく充足し、最終的には大量にあまることになった。
- 向精神薬の取扱いに際して、課題が指摘されている。
- 受け入れ先、搬送手段の確保が困難だったため、震災直後の後方医療機関への搬送は困難だった。
- 被災地近隣医療機関は、自らが患者の治療にあたったほか、患者の受入れと周辺病院への転送を受け持つ「ハブ的機能」も果たした。

6 作業実施手順

別記フローチャートに示す。



20分
以内

市医師会への医療救護班の派遣要請

(福祉保健部長)

① 医療救護班の業務

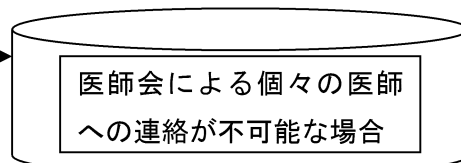
- ・ 傷病者に対する応急処置
- ・ 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- ・ 輸送困難な患者、軽症患者等に対する医療
- ・ 助産救護
- ・ 死亡の確認
- ・ 以上のほか状況に応じた遺体の検案への協力

② 班は、原則として医師、看護要員、事務員1名ずつで構成する。

③ 事務員については本部において配置することができる。

④ 出動する班の数及び形態は、本部長と医師会長が協議して定める。

⑤ 開設される医療救護所近隣の医師が派遣されるよう配慮する。



個々の医師への市要員の電話又は訪問による派遣要請伝達

市薬剤師会への薬剤師班の派遣要請

(福祉保健部長)

① 薬剤師班の業務

- ・ 医療救護所等における調剤、服薬指導
- ・ 医療救護所及び医薬品ストックセンターにおける医薬品の仕分け、管理

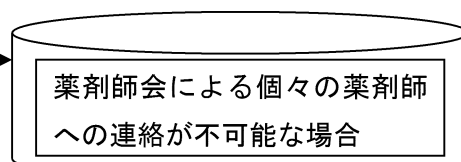
② 派遣予定場所は、医療救護所及び医薬品ストックセンターとする。

③ 班は、原則として薬剤師3人、又は、薬剤師2人及び事務員1人で構成する。

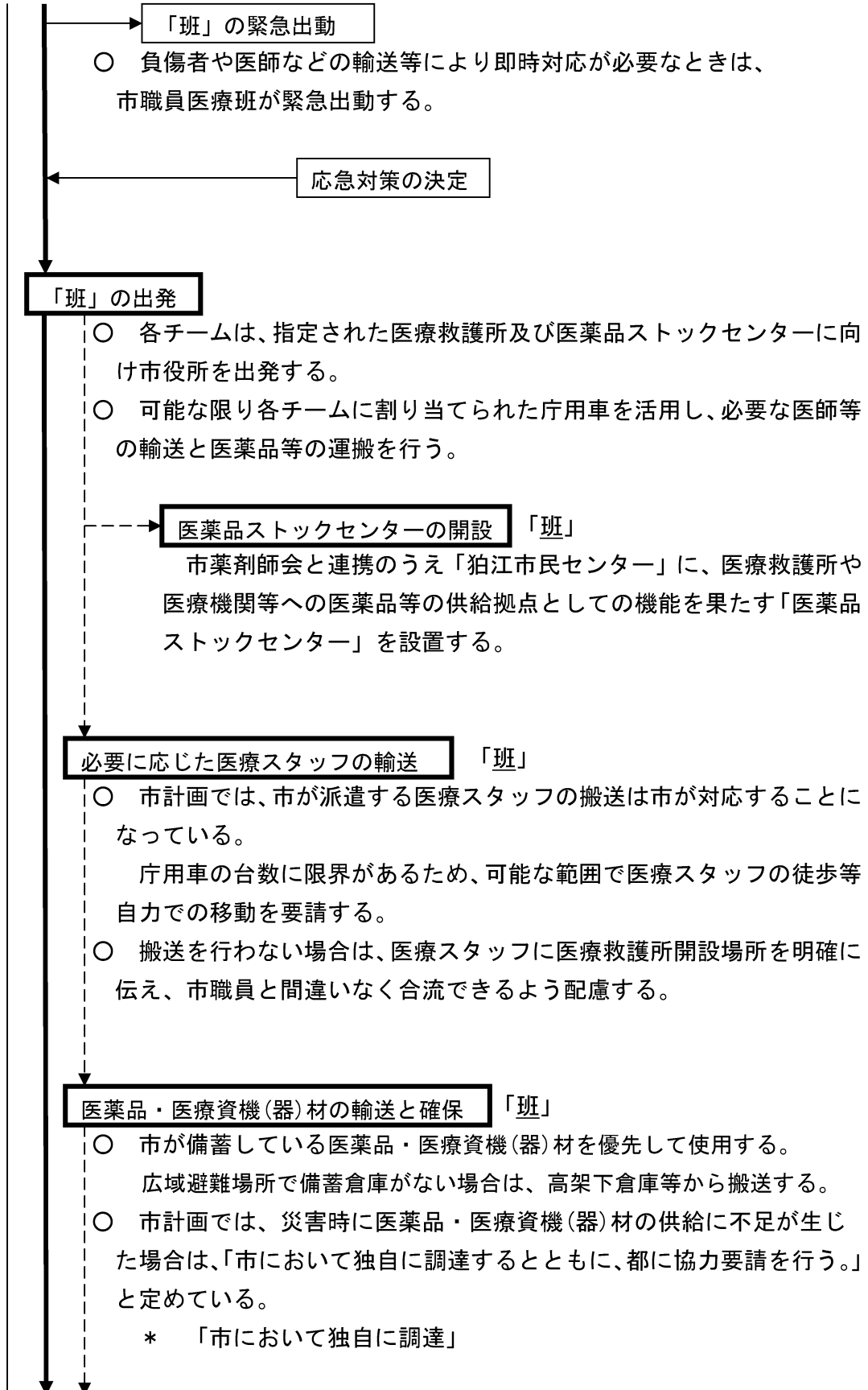
④ 事務員については、本部において配置することができる。

⑤ 出動する班数及び形態は、本部長と薬剤師会長が協議して定める。

⑥ 開設される医療救護所及び医薬品ストックセンターそれぞれの近隣の薬剤師が派遣されるよう配慮する。



個々の薬剤師への市要員の電話又は訪問による派遣要請伝達



市内の薬局、診療所、病院からの調達を行う。

* 「都に要請」

都における初動期の医薬品の供給体制（都地域防災計画）

- ・ 医薬品が不足する場合は、区市町村は都へ供給を要請する。
なお、緊急時には地区薬剤師会に対し、当該地区内にある医薬品管理センター、薬局在庫等からの補完供給を要請する。
- ・ 都は、区市町村の要請を受け、備蓄医薬品を医療機関へ供給するとともに、被災地外の区市町村、国、他縣市及び関係業界団体へ、医薬品等の供給を要請する。

→ 東京都・関係機関・近隣区市への応援要請（福祉保健部長）

- 市の対応能力では不十分な場合は、福祉保健部長は都福祉保健局長その他の関係機関に応援を要請する。

→ 狛江消防署への支援要請（福祉保健部長）

- ① 狛江消防署は、市から医療救護所の救護活動に関する要請があった場合には、可能な範囲で救急隊を派遣し支援することとなっている。
- ② 支援内容
 - ・ 傷病者の収容先医療機関の選定
 - ・ 後方医療機関への搬送
 - ・ 傷病者への応急処置

→ 医療救護所の設置

（班）

→ 市民への広報

- 医療救護所の開設場所及び活動状況について、市無線固定系等により市民への周知を行う。

- 避難所等における開設場所と標示
 - ・ 外部から利用しやすい建物部分一階で、傷病者と医療関係者の安全が確保でき搬送と診療の動線がよい適当なスペースが望ましい。
屋外の場合はテント等を利用する。
 - ・ 開設場所と施設正面玄関あるいは門に、「医療救護所」の標示を行う。
- 使用資機（器）材及び車両
 - ・ 医療救護所を屋外に開設する場合、テントは各避難所の備蓄品を使用する。机、椅子は、体育館付属の備品を使用する。
 - ・ 車両は、医療救護所から後方医療施設までの負傷者搬送用に庁用車（車載無線なし）1台を配置する。

- チーム要員5名のうち、事務員に3名負傷者搬送要員に2名を充てる。
- 市無線の利用は、一時・広域避難場所運営班管理の市無線機による。
- *様式7「医療救護所受診者名簿」を使用する。

医療救護活動の開始 (医療救護班)

医療救護班は、医療救護所開設後速やかに医療救護を開始する。

医療救護班スタッフの役割分担は、次のとおりとする。

業 務	担 当
・ 傷病者に対する応急処置 ・ 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定 ・ 転送困難な患者及び避難所等における軽易な患者に対する医療 ・ 死亡の確認	医師
軽症患者への応急処置	医師・薬剤師・看護師
調剤、服薬指導及び医薬品等の管理	薬剤師
本部・関係機関との連絡調整及び負傷者の搬送先の調整	事務員
本部への医薬品・衛生材料の供給要請	
転送の実施	市職員（「班」要員）

負傷者等の輸送

- 輸送は、原則として被災現場から医療救護所までは市が対応し、医療救護所から後方医療施設までは市及び都が対応することになっているが、災害初期においては都の対応が時間的に間に合わないことが予想されるため、市による対応が主になる。

負傷者等の後方医療施設への輸送は、状況に応じて次により行う。

- ① チーム要員2名により、庁用車で輸送する。
この場合、本部あるいは消防署と連絡をとり、輸送先の医療機関を決定する。
- ② 狛江消防署に輸送を要請する。
- ③ 可能であれば、応援協定等に基づき、都や他の市区町村に広域的輸送を要請する。

検索・救出等三対策

総括マニュアル

1 マニュアルの目的

地震発生から6時間以内（震災初期）における検索・救出、応急給水及び道路障害物除去の三つの初動対策（以下「救出等三対策」という。）については、限られた要員、資機（器）材を活用して最大の効果をあげるため、これらを一つのグループとし、被災状況に応じてグループの中で各作業の優先度及び要員・資機（器）材の配分を決定するものとする。

この個別対策マニュアルはグループの中の総括的事項を定めたものであり、各作業の個別事項については、それぞれの個別対策マニュアルに記載する。

2 市計画における被害想定（抜粋）及び対策該当箇所

各個別対策マニュアルに記載する。

3 組織、事務分掌、作業従事者及び装備

（1）組織

- ① 救出等三作業のすべてを、建設環境部長が担当部長として統括する。
- ② それぞれの作業を実施するために下表に示すように3班を編成し、班長を次の者とする。

班の名称	班 長
救出班	都市整備課長
給水班	下水道課長
道路班	道路公園課長

（2）事務分掌

資料5「主な初動作業の事務分掌及び班編成一覧」による。

（3）作業従事者

- ① 被災状況に応じて各作業従事者の配分を決定することになる。
- ② 決定の基準となる標準的な配分は資料6「班編成・主な初動作業の職員配置表」による。

（4）装備

各個別対策マニュアルに記載する。

4 留意点及び作業要点

(1) 留意点

- ① 原則として、人命救助に直結する倒壊家屋やブロック塀などからの救出作業を優先して実施する中で、夏季における熱中症対策や医療機関への対応などの緊急性を判断し、応急給水を実施する。

救出作業に余裕が生じた段階で、本格的な応急給水作業を実施することとする。

災害初期における道路障害物除去作業は、救出作業、応急給水作業及び市民の避難行動に支障が生じた場合に、それらの支障を除去するために実施することとする。

- ② 建設環境部長は、必要に応じて、捜索・救出等三作業に関する初期被害情報を取得するため、職員数名により市内を巡回させる。

(2) 作業要点

各個別対策マニュアルに記載する。

5 【参考】阪神・淡路大震災の状況

各個別対策マニュアルに記載する。

6 作業実施手順

各個別対策マニュアルに記載する。

捜 索 ・ 救 出 初 動 マ ニ ュ ア ル

(救出等三対策グループ)

1 マニュアルの目的

地震発生から6時間以内（震災初期）における救出、応急給水及び道路障害物除去の三つの初動対策（以下「救出等三対策」という。）については、限られた要員、資機（器）材を活用して最大の効果をあげるため、これらを一つのグループとし、被災状況に応じてグループの中で各作業の優先度及び要員・資機（器）材の配分を決定するものとする。

この個別対策マニュアルは、救出等三対策のうち時間的に最優先して行う必要がある倒壊家屋やブロック塀などからの救出作業を、的確かつ効率的に行うためのものである。

2 市計画における被害想定（抜粋）及び対策該当箇所

(1) 被害想定

* 資料2 「狛江市における震度5強と6弱の被害想定比較」参照

(2) 対策該当箇所

第3部第6章 「救助・救急対策」

3 組織、事務分掌、作業従事者及び装備

(1) 組織

① 作業すべてを、建設環境部長が担当部長として統括する。

② 班編成

ア 捜索・救出作業を実施するために捜索・救出班（本個別対策マニュアルにおいて、以下「班」という。）を編成し、都市整備課長が班長となる。

イ 班長は、「班」から出動する要員を原則として3人で構成し、その3人を1チームとし、各チームのチームリーダーを選任する。

ウ チームリーダーは、チームの作業を統括する責任者となるとともに、班長との連絡を担う。

担当部長	班 長	構成課・人員数
建設環境部長	都市整備課長	政策室 3 財政課 2 選挙管理委員会事務局 1 監査委員事務局 1 議会 2

		会計課 1 <u>(企画財政部小計) 10</u> 環境政策課 5 道路公園課 5 都市整備課 10 <u>(建設環境部小計) 20</u> <u>(合計) 30</u>
--	--	---

(2) 事務分掌

資料5「主な初動作業の事務分掌及び班編成一覧」による。

(3) 作業従事者

- ① 被災状況に応じて各作業従事者の配分を決定することになる。
- ② 決定の基準となる標準的な配分は資料6「班編成・主な初動作業の職員配置表」による。

(3) 装備（「班」）

- ・ 狛江市防災マップ、「様式4 連絡等発受票」、筆記用具
- ・ メガホン、ヘッドランプ、バール又はスコップ、飲料水
- ・ 配置車両 7台（車載無線4台）

4 留意点及び作業要点

(1) 留意点

- ① 倒壊した家屋やブロック塀などからの救出を行う本作業は、人命救助のため一刻を争って行われる必要がある。

このため、応急給水作業及び道路障害物除去作業に優先して実施することを原則とする。

- ② 消防署及び消防団は地震火災の消火活動に忙殺されるおそれがある。
- ③ 倒壊家屋からの救出作業には様々な危険が伴う。

一つの出動チームは、原則として3人から5人程度の構成を基準とするが、臨機応変な対応とする。出動人数の範囲内での安全な作業にとどめる。

二次災害の防止には、万全の配慮が必要である。

(2) 作業要点

救出班は、家屋の倒壊その他人身の救出が必要な災害現場の情報の取得に基づき、市庁舎から災害現場に出動し、関係機関との連携のもとに民間事業者及び近隣住民の協力を得て、救出活動を実施する。

5 【参考】阪神・淡路大震災の状況（内閣府「阪神・淡路大震災教訓情報資料集」から抜粋）

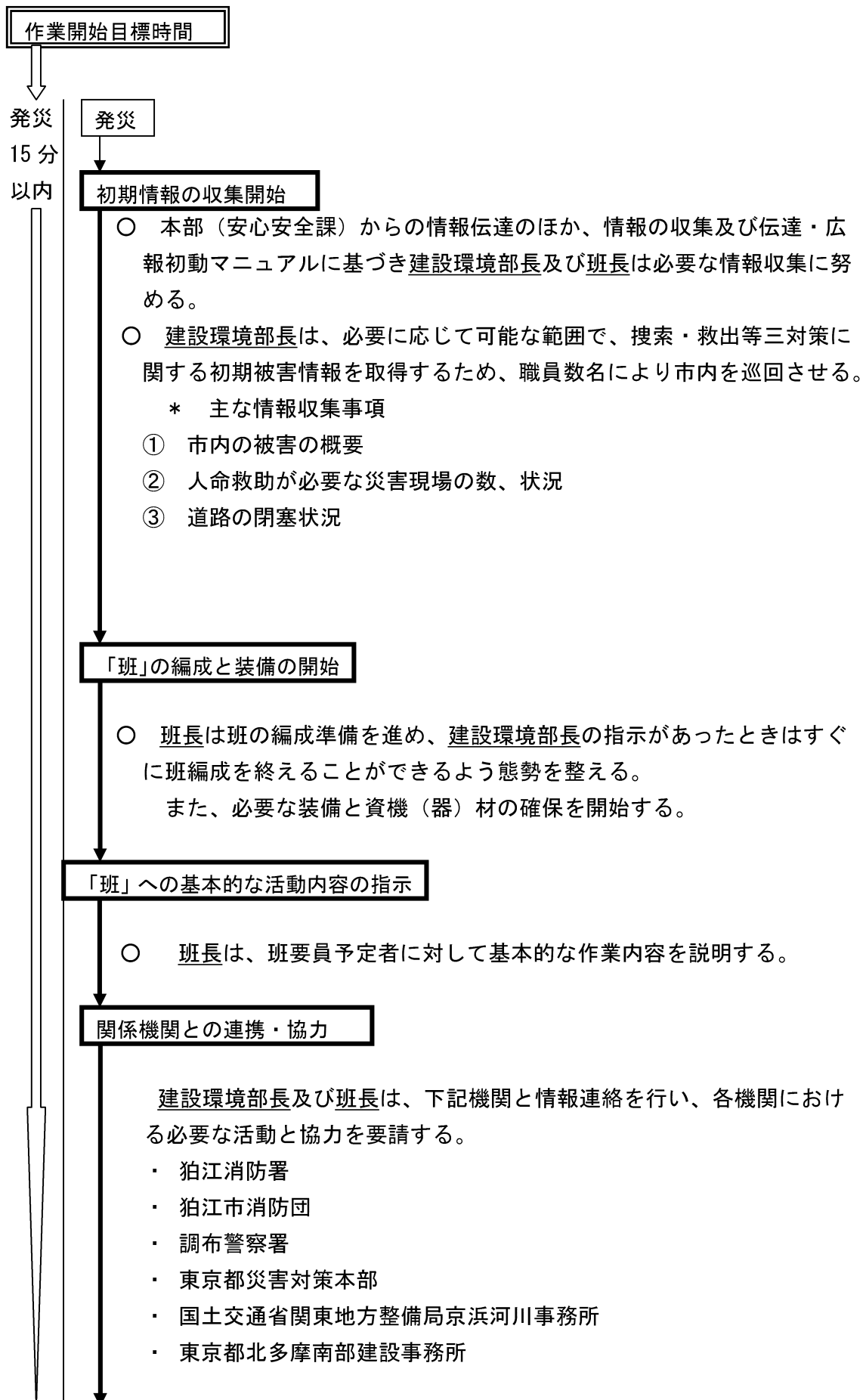
- 全半壊約25万棟という被害発生により数万人もの生き埋め者が発生した。被災

の激しかった地域では、電話も利用できず、消防署や警察署への「駆け込み」による救助の要請が殺到した。

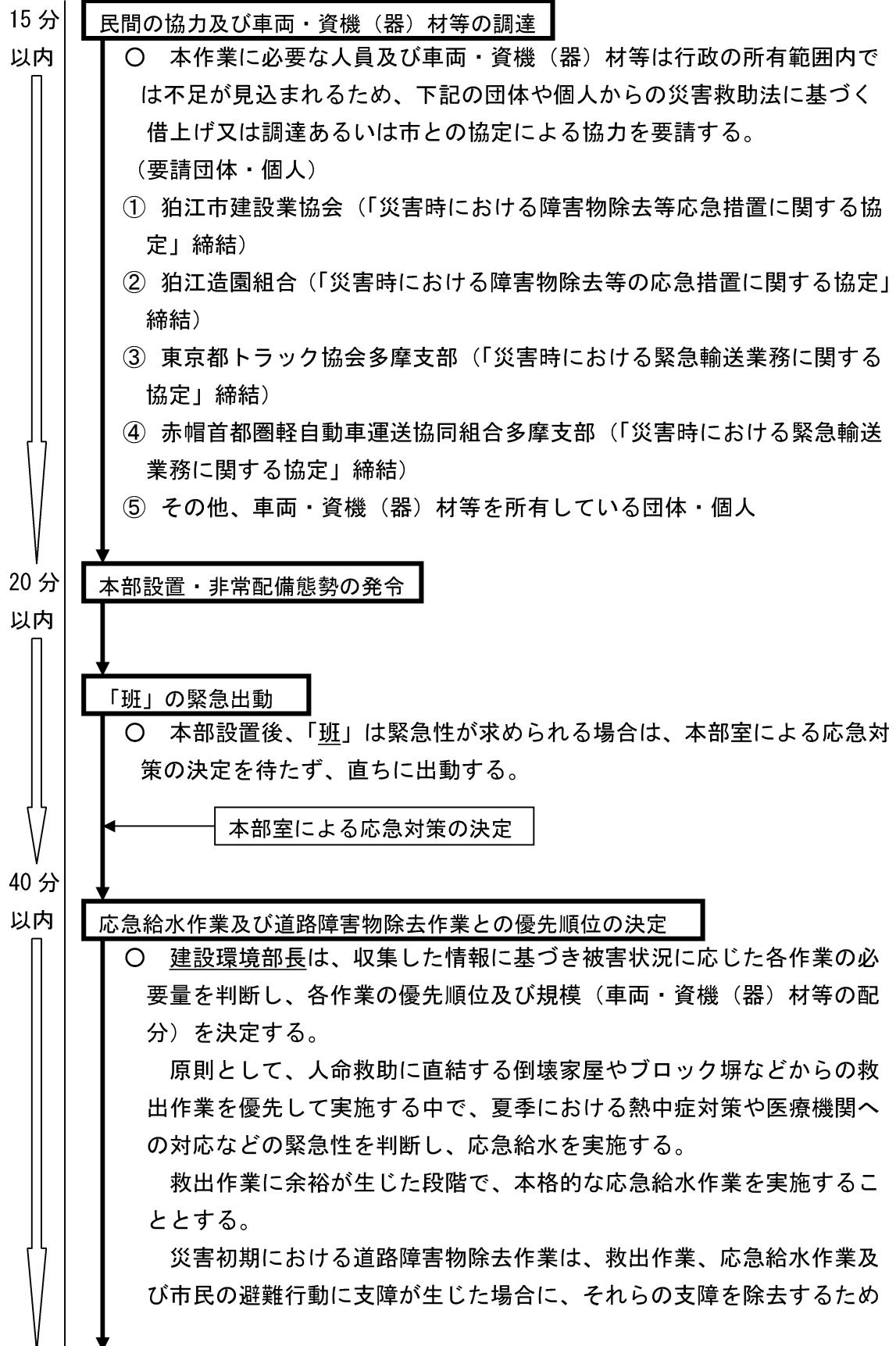
- 救助に向かった消防署員や警察官は、救出現場に行く途中で助けを求められ、あるいは作業中にも次々と住民から救助の要請を受けた。
- 救出用資機材は不足し、思いつく資機材全てが利用された。特に鉄筋コンクリート建物下に生き埋め救出には重機が必要とされた。
- 警察・消防などに備え付けられていた救出用資機材には限りがあり、不足した。
- 自動車整備工場などの民間の資機材、付近住民から借りた資機材も利用された。
- 特にＲＣ造では、重機などが必要とされたため、建設業協会等を通じた調達が行われた。また、関係業者のボランティアによる重機提供もあった。
- 自衛隊は、救出用の資機材を持ち合わせていなかったため、県に調達を依頼したが、経費負担区分の協定を締結する必要があった。
- 救出活動の主体となった自衛隊、警察、消防の相互連携が不十分だったため、重複した捜索活動が行われた場合もあった。
- 遺体を発見した時には警察官の立会いが必要だったため、自衛隊の部隊が次の捜索・救出現場へ移動できないという問題もあった。
- 一般市民、消防団による救出活動も大きく貢献し、特に生存率が高かったと報告されている。
- 救出活動には大きな労力がかかり、危険も伴った。市民による救出作業中に火災が迫り、生き埋め者をおいて避難しなければならなかった例もある。
- 木造家屋から１人を救出するためには、平均で８４人・分、ＲＣ建物の場合には１８８人・分の人数・時間を要したという試算もある。
- 救出活動中に余震等による建物倒壊で生き埋めとなったり、火災等の切迫により市民による救出活動が中断するなど、危険な場面もあった。
- 救出現場では、周囲の人の証言や生き埋め者の声が生き埋め箇所特定の頼りだった。静寂保護のために、取材用ヘリコプター等の騒音が問題だったという指摘もある。
- 現場に駆けつけた警察・消防職員は、家族や周囲の人から情報を集めながら生き埋め箇所の見当をつけ、呼びかけに応える声を頼りに掘り進んだ。
- ヘリコプターなどの騒音が救助者発見の障害となったとして、サイレントタイムを設ける必要性も指摘された。
- １月２３日から神戸市・西宮市で実施されたローラー作戦と、同２８日の合同捜索によって、行方不明者捜索はひとつの区切りとなった。

6 作業実施手順

別記フローチャートに示す。



・ その他の関係団体



に実施することとする。

出動場所決定のための情報取得

- 情報の収集及び伝達・広報初動マニュアルに基づき、地区情報班は倒壊家屋その他の被災場所で人命救助が必要な場所を本部（安心安全課）に報告する。
建設環境部長は本部でこの報告内容を把握し、班長に情報を伝達するとともに作業に関する指示を行う。

出動及び関係機関への協力要請

- 建設環境部長の指示に基づき、班長は出場場所、作業内容を指示して、「班」を出動させる。
一つの出動チームは、原則として3人から5人程度の構成を基準とするが、臨機応変な対応とする。チームリーダーを決定する。
- 出動チームは、資機（器）材を積載後、指示された被災場所に向けて出動する。
- 可能であれば車載無線機付き庁用車を使用し、班長への連絡を密接に行うこととする。
- 班長は、狛江消防署、狛江市消防団及び狛江警察署等に、出動場所を明らかにした上で必要とされる支援・協力を説明し、活動の要請を行う。
- 救出、応急給水を含めた全体の作業に余裕があるときは、車両等による職員の巡回を行い、必要な被害情報の把握を行う。

現場到着及び作業の開始

- 出動チームは、到着後、可能な限り、現場の近隣住民、消防署員、消防団員及び警察署員の協力を得るようにする。
- 資機（器）材が不足する場合は、付近に活用できるものがあるか、検討する。
- 救出作業を行うにあたっての注意点は、次のとおりとする。
 - ① 出動チームは、原則として職員3人で構成されており、この人数の範囲内の安全な作業にとどめること。
 - ② 建物倒壊の状況に十分な注意を払い、救出活動によりさらに倒壊が進むおそれがあるようなときは、訓練を受けた消防署員に判断をまかせること。
 - ③ 作業を行うにあたっては、余震にも注意し作業に伴う危険を避けるための方策等を検討し、慎重に作業を実施すること。
 - ④ 必要に応じて、市無線機を用いて、作業状況を班長に報告する。

救出者の医療受診

- 救出者が負傷している場合あるいは身体的圧迫から開放された後に症状が悪化する「クラッシュ症候群」が懸念される場合は消防署と連携し、救出された者に医療を受診させること。

医療機関への搬送が必要な場合は、消防署に要請する。

狛江消防署において対応ができないときは、消防署の情報提供に基づく医療施設又は最寄の医療救護所まで「班」が搬送すること。

作業終了

- 作業が終了した時点で、チームリーダーは班長に報告を行い、次の作業等について指示を求めること。

応急給水初動マニュアル

(救出等三対策グループ)

1 マニュアルの目的

地震発生から6時間以内（震災初期）における救出、応急給水及び道路障害物除去の三つの初動対策（以下「救出等三対策」という。）については、限られた要員、資機（器）材を活用して最大の効果をあげるため、これらを一つのグループとし、被災状況に応じてグループの中で各作業の優先度及び要員・資機（器）材の配分を決定するものとする。

この個別対策マニュアルは、夏季における熱中症対策や医療機関への対応その他避難場所や断水地域に対する緊急的な応急給水作業を的確かつ効率的に行うことを目的とする。

2 市計画における被害想定（抜粋）及び対策該当箇所

(1) 被害想定

* 資料2 「狛江市における震度5強と6弱の被害想定比較」参照

(2) 対策該当箇所

第3部第11章 「飲料水・食料・生活必需品等の供給」第1節「飲料水の供給」

3 組織、事務分掌、作業従事者及び装備

(1) 組織

① 作業すべてを、建設環境部長が担当部長として統括する。

② 班編成

ア 応急給水作業を実施するために、給水班（本個別対策マニュアルにおいて以下「班」という。）を編成し、下水道課長が班長となる。

イ 班長は、和泉本町浄水所チーム、慈恵第三病院チーム、砧浄水場チームの3チームを設け、各チームのチームリーダーを選任する。

ウ チームリーダーは、チームの作業を統括する責任者となるとともに、班長との連絡を担う。

担当部長	班 長	構成課・人員数
建設環境部長	下水道課長	下水道課 1 清掃課 6 <u>(建設環境部小計) 7</u>
		子育て支援課 5

		児童青少年課 2 <u>(児童青少年課) 7</u> 学校教育課 4 指導室 2 社会教育課 1 公民館 1 図書館 2 <u>(教育部) 10</u> <u>(合計) 24</u>
--	--	---

(2) 事務分掌

資料5「主な初動作業の事務分掌及び班編成一覧」による。

(3) 作業従事者

- ① 被災状況に応じて作業従事者の配分を決定することになる。
- ② 決定の基準となる標準的な配分は資料6「班編成・主な初動作業の職員配置表」による。

(4) 装備

- ・ 狛江市防災マップ、「様式4 連絡等発受票」、筆記用具
- ・ メガホン、ヘッドランプ、飲料水
- ・ 配置車両 9台（車載無線3台）

4 留意点及び作業要点

(1) 留意点

○ 市と都の役割分担

狛江市の水道事業は東京都に全面委託しており、震災時における応急給水対策作業における市と都の役割分担は次のとおりである。

- ① 都（水道局）の定める給水拠点においては、都が応急給水に必要な資機（器材等）を設置し、市が市民等への応急給水を行う。
- ② 前記給水拠点からおおむね2km以上離れている避難場所には、都が車両で飲料水を輸送・補給する。
- ③ 都において給水が可能となるまでの間は、市において受水槽の水、浄水器により井戸・プールの水等を利用するなど、あらゆる方法によって飲料水の確保に努める。

* 都（水道局）は、都内の浄水場（所）、給水所等の水道施設を応急給水拠点として定めている。

○ 市の飲料水確保対策

下記の方策により確保した飲料水を市で定めた応急給水拠点まで搬送し、そこ

で市民に応急給水を実施する。(集団給水を原則とし、個別給水は行わない。)

① 近隣所在の東京都応急給水拠点

- ・市内の和泉本町給水所【施設確保水量 2,260 m³】
- ・世田谷区所在の砧浄水場【施設確保水量 6,300 m³】

* 施設所在地自治体のみならず全ての都民が給水対象となる。

② 東京慈恵会医科大学付属第三病院との協定による井戸水提供

狛江市及び調布市の両市に、日量 280 m³

③ 井戸水提供の家

平成 23 年 3 月末現在 56 箇所。うち、一般細菌など 10 項目の水質検査の結果が水道法水質基準に適合する井戸 45 箇所

④ 市所有井戸

平成 23 年 3 月末現在各市立小・中学校 10 箇所及び前原公園 1 箇所。うち、一般細菌など 10 項目の水質検査の結果が水道法水質基準に適合する井戸 2 箇所

⑤ 浄水機による浄水

市所有浄水機 2 台による井戸、プール、河川水等の浄水

(2) 作業要点

井戸水の利用は、水質検査等の衛生面での配慮が必要である。

市が行う応急給水作業は、東京都応急給水拠点からの水道水と東京慈恵会医科大学付属第三病院との協定による井戸水の利用が主となる。

① 飲料水の主な搬送先

② 配置車両 9 台による標準的な搬送先を下記に示すが、緊急性に応じて、機動的に配布する。

和泉本町浄水所

ア 狛江四中・狛江五小 イ 狛江一中 ウ 狛江一小

慈恵第 3 病院

ア 狛江三中 イ 和泉小 ウ 西和泉グランド

砧浄水場

ア 多摩川緑地グランド(河川敷) イ 喜多見駅付近小田急線高架下
ウ 狛江二中・狛江三小・狛江六小

③ 使用資機(器)材

- ・車両はトラック 2 台、軽小型貨物 7 台で、搬送先一カ所に 1 台を使用
- ・原則としてトラックは拠点から遠距離にある搬送先に使用するものとする。
- ・トラックは給水タンク及び水袋積載、軽小型貨物は水袋使用

5 【参考】阪神・淡路大震災の状況(内閣府「阪神・淡路大震災教訓情報資料集」から抜粋)

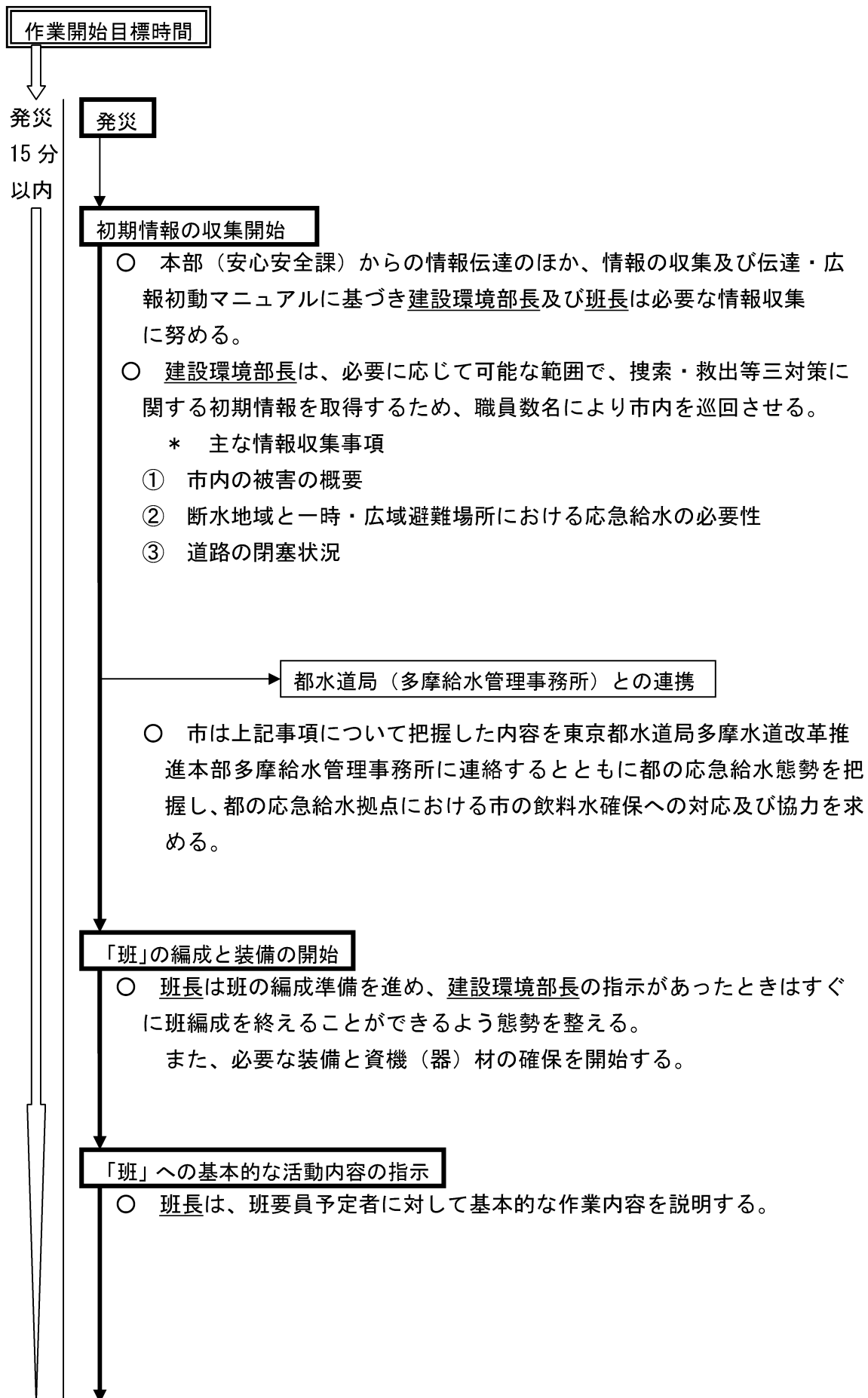
- 地震による揺れや液状化等によって配水管を中心に多くの水道施設で被害が発生した。兵庫県内の 10 市 7 町では全給水戸数の約 90%で断水し、医療機関を含め

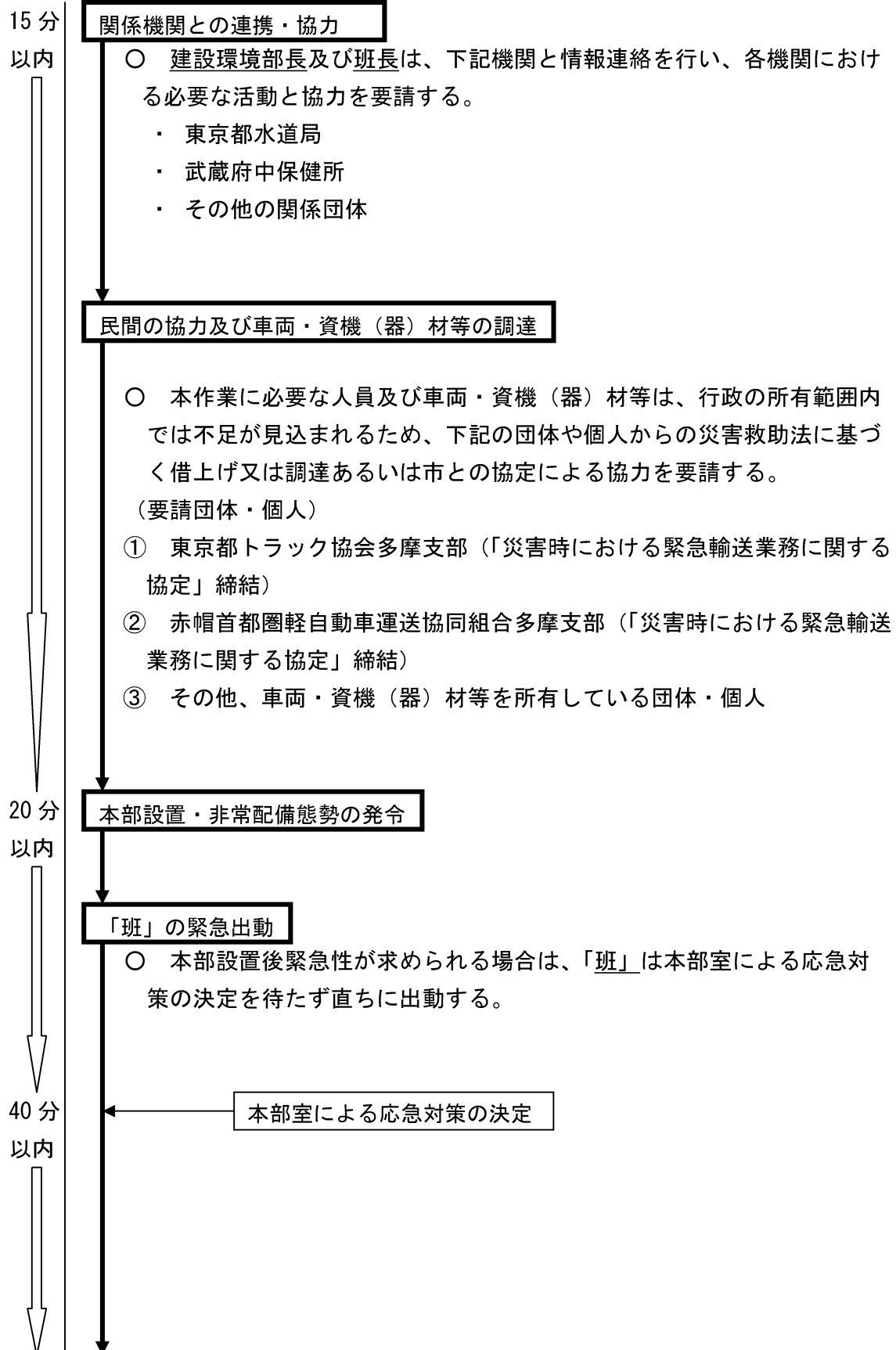
て緊急に飲料水等を確保する必要があった。

- 応急給水の方法は、神戸市、西宮市、芦屋市においては、病院等に対する個別給水を除き、巡回給水は行わず、中学校区あるいは小学校区に1か所の割合で拠点となる応急給水所を設け、その場所へ水汲みに来てもらう方式を採用している。この方法は、どこへいけば水がもらえるかが明確であり、良い方法であったとの評価があった。
- 一部では、ボランティアによる老人世帯に対する個別給水が行われていた。
- 応急給水にあたっては、どこにどの程度の人が集まっているのか等の具体的な情報が入らず、的確な指示ができなかったと同時に市民は水がいつ来るのかわからず、苛立ちがあった。
- また、交通渋滞、道路の啓開が不十分などのため給水車への水の積載箇所から応急給水所への往復に時間がかかる、給水所への給水の取水箇所が少ないため時間を要した、応急給水資機（器）材の運搬にも時間を要した等の問題があった。
- 市民の水に関する要望は、当初1週間程度は飲料水としての要望が主であったが、2週目あたりからトイレ用水の要望が高まり、さらに、風呂用の水の要望と拡大した。3～4週間程度が水に対する我慢の限界のようである。
- 市民の間では、ふだんは使われていない井戸水や、破損した水道管から流出する水も利用された。細菌等による汚染が懸念されたため、厚生省は報道機関を通じて注意を促した。
- 震災直後の応急給水は、主として病院や避難所などを優先に実施された。
- 市民の側も、給水車からの給水を受取る容器がなく、また重い水を運ぶことは非常に困難だった。明石市では、地震対策として整備されていた飲料水袋詰め装置も使われた。
- 神戸市では、応急給水に関する水質監視が震災当日から行われた。当初の検査項目は現地における遊離残留塩素、色、濁り、外観であった。
- 被害の大きかった阪神水道企業団、神戸市、西宮市などでは、汚水混入のおそれがあったため消毒強化が行われ、配水地、給水栓についての水質検査も行われた。

6 作業実施手順

別記フローチャートに示す。





40 分
以内

捜索・救出作業及び道路障害物除去作業との優先順位の決定

- 建設環境部長は、収集した情報に基づき被害状況に応じた各作業の必要量を判断し、各作業の優先順位及び規模（車両・資機（器）材等の配分）を決定する。

原則として、人命救助に直結する倒壊家屋やブロック塀などからの救出作業を優先して実施する中で、夏季における熱中症対策や医療機関への対応などの緊急性を判断し、応急給水を実施する。

救出作業に余裕が生じた段階で、本格的な応急給水作業を実施することとする。

災害初期における道路障害物除去作業は、救出作業、応急給水作業及び市民の避難行動に支障が生じた場合に、それらの支障を除去するために実施することとする。

初動作業における応急給水実施計画の決定

- 本部は、応急給水に関する下記の計画を定め、給水活動を確立する。
給水態勢の基本は次のとおりとし、状況に応じた必要な決定、変更を加える。
 - ① 備蓄倉庫に保管あるいは調達したペットボトルは、災害時要援護者に優先的に配布する他、夏季における熱中症対策や医療機関への対応など緊急性のある用途のために機動的に配布する。
配布先は、状況に応じて判断する。
 - ② 応急給水所開設予定場所
一時避難場所、広域避難場所、避難所、医療救護所及び後方医療施設（東京都災害拠点病院、救急告示医療機関及びその他の病院で被災を免れたすべての医療機関）のうち緊急的な応急給水を実施する必要がある場所
 - ③ 応急給水にかかる広報活動
市無線固定系及び応急給水作業従事者により広報を実施する。
 - ④ 活動従事者
災対建設環境部 25 名
災対児童青少年部 10 名
 - ⑤ 作業内容、要員、使用資機（器）材及び車両
ア 必要資機（器）材及び車両は市が所有するものだけでは不足が見込まれる。

車両、給水タンク、ポリタンク及び水袋について、都及び民間業者からの調達を検討する。

イ 飲料水の確保にかかる人員・主な資機(器)材等の配置の標準

(ア) 和泉本町浄水所(2,260 m³)における水の確保

トラック1台・軽車両2台・給水タンク(1 m³)1基・人員9名

(イ) 砧浄水場(6,300 m³)における水の確保

トラック1台・軽車両2台・給水タンク(1 m³)2基・人員11名

(ウ) 慈恵第三病院(日量280 m³を調布市と共有)

軽車両3台・人員8名

* (ア)及び(ウ)については、場所が近接しているため、資機(器)材の相互利用等連携して作業を行う必要がある。

(エ) 井戸水提供の家の利用

前記(ア)～(ウ)を補足する対策として活用する。

一般細菌など10項目の水質検査の結果が水道法水質基準に適合する井戸のみを対象とする。

飲用について、保健所と協議する。

(オ) 浄水機の利用

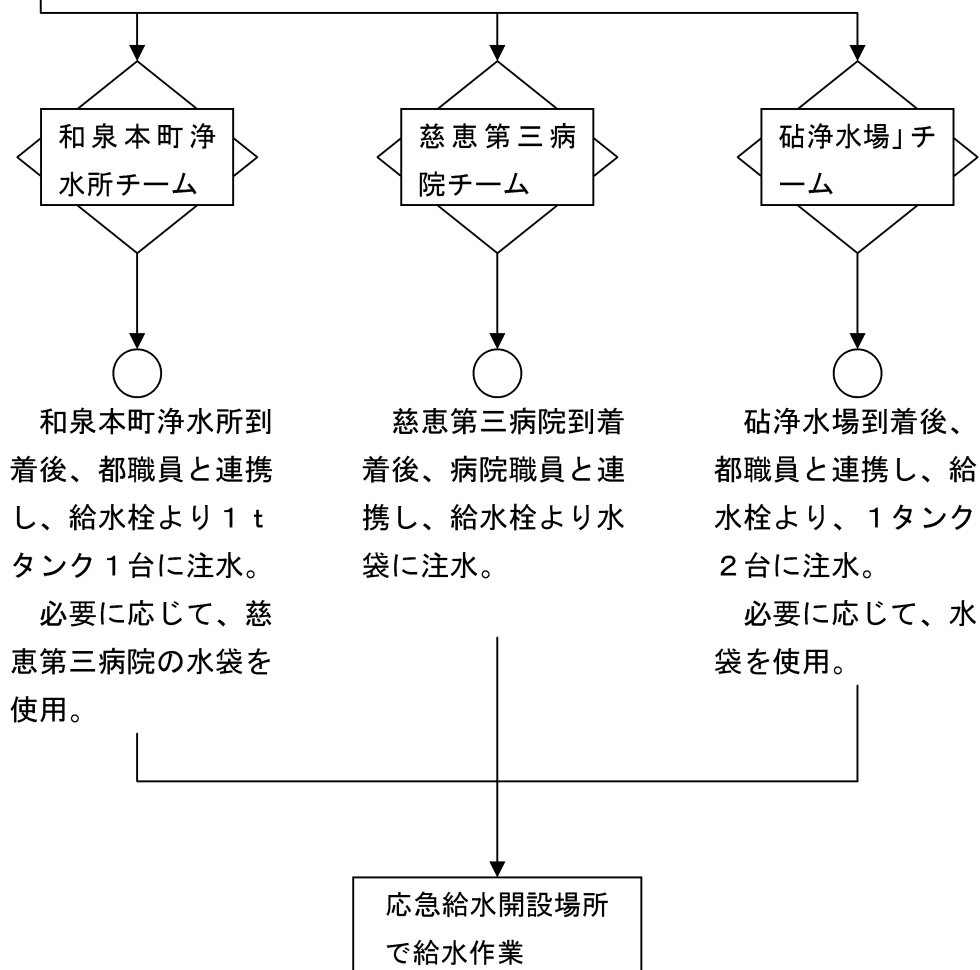
前記(ア)～(エ)を補足する対策として活用する。

市所有浄水機2台により井戸水、プール、河川水等の水を浄水する。飲用について、保健所と協議する。

作業の開始

都給水拠点などからの配布

各チームは本部の指示に基づき、次の作業を反復実施する。



道路障害物除去初動マニュアル

（ 救 出 等 三 対 策 グ ル ー プ ）

1 マニュアルの目的

地震発生から6時間以内（震災初期）における救出、応急給水及び道路障害物除去の三つの初動対策（以下「救出等三対策」という。）については、限られた要員、資機（器）材を活用して最大の効果をあげるため、これらを一つのグループとし、被災状況に応じてグループの中で各作業の優先度及び要員・資機（器）材の配分を決定するものとする。

この個別対策マニュアルは、搜索・救出作業・応急給水作業及び市民の避難に支障を生じている道路障害物の緊急的な除去作業を、的確かつ効率的に行うことを目的とする。

2 市計画における対策該当箇所

第3部第5章「緊急輸送対策」第2節「緊急道路啓開（障害物除去）」

3 組織、事務分掌、作業従事者及び装備

（1）組織

① 作業すべてを、建設環境部長が担当部長として統括する。

② 班編成

ア 道路障害物除去作業を実施するために、道路班（本個別対策マニュアルにおいて、以下「班」という。）を編成し、道路公園課長が班長となる。

イ 班長は、「班」から出動する要員を原則として3人から5人で構成して1チームとし、各チームのチームリーダーを選任する。

ウ チームリーダーは、チームの作業を統括する責任者となるとともに、班長との連絡を担う。

担当部長	班 長	構成課・人員数
建設環境部長	道路公園課長	道路公園課 10 （合計） 10

（2）事務分掌

資料5「主な初動作業の事務分掌及び班編成一覧」による。

（3）作業従事者

① 被災状況に応じて作業従事者の配分を決定することになる。

② 決定の基準となる標準的な配分は資料9「班編成・主な初動作業の職員配置表」による。

(3) 装備(班)

- ・ 狛江市防災マップ、「様式4 連絡等発受票」、筆記用具
- ・ メガホン、ヘッドランプ、バール又はスコップ、飲料水
- ・ 配置車両 4台(車載無線2台)

4 留意点及び作業要点

(1) 留意点

- ① 市は、原則として、市道の障害物除去を行うものとする。

東京都は、東京都緊急障害物除去路線(注)を最優先に除去作業を実施することとしている。

市では、これらの路線の障害物の状況を調査し、北多摩南部建設事務所に報告を行うとともに、都が行う障害物除去作業に協力する。

(注) 市域の都緊急障害物除去路線

- ・ 都道3号線(世田谷通り) ・ 都道11号線(狛江通り)
- ・ 都道114号線(松原通り)
- ・ 都道114号線(松原交差点からあいとびあセンターまでの区間。六郷さくら通り)

- ② 車両、重機等の資機(器)材の不足が見込まれるため、必要に応じて、災害救助法による民間からの借上げ又は調達あるいは市との協定による協力を図るものとする。

- ③ 作業の実施にあたっては、安全の確保に十分な注意を払い、二次災害等の発生等がないよう万全の配慮を行う。

(2) 作業要点

本作業は、災害初期における救出作業、応急給水作業及び市民の避難行動等の緊急対策のために、道路上の障害物除去等を行うことを目的とする。したがって、物資の輸送や市民の生活維持のための本格的な除去作業は、別途、対策を講じるものとする。

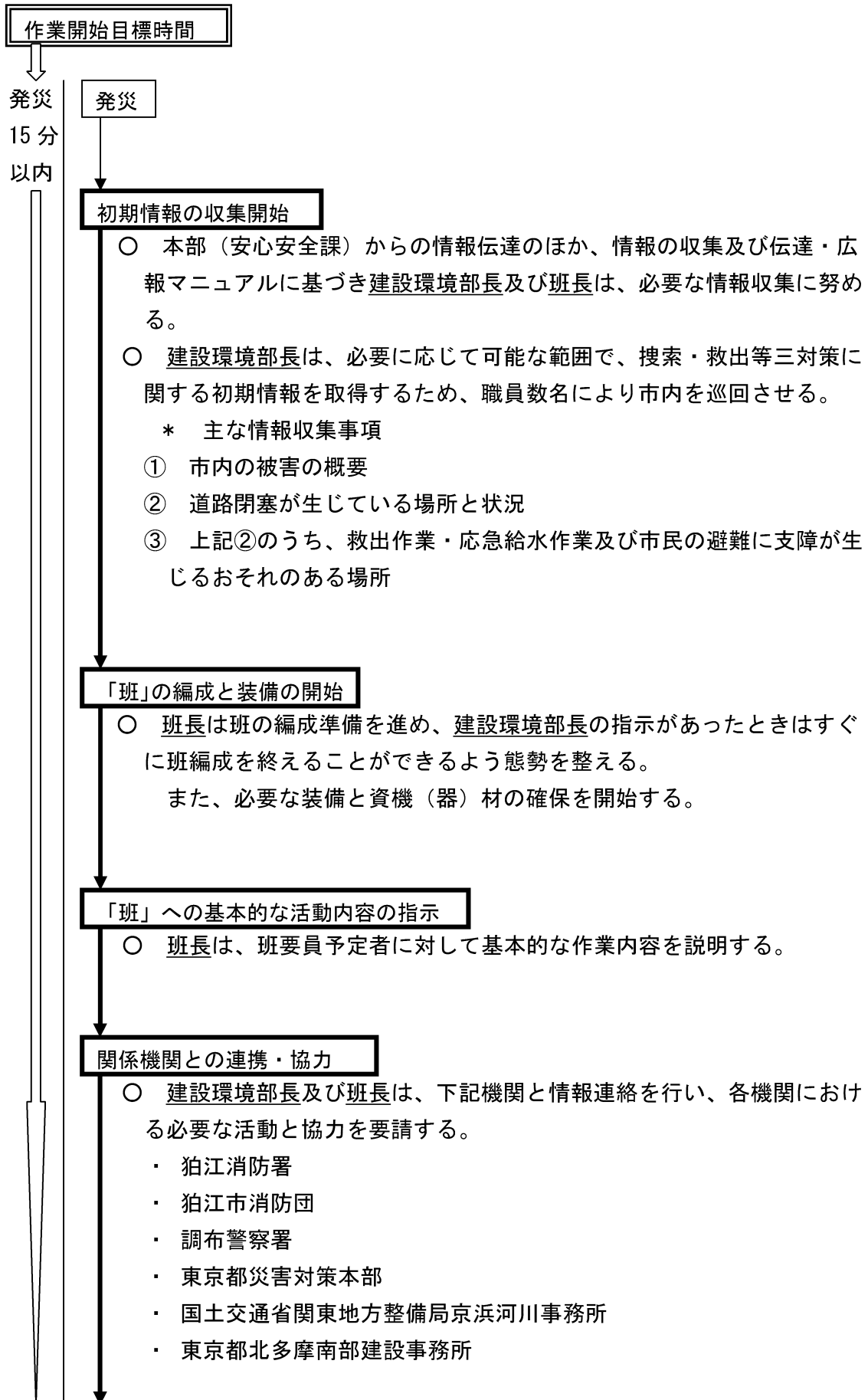
5 【参考】阪神・淡路大震災の状況(内閣府「阪神・淡路大震災教訓情報資料集」から抜粋)

- 道路被害の特徴としては、高架構造物の倒壊、路面破壊、沿道建物の倒壊等などがあげられる。
- 主な幹線道路などにおける道路容量は大きく低下し、交通量は著しく減少した。
- 地区内の街路も、道路自体の損傷と建物等の倒壊による道路閉塞という被害を受け、特に幅員の小さな道路について通行不能となった例が多かった。
- 震災によって交通の質も大きく変化し、避難活動、救急・救助活動、救援活動、復旧・復興活動等に関連する様々な交通需要が発生した。特に自家用車による避難活動、出勤などの需要が多かった。

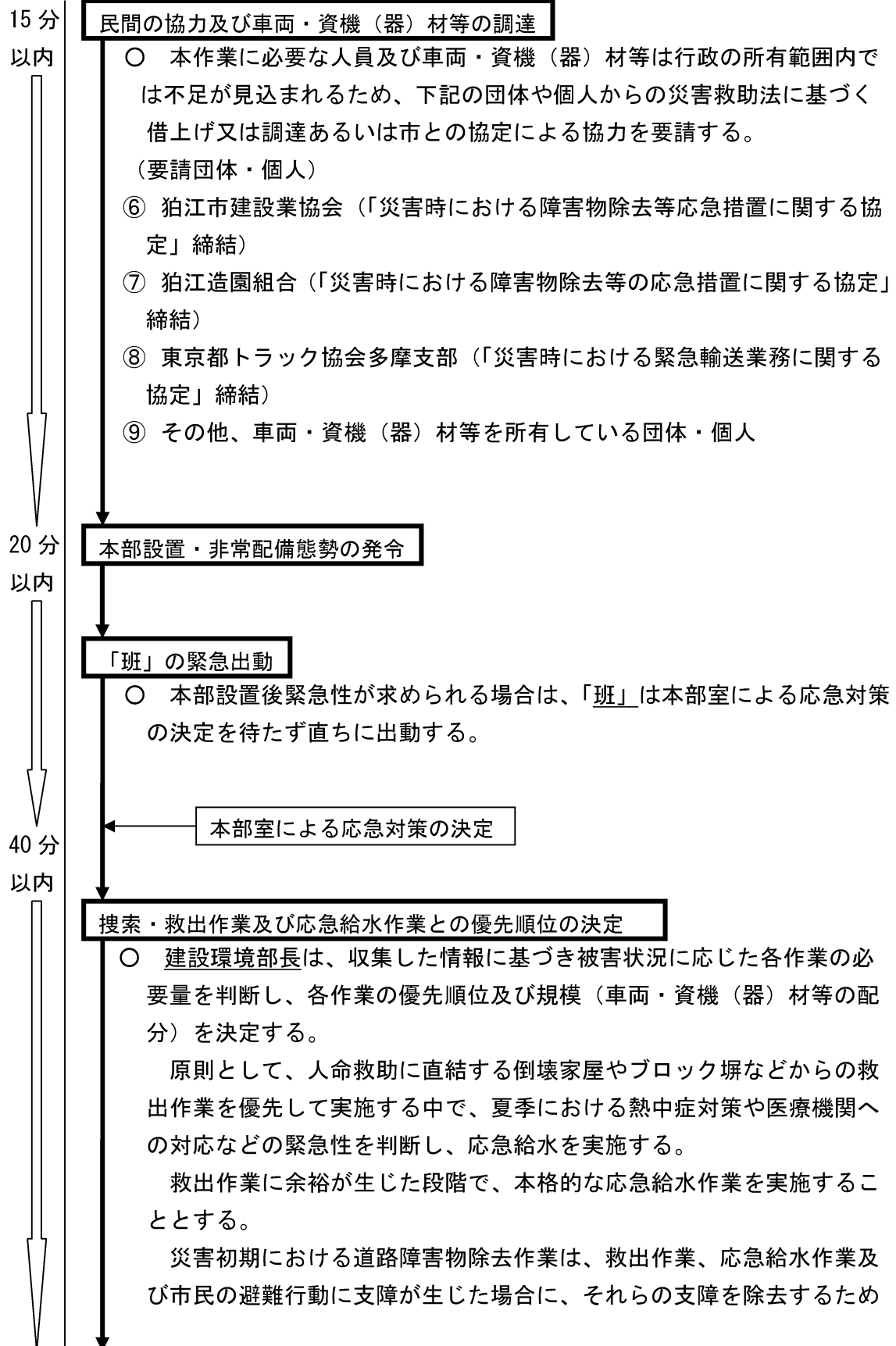
- 地震による倒壊や停電により信号機が使えなくなり、交通機動隊などの巡回や生き残った管制端末を利用した道路状況把握がなされ、交通情報が出た。
- 当日は警察官による交通規制が行われたが、規制に当る警察官は不足していた。

6 作業実施手順

別記フローチャートに示す。



・ その他の関係団体



に実施することとする。

出動場所決定のための情報取得

- 「情報の収集及び広報・伝達初動マニュアル」に基づき、地区情報班は、道路の損壊や障害物により人員・車両の運行に支障が生じ初動作業の妨げとなっている場所を本部（安心安全課）に報告する。
建設環境部長は本部で報告内容を把握し、班長に情報を伝達するとともに作業に関する指示を行う。

東京都への報告

- 東京都緊急道路障害物除去路線（注）及び市道の閉塞状況について、現時点で把握できた事項を、北多摩南部建設事務所に報告する。
（初動期の対応が終了した時点で、すべての閉塞状況の報告を行う。）
（注）
狛江市域では、都道3号線（世田谷通り）、都道11号線（狛江通り）、都道114号線（松原交差点からあいとぴあセンターまでの区間及び六郷さくら通り。）の4路線。

出動及び関係機関への協力要請

- 建設環境部長の指示に基づき、班長は出場場所、作業内容を指示して、「班」を出動させる。
一つの出動チームは、原則として3人から5人程度の構成を基準とするが、臨機応変な対応とする。チームリーダーを決定する。
- 出動チームは、資機（器）材を積載後、指示された被災場所に向けて出動する。
- 可能であれば車載無線機付き庁用車を使用し、班長への連絡を密接に行うこととする。
- 班長は、北多摩南部建設事務所、狛江消防署、狛江市消防団及び狛江警察署等に、出動場所を明らかにした上で必要とされる支援・協力を説明し、活動の要請を行う。
- 救出、応急給水を含めた全体の作業に余裕があるときは、車両等による職員の巡回を行い、必要な被害情報の把握を行う。

現場到着及び作業の開始

- 道路障害物除去作業を行うにあたっての注意点は、次のとおりとする。
 - ① 作業が出動チームだけでは不可能な場合は、民間を含めた他機関の活動を要請すること。
また、必要な資機（器）材を調達すること。
 - ② 周囲の建物倒壊の状況に十分な注意を払い、作業を行うにあたっては、危険を避けるための方策等を検討し、慎重に作業を実施すること。
 - ③ 余震等にも注意し、二次災害が生じないように十分な配慮を行うこと。
 - ④ 必要に応じて、市無線機を用いて、作業状況を班長に報告する。

作業終了

- 作業が終了した時点で、チームリーダーは班長に報告を行い、次の作業等についての指示を求めること。

狛江市震災初動マニュアル本編

第 3 部

夜間・休日等における対応

1 夜間・休日等における初動態勢

1 留意点

夜間・休日等においては、市職員の大多数は市役所に不在である。震災が発生した場合、これら職員の参集を待って、初動作業を開始することになる。

当然、職員が在庁している勤務時間内の対応とは異なる手法で初動作業を実施することになる。

夜間・休日等においては、「第2部 個別対策マニュアル」に示すすべての初動作業の優先順位を決め、状況に応じて必要性の高いものから実施する。

2 夜間・休日等における職員の初動態勢（地域防災計画）

夜間、休日等の勤務時間以外に発生する地震災害等の非常事態が発生した場合は、通信、交通の途絶等により、直ちに前記の非常配備体制をとることが困難と考えられるので、別命なく、おおむね次のような態勢をとる。

夜間・休日特別配備態勢

種 別	時 期	態 勢
情報連絡態勢	狛江市において震度4、又はこれに準ずる地震災害が発生したとき。	安心安全課長・安心安全係職員・消防係職員
第1 特別非常配備態勢	狛江市において震度5弱、又はこれに準ずる地震災害が発生したとき。	市長・副市長・教育長・全部長職・全課長職・安心安全係職員・消防係職員
第2 特別非常配備態勢	狛江市において震度5強、又はこれに準ずる地震災害が発生したとき。	市長・副市長・教育長・全管理職・全係長職・全主任職・安心安全係職員・消防係職員
第3 特別非常配備態勢	狛江市において震度6弱以上、又はこれに準ずる地震災害が発生したとき。	全職員が自発的に手段をつくして、速やかに所属の勤務場所若しくはあらかじめ指定された場所に参集する。

3 作業内容及び実施手順

下記フローチャートのとおり。

発災

粕江市計測震度計の測定

自動作動
(震度 4 以上)

- 震度 4 以上の場合、計測震度計システムが作動し、フローに示す情報伝達を自動的に行う。

メール送信による震度の連絡及び参集指示
(登録した職員が対象)

市防災行政無線による震度情報などの市内一斉放送

* 資料 11「市無線固定系による震度情報などの市内一斉放送内容」

聴覚障がい者に対する市防災行政無線ファックスによる一斉伝達

都防災行政無線システム地震計ネットワークヘデータ送信

気象庁ヘデータ送信
地震速報公表

本部の設置決定

- 夜間、休日等の勤務時間以外に震災が発生した場合においても勤務時間内の場合と同様に、市長は災害対策基本法の規定に基づく本部の設置の決定を行わなければならない。

本部の設置・運営作業については、基本的には個別対策マニュアル「災害対策本部設置運営初動マニュアル」に基づいて実施するが、作業の優先順位を勘案し、必要性の高いものから実施する。

非常配備態勢の決定

- 直ちに勤務時間内の非常配備態勢をとることが困難なため、本部長の決定を待つことなく、「夜間・休日特別非常配備態勢」をとる。
ただし、「第1編 総論 VI 本部の態勢について ① 震度5強に対する非常配備態勢」において述べているように、第2特別非常配備態勢の場合、状況に応じて速やかに職員全員が動員となる第4非常配備に移行することが必要である。
また、「同② 震度5弱に対する非常配備態勢」において述べているように、第1特別非常配備態勢における職員態勢を勤務時間内と同じく係長職全員とすることが望ましい。

災害情報の収集

- 発災直後の要員不足の中では個別対策マニュアル「情報の収集及び伝達・広報マニュアル」に基づく作業を全面的に実施すること不可能なため、職員が参集途上において把握した被害状況を登庁後安心安全課に報告してもらい、安心安全課ではその報告を集約する。
- 職員の参集状況により、個別対策マニュアル「情報の収集及び伝達・広報初動マニュアル」に定める作業の中から、次に掲げる作業を可能な範囲で行う。
 - (1) 災害情報の収集
 - ① 報道及び各部課業務関係機関からの収集（各部課）
 - ② 市施設及び周囲の被害状況把握（市施設所管課）
 - ③ 消防署・消防団・警察署その他関係防災機関からの収集（安心安全課）
 - (2) 災害情報の伝達・広報
 - ① 市民を対象とした伝達・広報
 - ・ 市防災行政無線（固定系）による伝達・広報（政策室）
 - ・ 市施設による伝達・広報（市施設所管課）
 - ・ 消防署・消防団・警察署その他関係防災機関による伝達・広報（安心安全課）
 - ・ 市ホームページによる伝達・広報による伝達・広報（秘書広報室）
 - ・ こまめ安心安全情報メールによる伝達・広報（安心安全課）
 - ・ エリアメールによる伝達・広報（安心安全課）
 - ② 報道機関への公表（秘書広報室）

③ 関係防災機関に対する報告及び伝達（安心安全課）

職員の参集

職員の担当業務の決定・班の編成

- 登庁報告
登庁した職員は、登庁したことを所属部課長に報告するとともに、「様式 8 登庁報告書」を安心安全課に提出する。
- 職員の参集場所
学校現場職員のみ学校とし、その他の職員全員は市役所本庁に参集する。

市役所庁舎の安全点検・機能維持

- 登庁後速やかに、総務課及び管財課職員は、連携して、余震等にも配慮し次の点についての被害状況の把握を行い、立入り禁止や避難、あるいは応急修理などの処置を行う。
 - ① 庁舎建物及び付属施設における破壊やひび割れその他の損壊の有無
 - ② ガス漏れ・漏電・漏水箇所の有無
 - ③ 備品、機器類、窓枠などの落下、転倒等の有無
 - ④ ライフライン・有線電話の状況
 - ・ 停電時には、非常用発電機（約 10 時間稼動する見込み）の補充用燃料の調達が必要
 - ・ 市役所への水道が断絶したときには、庁舎内では約 1 日間で飲料水、生活用水が枯渇する可能性があるため、別途、職員の活動維持のために飲料水、生活用水の確保対策を講じる必要がある。
 - ⑤ 市役所有線電話（N T T）及び内線電話の状況
停電時には、電話交換機が非常用発電機に自動的に接続することにより内線電話を使用することができる。
（同時に 18 回線まで）
非常用発電機停止時には、電話交換機付属バッテリーにより 3 ～ 6 時間稼動する。
- 総務課が以上の作業結果を安心安全課に報告する。

応急対策の決定

夜間・休日特別非常配備態勢において参集を予定している職員数は、勤務時間内の非常配備態勢に比較して少数であり、また参集にも時間を要することから、実施できる応急対策の規模は限られたものになる。

このため、実施する対策は、勤務時間内の初動対策に比べ、さらに優先度を判別する必要がある。

夜間・休日特別非常配備態勢における種別ごとの要点は次のとおりとなる。

① 第1特別非常配備態勢（震度5弱）

下記ア、イ及びウの対策を重点に対応する。

ア 災害情報の収集

イ 被害現場の確認

被害の発生を把握したときは、職員を現場に派遣して被害内容を確認する。

ウ 必要な医療救護の実施

死傷者は少数と考えられるが、必要に応じて医療機関への搬送等の対策を実施する。

② 第2特別非常配備態勢（震度5強）及び第3特別非常配備態勢（震度6弱以上）

職員が全員参集するまでの時間帯の初動対策の優先度を判別して実施する必要がある。

なお、状況により、避難指示等の発令の必要性についても検討と判断が必要なこともある。

市無線機等の装備品や車両の配分・使用の決定

- 勤務時間内の対応に準じて決定する。

応急対策の開始

- 人命に直結する対策を優先実施

① 救出活動

② 一時避難場所、広域避難場所への職員派遣

③ 医療救護

④ 避難指示等の発令の必要性の判断

勤務時間内非常配備態勢への復帰

- 動員対象職員のほぼ70%が参集できた時点で、勤務時間内非常配備

態勢へ復帰することを検討する。

2 夜間・休日等における教育職員の初動態勢

種 別	時 期	教育職員（態勢）	市職員（態勢）
情報連絡体制	震度 4 狛江市において震度 4 又はこれに準ずる地震災 害が発生したとき		・ 安心安全課長 ・ 安心安全係職員 ・ 消防係職員
第 1 特別 非常配備態勢	震度 5 弱 狛江市において震度 5 弱 又はこれに準ずる地震災 害が発生したとき	①教育管理職 （校長・副校長）	・ 市長 ・ 副市長 ・ 教育長 ・ 全部長職 ・ 全課長職 ・ 安心安全係職員 ・ 消防係職員
第 2 特別 非常配備態勢	震度 5 強 狛江市において震度 5 強 又はこれに準ずる地震災 害が発生したとき	①教育管理職 （校長・副校長）、 ②主幹教諭 ③主任教諭	・ 市長 ・ 副市長 ・ 教育長 ・ 全部長職 ・ 全課長職 ・ 全係長職 ・ 全主任職 ・ 安心安全係職員 ・ 消防係職員
第 3 特別 非常配備態勢	震度 6 弱 狛江市において震度 6 弱 又はこれに準ずる地震災 害が発生したとき	①全教育職員	全職員が自発的に 手段をつくして、速 やかに所属の勤務 場所若しくはあら かじめ指定された 場所に参集する

* 勤務時間外における教職員の参集、連絡体制、役割分担等の計画を作成し、教職員に周知・徹底すること。

* 学校が避難所等となる場合は、教育活動再開のための場所の確保を図るほか、避難所として開放できる部分と開放できない部分を指定し、住民の協力を得て適切な避難所運営に努めること。

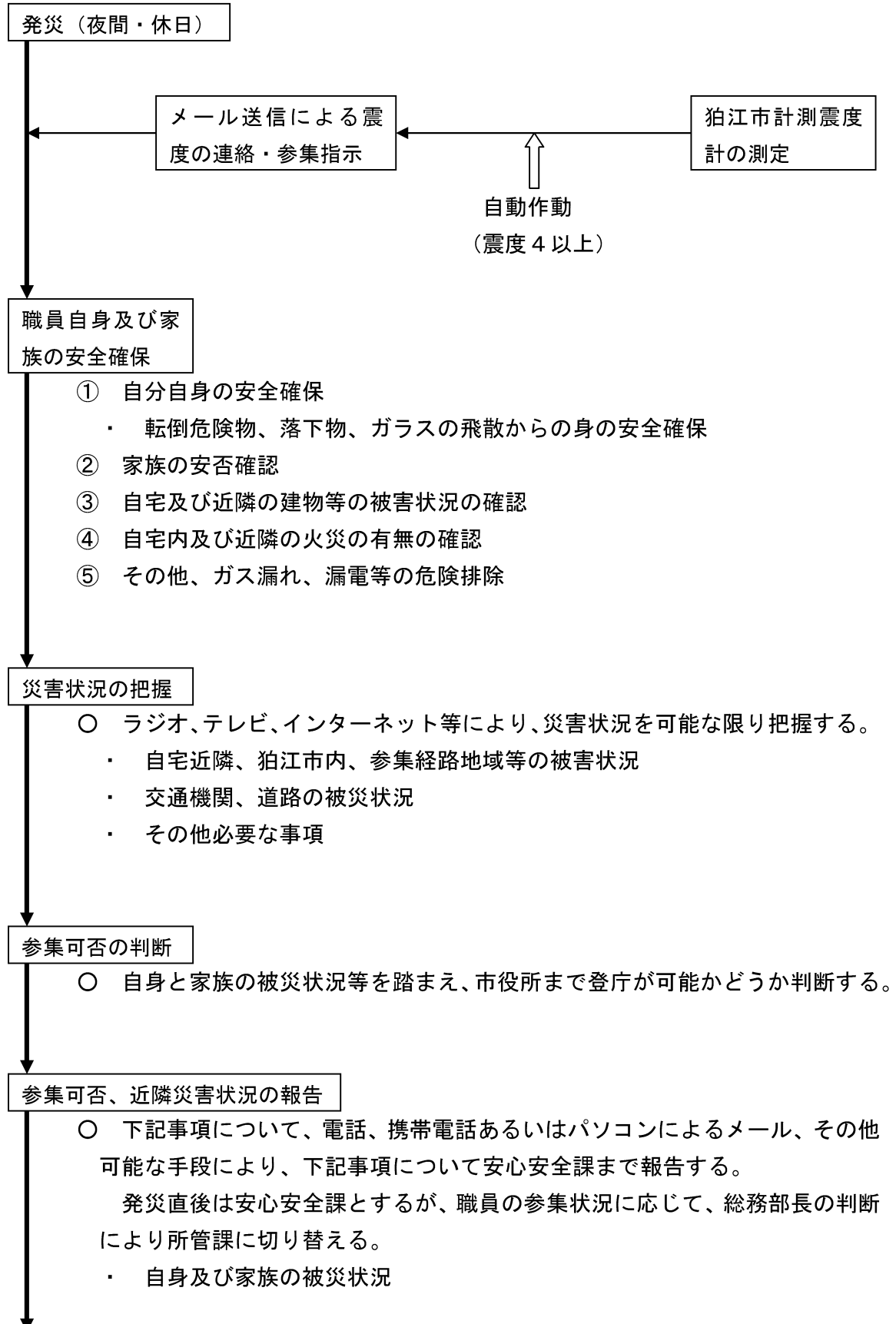
3 職員の参集対応

夜間・休日時に発生した震災に対する初動対策の成否は、災害対策実施にあたる市職員及びその家族がいかに被害を受けなくて、短時間で市役所に参集し初動対策に従事できるかにかかっていると言っても過言ではない。

そのためには、市職員一人ひとりが、事前に自身及び家族の震災発生時の安全確保対策を講じておくことが重要である。

以下、夜間・休日時における市職員の参集に至るまでの対応について、フローチャートに示す。

なお、災害時には自転車があらゆる場面できわめて有効であり、参集手段として安全性に配慮しながら、可能な範囲での自転車利用をお願いしたい。



- ・ 参集の可否、経路、手段及び所要時間

- ・ 自宅近隣、参集経路地域等の被害状況
- ・ その他必要事項

参集

- ① 参集時持参品（各自可能な範囲で用意）
 - ・ 職員証 ・ 飲料水 ・ 非常用食料 ・ 運転免許証 ・ 懐中電灯
 - ・ 着替え ・ タオル ・ 筆記用具 ・ 携帯ラジオ ・ 携帯電話 等
- ② 参集途上での情報収集及び記録
 - ・ 被害状況
 - ・ その他必要事項
- ③ 参集手段

災害時には自転車があらゆる場面できわめて有効であり、参集手段として安全性に配慮しながら、可能な範囲で自転車を用いる。
- ④ 市役所（学校現場職員は学校）に到着後、「1 夜間・休日等における初動態勢 2 作業内容及び実施手順」に基づき報告を行う。

届出時には、参集途上での情報を報告する。

また、粕江市内あるいは近隣に居住している者は、必要に応じて、自宅近隣、参集経路周辺地域等の被害状況について詳細に報告する。

以上の報告は* 様式8「登庁報告書」により行う。
- ⑤ 所属部課長（不在時には本部長室）からの指示により、初動作業に従事する。

狛 江 市
震 災 初 動
マ ニ ュ ア ル
【資料編】

狛 江 市

狛江市震災初動マニュアル

資料編 目次

【総論】

- 資料 1 「初動対策の概要」
- 資料 2 「狛江市における震度 5 強と 6 弱の被害想定比較」
- 資料 3 「地震火災による焼失面積及び焼死者に関する狛江市と他区市との比較」
- 資料 4 「ライフライン被害総括表」
- 資料 5 「主な初動作業の事務分掌及び班編成一覧」
- 資料 6 「班編成・主な初動作業の職員配置表（4 非常配備態勢）」
- 資料 7 「初動作業時における庁用車配備一覧」
- 資料 8 「初動作業時における市無線機配備一覧」
- 資料 9 「震災応急対策における主な市施設機能一覧（市庁舎を除く）」

【災害対策本部設置・運営初動マニュアル】

- 資料 10 「狛江市災害対策本部の構成図」
- 資料 11 「市無線固定系による震度情報などの市内一斉放送内容」
- 資料 12 「狛江市災害対策本部の執務スペース（特別会議室）」
- 資料 13 「災害救助法適用要請手続き」
- 資料 14 「自衛隊派遣要請手続き」

【情報の収集及び伝達・広報初動マニュアル】

- 資料 15 「地区情報班各チームの担当地区及び担当避難場所一覧」
- 資料 16 「地区情報班による情報収集及び伝達・広報作業実施手順」
- 資料 17 「現場における地区情報班の捜索・救出への対応」
- 資料 18①「本部と消防署との情報交換事項」
 - ②「本部と消防団との情報交換事項」
 - ③「本部と警察署との情報交換事項」
- 資料 19 「地区情報班による広報内容（例）」

【避難指示等発令・伝達初動マニュアル】

- 資料 20 「避難指示等と避難誘導との関係図」
- 資料 21 「避難指示等対象区域イメージ図」

【避難指示等発令時の避難誘導初動マニュアル】

資料 22 「市民個々の避難と本部による避難誘導活動との関係」

【医療救護初動マニュアル】

資料 23 「医療救護活動の狛江市と東京都との要請及び情報連絡系統図」

【様式】

- 様式 1 「班員名簿」 ← 総論
- 様式 2 「職員作業記録」 ← 総論
- 様式 3 「職員勤務記録簿」 ← 総論
- 様式 4 「連絡等発受票」 ← 災害対策本部設置・運営初動マニュアル
- 様式 5 「被害概況調査票（火災）」 ←
情報の収集及び伝達・広報初動マニュアル 資料 21
- 様式 6 「被害概況調査票（家屋損壊）」 ←
情報の収集及び伝達・広報初動マニュアル 資料 21
- 様式 7 「医療救護所受診者名簿」 ← 医療救護初動マニュアル
- 様式 8 「登庁報告書」 ← 職員の参集対応

初動対策の概要

初動対策名	開始目標時間 10分以内の作業	開始目標時間15分以内の作業	開始目標時間20分以内の作業	開始目標時間 30分以内の作業	開始目標時間40分以内の作業	目標時間指定なしの作業
災害対策本部 設置・運営	①本部長室構成員の参集	②市施設利用者の避難 ③市施設・設備の安全点検・機能維持の開始 ④「市民・電話対応班」の編成 ⑤「本部長室庶務班」の編成	⑥本部設置・非常配備態勢発令 ⑦本部執務スペースの確保 ⑧本部長室付議事項の審議 ⑨情報の収集及び伝達・広報作業の開始 ⑩各部課における災害応急活動の準備開始及び始動 ⑪市民からの通報・問い合わせ対応 ⑫市と関係機関との連絡・協議		⑬応急対策の決定 ⑭災害救助法適用要請 ⑮都及び他区市町村への応援要請 ⑯自衛隊の派遣要請 ⑰庁用車及び市無線機の配備決定 ⑱各部長の所属職員への応急対策等の指示等 ⑲応急対策の開始 ⑳本部設置の通知並びに発表及び表示	
情報の収集		①初期災害情報の収集開始 ②地区情報班の編成準備	③災害情報の収集開始	④初期災害情報の集約・整理及び本部長室への報		
情報の伝達・広報						①災害情報の伝達・広報の開始
一時避難場所 運営		①「一時避難場所運営班」の編成開始	②各小・中学校から班長へ報告 ③「班」の出発			【到着から30分以内】 ④「班」の到着と状況把握 ⑤体育館・校舎等学校施設の安全及び機能の確認 ⑥避難者に対する状況説明・指導 【到着から1時間以内】 ⑦備蓄倉庫の開錠・備蓄品の供出の判断 ⑧体育館等屋内施設の使用の判断 【避難指示等対象区域内一時避難場所】 ⑨区域内一時避難場所での集団の編成 ⑩避難誘導への支援 ⑪該当一時避難場所からの撤収 【避難指示等対象区域外一時避難場所】 ⑫対象区域外からの避難者への受入れ
広域避難場所 運営		①広域避難場所運営班の編成開始	②使用協定に基づく通告 ③「班」の出発			【到着から30分以内】 ④「班」の到着と状況把握 ⑤建築物等の安全及び機能の確認 ⑥避難者に対する状況説明・指導 【到着から1時間以内】 ⑦建築物の使用の判断
医療救護		①医療救護に関する初期情報の収集開始 ②「市職員医療班」の編成開始	③医療救護所及び医薬品ストックセンター開設場所の検討 ④市医師会への医療救護班の派遣要請 ⑤市薬剤師会への薬剤師班の派遣要請			⑥「班」の緊急出動 ⑦「班」の出発 ⑧医療救護所の設置 ⑨医療救護活動の開始 ⑩負傷者等の輸送
搜索・救出		①初期情報の収集開始 ②「搜索・救出班」の編成と装備の開始 ③「班」への基本的な活動内容の指示 ④関係機関との連携・協力 ⑤民間の協力及び車両・資機(器)材の調達	⑥「班」の緊急出動		⑦作業優先順位の決定	⑧出動場所決定のための情報取得 ⑨出動及び関係機関への協力要請 ⑩現場到着及び作業の開始 ⑪救出者の医療受診
応急給水		①初期情報の収集開始 ②都水道局との連携 ③「給水班」の編成と装備の開始 ④「班」への基本的な活動内容の指示 ⑤関係機関との連携・協力 ⑥民間の協力及び車両・資機(器)材の調達	⑦「班」の緊急出動		⑧作業優先順位の決定	⑨初動作業における応急給水実施計画の決定 ⑩作業の開始 ⑪都給水拠点などからの配布
道路障害物除去		①初期情報の収集開始 ②「道路班」の編成と装備の開始 ③「班」への基本的な活動内容の指示 ④関係機関との連携・協力 ⑤民間の協力及び車両・資機(器)材の	⑥「班」の緊急出動		⑦作業優先順位の決定	⑧出動場所決定のための情報取得 ⑨東京都への報告 ⑩出動及び関係機関への協力要請 ⑪場到着及び作業の開始

初動対策名 避難指示等発令・伝達
【時間設定なし】 ①市内各地域の災害状況の把握 ②消防署との情報交換 ③消防署及び警察署との協議 ④「避難指示等伝達班」編成の準備 ⑤「班」の編成・出発 ⑥民間団体への協力 ⑦避難指示等の発令 ⑧「班」作業内容等の指示 ⑨警戒区域の設定 ⑩避難準備の発令 ⑪避難勧告の発令 ⑫避難指示の発令 ⑬東京へのに報告及び関係機関への連絡・連携 ⑭避難指示等の伝達

初動対策名 避難指示等発令・伝達
【時間設定なし】 ①状況把握と該当一時避難場所の検討 ②「避難誘導班」編成の準備 ③「班」の編成・出発 ④民間団体への協力要請 ⑤該当一時避難場所での集団の編成 ⑥「班」の到着と指示 ⑦避難誘導の開始 ⑧避難先への到着

注
①作業の詳細は個別対策マニュアルによる
②事務分掌は資料8「主な初動作業の事務分掌及び班編成一覧」による
③作業従事者は資料9「班編成・主な初動作業職員配置表(第4非常配備態勢)」による



資料 2

狛江市における震度 5 強と 6 弱の被害想定比較

出典：「首都直下地震による東京の被害想定」（平成18年 3 月東京都防災会議地震部会公表）

＊ 付記事項 多摩直下地震においては、M6.9のとき市域の96.0%が震度 6 弱となる。

条件	想定地震		東京湾北部地震			
	夜間人口（人）		75,711			
	昼間人口（人）		53,540			
	規模		M6.9		M7.3	
	震度		5 強100%		6 弱100%	
	時期及び時刻		冬の18時	冬の 5 時	冬の18時	冬の 5 時
	風速		15m/秒	6 m/秒	15m/秒	6 m/秒
人的被害	原因別	死者（人）	5	0	9	3
		ゆれ・液状化による建物倒壊	0	0	2	3
		地震火災	1	0	2	0
		急傾斜地・落下物・ブロック塀	4		5	
	負傷者（うち重傷者）（人）		112（11）	113（9）	293（32）	399（34）
	原因別	ゆれ・液状化による建物倒壊	33（0）	57（0）	136（5）	243（8）
		屋内収容物の移動・転倒	33（5）	56（9）	92（16）	155（26）
		地震火災	1（0）	0（0）	7（2）	1（0）
		急傾斜地・落下物・ブロック塀	45（6）		58（9）	
物的被害	建物被害					
		ゆれ・液状化による建物倒壊	8	8	64	64
		地震火災	37	0	515	5
		全壊建物含む	0	0	378	0
		全壊建物含まず				
	ライフライン※	電力施設（停電率）			2.9%	
		通信施設（不通率）			1.8%	
		ガス施設（停止率）			0%	
		上水道施設（断水率）			15.2%	
		下水道施設（被害率）			15.7%	
その他	帰宅困難者の発生（人）		4429		4,429	
	避難者の発生（人）		3,796		5,575	
	エレベーター閉じ込め台数（台）		6		12	
	災害時要援護者死者数（人）		0		2	
	自力脱出困難者（人）		0		10	
	震災廃棄物（万 t）		1	1	6	5

※ライフラインの被害想定は風速 6 m/秒の場合

資料3

地震火災による焼失面積及び焼死者
に関する狛江市と他区市との比較面積単位: km²

番号	区名	(想定地震)東京湾北部地震 冬18時 風速15m/秒							
		区面積c	焼失面積d	d/c	昼区人口f	死者数g	焼死者数h	h/f	h/g
1	千代田区	11.64	0	0.00%	855172	50	1	0.00%	2.00%
2	中央区	10.15	0	0.00%	648366	66	1	0.00%	1.52%
3	港区	20.34	0.16	0.79%	837658	72	5	0.00%	6.94%
4	新宿区	18.23	1.68	9.22%	798611	90	32	0.00%	35.56%
5	文京区	11.31	1.32	11.67%	342603	78	6	0.00%	7.69%
6	台東区	10.08	0.81	8.04%	317700	99	17	0.01%	17.17%
7	墨田区	13.75	2.4	17.45%	257972	376	192	0.07%	51.06%
8	江東区	39.48	2.93	7.42%	454680	331	161	0.04%	48.64%
9	品川区	22.72	2.54	11.18%	478529	185	105	0.02%	56.76%
10	目黒区	14.7	4.2	28.57%	267322	124	94	0.04%	75.81%
11	大田区	59.46	8.87	14.92%	655573	538	407	0.06%	75.65%
12	世田谷区	58.08	8.81	15.17%	706522	419	337	0.05%	80.43%
13	渋谷区	15.11	1.56	10.32%	549715	70	9	0.00%	12.86%
14	中野区	15.59	4.92	31.56%	272250	291	220	0.08%	75.60%
15	杉並区	34.02	8.15	23.96%	427162	336	287	0.07%	85.42%
16	豊島区	13.01	1.19	9.15%	408802	77	7	0.00%	9.09%
17	北区	20.59	4.41	21.42%	308653	306	197	0.06%	64.38%
18	荒川区	10.2	4.5	44.12%	176358	338	221	0.13%	65.38%
19	板橋区	32.17	1.05	3.26%	470917	73	6	0.00%	8.22%
20	練馬区	48.16	6.08	12.62%	507286	156	95	0.02%	60.90%
21	足立区	53.2	3.28	6.17%	535321	428	204	0.04%	47.66%
22	葛飾区	34.84	13.1	37.60%	345365	726	526	0.15%	72.45%
23	江戸川区	49.86	14.34	28.76%	502598	509	351	0.07%	68.96%

番号	市名	(想定地震)多摩直下地震 冬18時 風速15m/秒							
		市面積c	焼失面積d	d/c	昼市人口f	死者数g	焼死者数h	h/f	h/g
1	八王子市	186.31	0.23	0.12%	537132	55	3	0.00056%	5.45%
2	立川市	24.38	2.06	8.45%	182157	23	5	0.00274%	21.74%
3	武蔵野市	10.73	0.76	7.08%	152425	17	1	0.00066%	5.88%
4	三鷹市	16.5	3.82	23.15%	152435	71	45	0.02952%	63.38%
5	青梅市	103.26	0	0.00%	128691	13	0	0.00000%	0.00%
6	府中市	29.34	4.64	15.81%	221456	72	55	0.02484%	76.39%
7	昭島市	17.33	0.06	0.35%	96560	12	2	0.00207%	16.67%
8	調布市	21.53	1.31	6.08%	178626	24	3	0.00168%	12.50%
9	町田市	71.62	1.09	1.52%	330651	38	3	0.00091%	7.89%
10	小金井市	11.33	1.48	13.06%	93522	19	3	0.00321%	15.79%
11	小平市	20.46	0.43	2.10%	154079	20	1	0.00065%	5.00%
12	日野市	27.53	2.09	7.59%	144265	35	2	0.00139%	5.71%
13	東村山市	17.17	0	0.00%	111681	21	1	0.00090%	4.76%
14	国分寺市	11.48	2.28	19.86%	88559	82	29	0.03275%	35.37%
15	国立市	8.15	0.97	11.90%	71484	9	2	0.00280%	22.22%
16	福生市	10.24	0	0.00%	51891	5	0	0.00000%	0.00%
17	狛江市	6.39	0.18	2.82%	53540	7	1	0.00187%	14.29%
18	東大和市	13.54	0	0.00%	60927	12	1	0.00164%	8.33%
19	清瀬市	10.19	0	0.00%	57390	4	0	0.00000%	0.00%
20	東久留米市	12.92	0	0.00%	86312	14	0	0.00000%	0.00%
21	武蔵村山市	15.37	0	0.00%	59053	8	0	0.00000%	0.00%
22	多摩市	21.08	0.56	2.66%	126570	10	1	0.00079%	10.00%
23	稲城市	17.97	0.05	0.28%	55521	5	0	0.00000%	0.00%
24	羽村市	9.91	0	0.00%	54044	1	0	0.00000%	0.00%
25	あきるの市	73.34	0	0.00%	65697	8	0	0.00000%	0.00%
26	西東京市	15.85	0	0.00%	141030	16	1	0.00071%	6.25%

ライフライン被害総括表(多摩直下地震 M7.3) 風速6m/s

(単位: %)

	電力 (停電率)	通信 (不通率)	ガス (供給停止率)	上水道 (断水率)	下水道 (下水道管きよ被害率)
千代田区	1.2	0.2	0.0	20.5	19.2
中央区	3.0	0.3	0.0	44.9	22.6
港区	3.2	1.4	0.0	24.0	19.8
新宿区	7.4	6.0	0.0	20.5	19.8
文京区	4.7	1.7	0.0	19.2	19.9
台東区	8.0	3.3	0.0	39.8	24.4
墨田区	14.9	8.2	0.0	51.8	26.1
江東区	15.7	8.7	0.0	53.3	24.8
品川区	11.3	7.8	0.0	25.0	21.1
目黒区	20.1	17.4	0.0	21.9	21.7
大田区	21.6	22.9	0.0	37.5	24.0
世田谷区	17.1	15.1	0.0	24.3	19.9
渋谷区	11.7	6.3	0.0	25.1	21.8
中野区	23.8	26.5	0.0	21.9	22.0
杉並区	22.7	23.5	0.0	22.5	20.7
豊島区	5.8	3.0	0.0	20.2	20.1
北区	9.7	8.6	0.0	28.9	21.8
荒川区	21.6	19.7	0.0	46.3	24.0
板橋区	4.5	2.1	0.0	22.7	20.9
練馬区	12.5	11.2	0.0	28.0	18.1
足立区	10.3	5.5	0.0	44.2	24.7
葛飾区	17.4	17.2	0.0	37.4	25.1
江戸川区	18.0	16.5	0.0	37.9	23.2
区部計	13.9	10.1	0.0	31.4	22.2
八王子市	3.1	0.5	0.0	23.0	29.0
立川市	13.7	9.5	0.0	27.7	15.4
武蔵野市	7.0	5.3	0.0	46.8	15.4
三鷹市	21.4	19.7	0.0	29.5	15.6
青梅市	0.7	0.0	0.0	11.5	17.2
府中市	9.5	8.9	0.0	22.0	30.2
昭島市	4.0	0.8	0.0	28.2	17.7
調布市	7.7	6.0	0.0	28.2	16.1
町田市	1.7	1.5	0.0	16.8	20.2
小金井市	12.3	10.2	0.0	26.3	17.7
小平市	3.9	0.2	0.0	27.0	14.8
日野市	8.5	7.0	0.0	29.8	22.8
東村山市	3.2	0.1	0.0	25.0	16.9
国分寺市	17.5	14.8	0.0	28.7	15.6
国立市	18.1	18.1	0.0	26.1	17.9
福生市	1.1	0.1	0.0	18.4	16.4
狛江市	4.1	2.7	0.0	19.3	15.7
東大和市	4.4	0.1	0.0	31.5	18.7
清瀬市	2.0	0.1	0.0	21.9	16.6
東久留米市	3.4	0.1	0.0	22.5	18.7
武蔵村山市	4.6	0.1	0.0	27.8	17.4
多摩市	4.0	2.0	0.0	24.7	16.3
稲城市	2.5	0.1	0.0	25.4	23.5
羽村市	0.8	0.0	0.0	30.4	15.0
あきる野市	0.7	0.0	0.0	12.5	19.8
西東京市	3.5	0.1	0.0	24.3	21.8
瑞穂町	1.2	0.1	0.0	16.8	17.3
日の出町	0.6	0.0	0.0	9.7	22.2
檜原村	0.0	0.0	-	0.0	17.1
奥多摩町	0.0	0.0	-	0.5	17.9
多摩計	6.3	4.1	0.0	24.5	20.1
都計	11.7	8.5	0.0	29.1	21.3

主な初動作業事務分掌及び班編成一覧

初動マニュアルに基づく活動名	作業名称		統括部長	担当部長	担当課長 (班設置時には班長)	班名称
災害対策本部 設置運営	設 置	1 本部長室構成員の参集・審議	総務部長	総務部長	安心安全課長	
		2 市施設利用者の避難誘導及び安全確保			施設担当課長	
		3 市施設・設備の安全点検・機能維持			施設担当課長	
		4 市本部の設置及び非常配備態勢の発令		総務部長	安心安全課長	
		5 本部長室、本部員会議、部長会議庶務及び指示・報告の伝達		総務部長	職員課長	本部室庶務班
		6 市本部室執務スペースの確保		総務部長	職員課長	
		7 市本部設置の関係機関等への通知		総務部長	安心安全課長	
		8 市本部設置の報道機関への発表		企画財政部長	秘書広報室長	
		9 市本部設置の市役所正門への標示		総務部長	職員課長	
		10 市本部設置の市民への周知		企画財政部長	秘書広報室長	
		11 市民からの通報・問い合わせ対応		企画財政部長	政策室長	市民・電話対応班
		12 市防災行政無線機(移動形)の配備決定		総務部長	安心安全課長	
		13 庁用車の配備決定		総務部長	総務課長	
		14 災害対策の総合調整		総務部長	安心安全課長	
		15 関係防災機関との連携の総合調整		総務部長	安心安全課長	
		16 民間団体との連携の総合調整		総務部長	安心安全課長	
		17 災害救助法適用申請と実施		企画財政部長	財政課長	
		18 都及び他区市町村への応援要請		総務部長	安心安全課長	
		19 自衛隊の派遣要請、活動調整		総務部長	安心安全課長	
		20 消防団の出動		総務部長	安心安全課長	
情報の収集 及び伝達・広 報	収 集	21 報道及び各部課業務関係機関からの情報収集	総務部長	各部長	各課長	
		22 市施設及び周囲の被害状況把握		施設担当部長	施設担当課長	
		23 消防署・消防団・警察署その他関係防災機関からの情報収集		総務部長	安心安全課	
		24 市民からの通報・連絡による情報収集		企画財政部長	政策室長	市民・電話対応班
		25 市職員の巡回		市民生活部長	課税課長	地区情報班
		26 緊急道路及びその他の主要道路の被害及び閉塞状況把握		建設環境部長	道路公園課長	道路班
		27 水道施設の被害状況把握		建設環境部長	下水道課長	給水班
		28 災害情報の集約・整理		総務部長	安心安全課長	
	伝 達 ・ 広 報	29 市防災行政無線(固定系)		企画財政部長	政策室長	
		30 市民からの問い合わせに対する説明・回答		企画財政部長	政策室長	市民・電話対応班
		31 市職員の巡回		市民生活部長	課税課長	地区情報班
		32 市施設		施設担当部長	施設担当課長	
		33 関係機関		各部長	各課長	
		34 市ホームページ		企画財政部長	秘書広報室長	
		35 こまえ安心安全情報メール		総務部長	安心安全課長	
		36 狛江市緊急災害情報メール		総務部長	安心安全課長	
		37 報道機関への公表		企画財政部長	秘書広報室長	
		38 関係防災機関への報告・伝達		総務部長	安心安全課長	
避難指示等 発令・伝達	発 令	39 市内各地区の災害状況の把握	総務部長	総務部長	安心安全課長	
		40 消防署・警察署との情報交換・協議		総務部長	安心安全課長	
		41 警戒区域設定・避難指示等の決定		総務部長	安心安全課長	
	伝 達	42 市防災行政無線(固定系)		企画財政部長	政策室長	
		43 市民からの問い合わせに対する説明・回答		企画財政部長	政策室長	
		44 市職員の巡回		総務部長	安心安全課長	避難指示等伝達班
		45 市施設		施設担当部長	施設担当課長	
		46 関係機関		各部長	各課長	
		47 市ホームページ		企画財政部長	秘書広報室長	
		48 こまえ安心安全情報メール		総務部長	安心安全課長	
		49 狛江市緊急災害情報メール		総務部長	安心安全課長	
		50 民間団体への協力要請		各部長	各課長	
		51 報道機関への公表		企画財政部長	秘書広報室長	
		52 関係防災機関への報告・伝達		総務部長	安心安全課長	
避難指示等発令時の 避難誘導		53 消防署・消防団・警察署との連絡・連携	総務部長	総務部長	安心安全課長	
		54 民間団体への協力要請		総務部長	安心安全課長	
		55 該当一時避難場所での集団の編成		総務部長	安心安全課長	避難誘導班
		56 該当一時避難場所での集団の編成		教育部長	学校教育課長	一時避難場所運営班
		57 避難誘導		総務部長	安心安全課長	
		58 災害時要援護者対策		福祉保健部長	福祉サービス支援室長	
避難場所運営		59 一時避難場所・広域避難場所間の連絡調整	総務部長	総務部長	総務課長	
		60 市本部からの一時避難場所への指示・情報提供		教育部長	学校教育課長	
		61 一時避難場所の運営		教育部長	学校教育課長	一時避難場所運営班
		62 市本部からの広域避難場所への指示・情報提供		総務部長	総務課長	
		63 広域避難場所の運営		総務部長	総務課長	広域避難場所運営班
医療救護		64 医療救護に関する情報の収集・伝達	福祉保健部長	福祉保健部長	健康推進課長	市職員医療班
		65 医療救護所及び医薬品ストックセンター開設場所の決定				
		66 医師会・薬剤師会・歯科医師会との連絡・調整				
		67 医師等スタッフの輸送				
		68 医薬品・医療資機(器)材の確保と配分				
		69 医療救護所の設置と医療救護の実施				
		70 負傷者の輸送				
搜索・救出		71 出動場所決定のための情報取得	建設環境部長	建設環境部長	都市整備課長	搜索・救出班
		72 出動決定及び関係機関等の協力要請				
		73 作業の実施				
		74 救出者の医療受診				
応急給水		75 市内の断水地域等必要情報の把握	建設環境部長	建設環境部長	下水道課長	給水班
		76 東京都水道局との調整・連絡				
		77 保健所との調整・連絡				
		78 応急給水実施計画の策定と見直し				
		79 ・和泉本町浄水所及び砧浄水場からの給水				
		80 ・井戸水提供の家の利用				
		81 ・浄水器の利用				
道路障害物除去		82 出動決定のための情報取得	建設環境部長	建設環境部長	道路公園課長	道路班
		83 出動決定及び関係機関等の協力要請				
		84 作業の実施				

備考

(1) 「避難指示等発令・伝達」及び「避難指示等発令時における避難誘導」の2作業は、避難指示等を発令したときに必要となる作業である。(網掛け部分)

(2) 一つの活動を複数の部で分担するときは、活動について調整しまとめる任務を行う総括部長を設ける。

(3) 担当課長は、災害対策本部条例施行規則に規定する事務分掌に基づく。ただし、市民電話対応班の班長は、秘書広報室長ではなく政策室長とする。

(4) 班長以外の班要員は、担当課職員のほか災害対策本部条例施行規則に基づく応援による職員により構成される。

班編成・主な初動作業の職員配置表(第4非常配備態勢)

平成24年4月1日現在職員数

		職員数			地区情報班	避難指示等伝達班	避難誘導班	一時避難場所運営班	広域避難場所運営班	捜索・救出等三対策				市職員医療班	市民・電話対応班	本部長室庶務班	庁舎避難誘導安全確保	災害救助法適用	自衛隊派遣	遺体収容所開設準備	避難所等施設点検	児童施設調整	下水道施設点検	計A	A／職員数
		総	男	女						グループ計	捜索救出班	道路班	給水班												
災対総務部	安心安全課	10	10	0																			10	100%	
	総務課	12	8	4					4							2							6	50%	
	職員課	11	8	3				2	4									2					8	73%	
	管財課	16	13	3												2				13			15	94%	
	小計（ ）で表示	(49)	(39)	(10)				(2)	(8)							(4)		(2)		(13)			(39)	80%	
災対企画財政部	秘書広報室	7	3	4		捜索・救出班				3	3			4									4	57%	
	政策室	9	7	2			2	2			2												5	56%	
	財政課	4	4	0													1						3	75%	
	市史編さん室	2	1	1							1	1			1								1	50%	
	選挙管理委員会事務局	2	2	0							1	1											1	50%	
	監査委員事務局	2	2	0							1	1											1	50%	
	議会事務局	4	2	2							2	2			1								3	75%	
	会計課	4	3	1							1	1			1			1					3	75%	
	小計（ ）で表示	(34)	(24)	(10)			<<10>>				(10)	(10)			(9)			(2)						(21)	62%
災対市民生活部	市民課	14	5	9	4	地区情報班								8									12	86%	
	課税課	20	15	5	12												5						17	85%	
	納税課	11	8	3	6										2								8	73%	
	地域活性課	14	9	5	6												4						10	71%	
	農業委員会	1	1	0												1							1	100%	
	小計（ ）で表示	(60)	(38)	(22)	(28)		<<28>>								(10)	(10)								(48)	80%
災対福祉保健部	福祉サービス支援室	16	10	6				4					6										10	63%	
	生活支援課	9	7	2									2						4				6	67%	
	介護支援課	16	8	8				4					8										12	75%	
	保険年金課	12	8	4									8										8	67%	
	健康推進課	12	3	9									9										9	75%	
	小計（ ）で表示	(65)	(36)	(29)				(8)					(33)						(4)				(45)	69%	
災対児童青少年部	子育て支援課	10	5	5		給水班	<5>		3		5		5										8	80%	
	児童青少年課	114	8	106			<2>			2		2									4		6	5%	
	小計（ ）で表示	(124)	(13)	(111)			<7>		(3)		(7)		(7)								(4)		(14)	11%	
災対建設環境部	環境政策課	7	5	2			三対策班	<5>			5	5											5	71%	
	道路公園課	18	17	1				<15>			15	5	10											15	83%
	都市整備課	14	10	4				<10>			10	10												10	71%
	下水道課	7	6	1				<1>			1			1									4	5	71%
	清掃課	7	5	2				<6>			6			6										6	86%
	小計（ ）で表示	(53)	(43)	(10)				<<37>>			(37)	(20)	(10)	(7)								(4)	(41)	77%	
災対教育部	学校教育課	37	13	24		給水	<4>		28		4		4										32	86%	
	指導室	6	4	2			<2>		1		2		2											3	50%
	社会教育課	7	5	2			<1>		4		1		1											5	71%
	公民館	8	6	2			<1>		5		1		1											6	75%
	図書館	7	4	3			<2>		3		2		2											5	71%
	小計（ ）で表示	(65)	(32)	(33)			<<10>>		(41)		(10)		(10)											(51)	78%
合計(課長職兼務理事を含む)		(450)	(225)	(225)	(28)	<<55>>	<<37>>	(54)	(8)	(64)	(30)	(10)	(24)	(33)	(19)	(10)	(4)	(2)	(2)	(4)	(13)	(4)	(4)	(259)	58%
部長・局長を含む		(458)	(233)	(225)																					

(注) ① 欄内の数字は配置人数を示す。()内数字は小計を示す。 ② <>数字は同一職員が異なる作業に従事することを示す。
 ③ 児童青少年課職員数は、保育園・学童保育所配置職員を含む。 ④ 学校教育課職員数は、小・中学校職員を含む。

資料7

初動作業時における庁用車配備一覧

単位:台

用途	車載無線 の有無	車種							小計	合計
		トラック	ダンプ	軽乗用車	軽貨物車	小型乗用車	小型貨物車	普通乗用車		
本部連絡用	有				1		3		4	6
	無				1			1	2	
広報	有									2
	無			1	1				2	
医療救護	有									9
	無				2		5	2	9	
捜索・救出	有				3		1		4	7
	無				2	1			3	
道路障害物除去	有		2						2	4
	無	1			1				2	
給水	有	2			1				3	9
	無				5		1		6	
合計	有	2	2		5		4		13	37
	無	1		1	12	1	6	3	24	

* 車種・台数は平成24年4月1日現在

資料8

初動作業時における市無線機配備一覧

(単位:台)

区 分	総 数	用 途 (作 業 名)							残 数	
		本 運	部 営	情報収 集伝達	救出等 三対策	避難指 示等伝 達	避 難 誘 導	避難場 所運営		小 計
安心安全課	22	6		4	→	④	6	6	22	0
小・中学校	20			10	→	⑩		10	20	0
庁用車 (車載型 無線機)	13	4			9	⑤	④		13	0
合 計	55	10		14	9	⑩	10 (うち④)	16	55	0

* →は、ある作業に用いていた無線機を新たな別の作業(台数を○数字で表示)に用いることを示す。

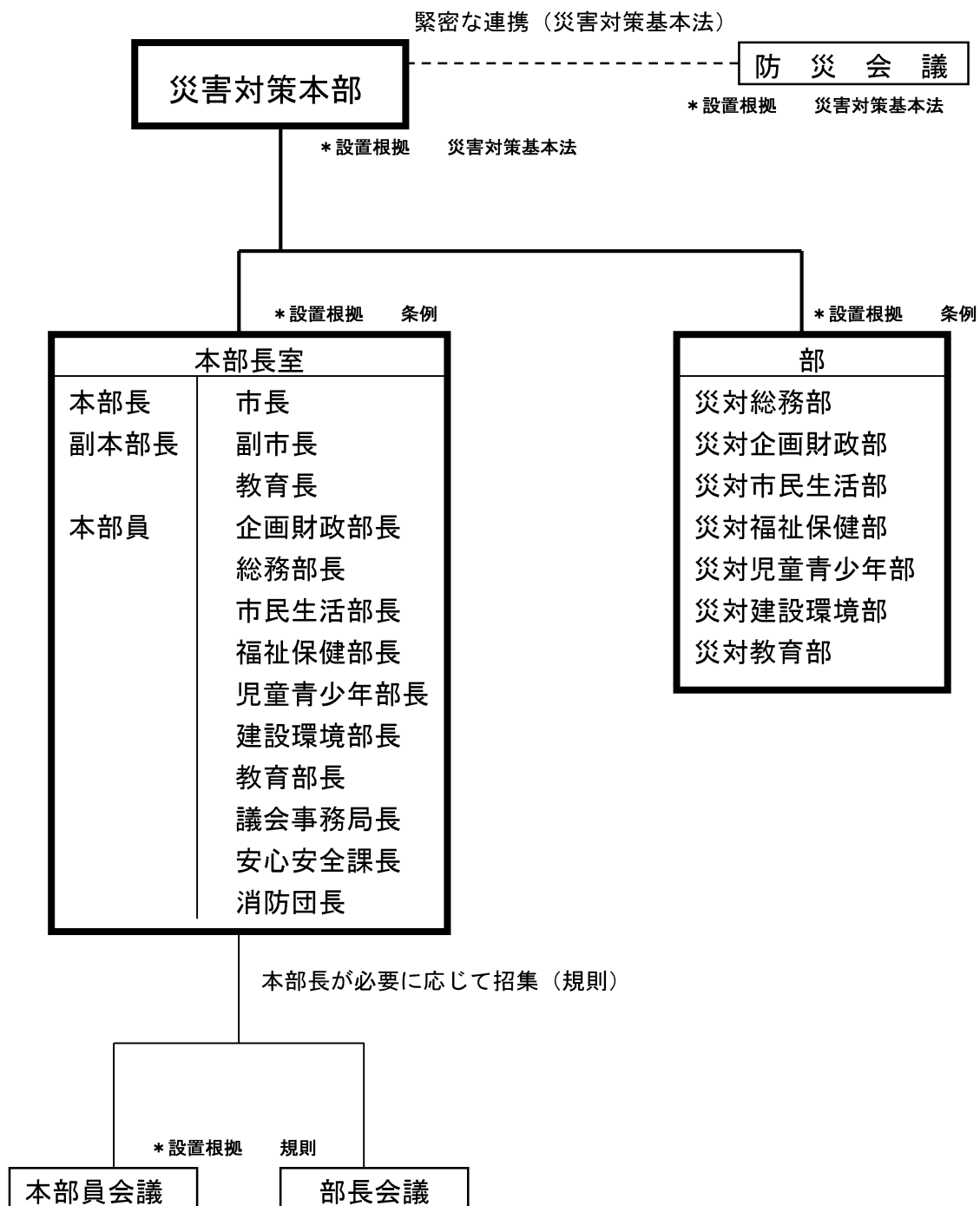
資料 9

震災応急対策における主な市施設機能一覧（市庁舎を除く）

所管部	施 設	一時避難場所	広域避難場所	避難所	福祉避難所	情報収集対象	情報提供施設	無線配置施設	備考
市民生活部	狛江市民ホール					○			
	地域センター			○※		○		○※	※上和泉地域センターのみ
福祉保健部	あいとぴあセンター				○	○	○	○	
児童青少年部	保育園					○	○		
	学童保育所					○			
	児童センター・館					○			
教育部	小・中学校	○		○		○	○	○	
	公民館					○	○		
	図書館					○			
	教育研究所					○			
	むいから民家園					○			
	市民総合体育館					○			

- * 情報収集対象 : 「情報の収集及び伝達・広報初動マニュアル」により本部による災害情報の収集対象になっている施設
小・中学校以外の施設は「地区情報班」が最初に赴く。
- * 情報提供施設 : 「情報の収集及び伝達・広報初動マニュアル」により市民等に災害情報を伝達・周知する施設
小・中学校以外の施設は「地区情報班」が最初に赴く。
- * 無線配置施設 : 市防災無線移動系端末を配置している施設
- * ○印 : 表示機能に該当している施設

狛江市災害対策本部の構成図



市無線固定系による震度情報
などの市内一斉放送内容

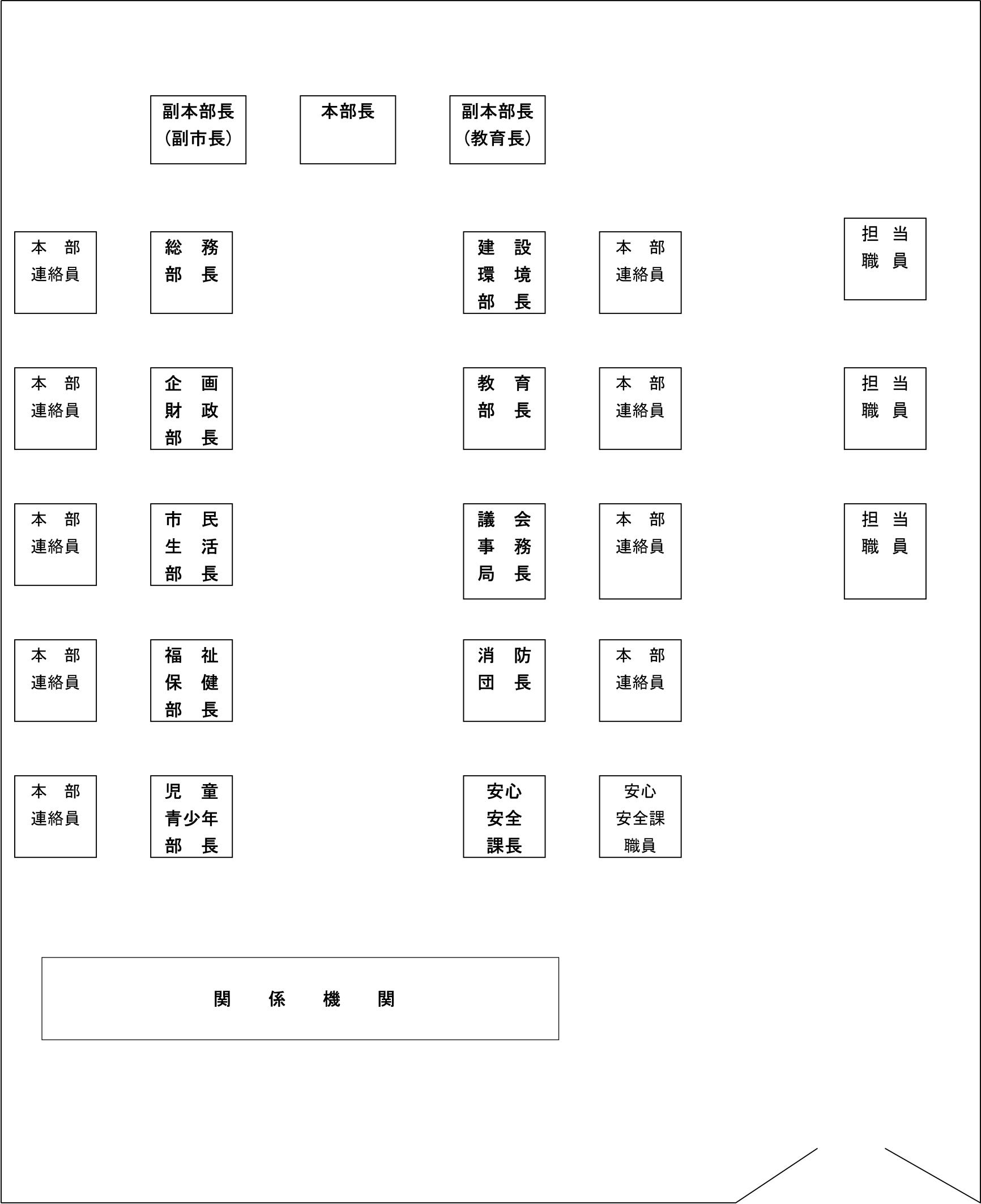
震度 4	こちらは狛江市役所です。 ただいま大きな地震が発生しました。 慌てず、落ちついて行動し、テレビやラジオで情報を集めてください。 なお、今後余震が起きる場合がありますので、火の元には十分ご注意ください。 ただいまの地震は、狛江市で震度 4 を計測しました。 (2 回繰返し)
震度 5 弱	こちらは狛江市役所です。 ただいま大きな地震が発生しました。 慌てず、落ちついて行動し、テレビやラジオで情報を集めてください。 割れたガラスなどで怪我をしないよう十分注意してください。 なお、今後余震が起きる場合がありますので、火の元には十分ご注意ください。 ただいまの地震は、狛江市で震度 5 弱を計測しました。 (2 回繰返し)
震度 5 強	こちらは狛江市役所です。 ただいま大きな地震が発生しました。 慌てず、落ちついて行動し、テレビやラジオで情報を集めてください。 大きな被害が発生していることが予想されますので、周囲の方と協力して身の安全を確保してください。 なお、今後余震が起きる場合がありますので、火の元には十分ご注意ください。 ただいまの地震は、狛江市で震度 5 強を計測しました。 (2 回繰返し)
震度 6 弱	こちらは狛江市役所です。 ただいま大きな地震が発生しました。 慌てず、落ちついて行動し、周囲の方と協力して身の安全を確保し、安全な場所へ避難してください。 避難する際には、ガスの元栓を締め、電気のブレーカーを下げた避難してください。 切れた電線には触らないようにしてください。 なお、今後余震が起きる場合がありますので、火の元には十分ご注意ください。 ただいまの地震は、狛江市で震度 6 弱を計測しました。 (2 回繰返し)

震度 6 強	こちらは狛江市役所です。 ただいま大きな地震が発生しました。 慌てず、落ちついて行動し、周囲の方と協力して身の安全を確保し、安全な場所へ避難してください。 避難する際には、ガスの元栓を締め、電気のブレーカーを下げて避難してください。 切れた電線には触らないようにしてください。 なお、今後余震が起きる場合がありますので、火の元には十分ご注意ください。 ただいまの地震は、狛江市で震度 6 強を計測しました。 (2 回繰返し)
震度 7	こちらは狛江市役所です。 ただいま大きな地震が発生しました。 慌てず、落ちついて行動し、周囲の方と協力して身の安全を確保し、安全な場所へ避難してください。 避難する際には、ガスの元栓を締め、電気のブレーカーを下げて避難してください。 切れた電線には触らないようにしてください。 なお、今後余震が起きる場合がありますので、火の元には十分ご注意ください。 ただいまの地震は、狛江市で震度 7 を計測しました。 (2 回繰返し)

注 観測した震度によって、上記の内容で防災行政無線により市内一斉放送を行う。

また、聴覚障がい者用 FAX システムを使用している世帯に対しては、同内容で FAX により文書を送信する。

狛江市災害対策本部の執務スペース（特別会議室）



災害救助法適用要請手続き

1 災害に際し、市における災害が下表「狛江市の災害救助法適用基準」に該当し、又は該当する見込みがあるときは、市長は、ただちにその旨を都知事に報告し、救助法の適用を都知事に要請する。

2 救助法の適用を知事に要請する場合は、東京都総務局総務防災部に対し、次の事項についてとりあえず口頭又は電話をもって要請し、後日文書により改めて処理するものとする。

- ① 災害発生の日時及び場所
- ② 災害の原因及び被害状況
- ③ 適用を要請する理由
- ④ 必要な救助の種類
- ⑤ 適用を必要とする期間
- ⑥ 既に行った救助措置及び行おうとする救助措置
- ⑦ その他必要な事項

* 詳細は、狛江市地域防災計画（平成 22 年修正）震災編第 3 部第 18 章「災害救助法の適用」を参照のこと。

〈狛江市の災害救助法適用基準〉

人 口	災害救助法施行令別表	
	第 1 （注 1）	第 3 （注 2）
78,319 人	80 世帯	40 世帯

（注 1） 市域において住家が滅失した世帯の数。

（注 2） 都の区域内で住家が滅失した世帯の数が 2,500 世帯以上ある場合に、市域内において住家が滅失した世帯の数。

- 人口は、平成 17 年 10 月 1 日国勢調査による。
- 住家が滅失した世帯の数は、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は 2 世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は 3 世帯をもって、それぞれ住家が滅失したひとつの世帯とみなす。

自衛隊派遣要請手続き

市長は、次に掲げる事項を明らかにした文書をもって都知事（総務局総合防災部）に自衛隊の派遣要請を要求する。ただし、緊急を要する場合にあっては、とりあえず電話等により要請し、後日文書により改めて処理する。

また、通信の途絶等により知事に災害派遣の要請ができない場合には、直接下表に掲げる部隊に通報する。この場合、すみやかに知事に通知するものとする。

（災害対策基本法第 68 条の 2）

- ① 災害の状況及び派遣を要請する理由
- ② 派遣を希望する区域及び期間
- ③ 派遣を希望する活動内容
- ④ その他参考となるべき事項
 - * 患者輸送の場合の航空機の場合は、次の項目を追加する。
 - 患者の住所、氏名、年齢、性別、職業、疾病名、容体
 - 患者の付添、医師の有無、収容先
 - 気象情報、使用飛行場（ヘリポート）

* 詳細は、狛江市地域防災計画（平成 22 年修正）震災編第 3 部第 3 章「応援協力・派遣要請及び労働力の確保」第 2 節「自衛隊の災害派遣要請」を参照のこと。

〈 市からの通報先 〉

部隊名等		連絡責任者	
		時間内	時間外
陸上自衛隊	第 1 師団 司令部 （練馬）	第 3 部長又は同部防衛班長 03 (3933) 1161 内線 238・239 （都防災無線）76611	司令部当直長 03 (3933) 1161 内線 207・228 （都防災無線）76611
	第 1 後方支援 連隊	第 3 科長又は後方・計画幹部 03 (3933) 1161 内線 403・413	連隊当直指令 03 (3933) 1161 内線 406
航空自衛隊	防空指揮郡 本部 （府中）	企画科長又は運用係長 042 (362) 2971 内線 2259・2604 （都防災無線）86491	防空指揮群当直幹部 042 (362) 2971 内線 2348 （都防災無線）86491

地区情報班各チームの担当地区及び担当避難場所等一覧

番号	担当地区	担当避難場所 (注1)	地区内 一時避難場所	地区内 広域避難場所	市施設のうち情報収集・提供施設(注 2) (小・中学校を除く)			備考
						保育園	学童保育所	
1	和泉本町1丁目 岩戸北1丁目 中和泉1丁目	一 小 *	同左		中央公民館 *	和泉 *	松原	
2	中和泉2丁目 中和泉3丁目 中和泉4丁目	和泉小 *	同左		和泉児童館	宮前 *		
3	和泉本町3丁目 西野川1丁目 西野川2丁目	一 中 市民グラウンド			野川地域C 市民総合体育館			安心安全課管理の無線機を使用する。
4	和泉本町2丁目 東野川2丁目	一 中 * 市民グラウンド	同左				東野川	
5	岩戸北2丁目 岩戸北3丁目 岩戸北4丁目	五 小 *				駄倉 *		
6	東和泉1丁目 元和泉1丁目 元和泉2丁目	三 中 *	同左	西河原公園 防衛省スポーツC	教育研究所 狛江市民ホール 古民家園 あいとびあC * 西河原公民館 *	仮園舎 *		
7	中和泉5丁目 西和泉1丁目 西和泉2丁目	西和泉グラウンド 多摩川住宅(公園)	同左		西和泉体育館		根川	安心安全課管理の無線機を使用する。
8	和泉本町4丁目 西野川3丁目 西野川4丁目	緑野小 * 都営団地公園 前原公園	同左		上和泉地域C	藤塚 *	上和泉	
9	東野川1丁目 東野川3丁目 東野川4丁目	4 中 *	4 中 5 小			三島 *		
10	岩戸南2丁目 岩戸南3丁目 岩戸南4丁目	河川敷			岩戸地域C 岩戸児童C			安心安全課管理の無線機を使用する。
11	猪方1丁目 岩戸南1丁目 東和泉2丁目	三 小 *	同左				猪方	
12	駒井町1丁目 駒井町2丁目 駒井町3丁目	六 小 *	同左	河川敷		駒井 *	駒井	
13	猪方2丁目 猪方3丁目 猪方4丁目	2 中 *	同左	河川敷	南部地域C			
14	東和泉3丁目 東和泉4丁目 元和泉3丁目	河川敷		河川敷 都立狛江高校				安心安全課管理の無線機を使用する。

(注1) 「担当避難場所」欄における小・中学校名の太字表示と*印は、使用する無線機の配置場所(職員室に配置)であることを示す。(配置2台のうち1台の無線機を使用する。)

(注2) 「市施設のうち情報収集・提供施設(小・中学校を除く)」欄における施設名の太字表示と*印は情報収集施設と情報提供施設の両方に該当し、そうでないものは情報収集施設のみに該当することを示す。(情報の収集及び伝達・広報初動マニュアル)

地区情報班による情報収集及び伝達・広報作業実施手順

1 市域全体を 14 の地区に区分する。

* 資料 15「地区情報班各チームの担当地区及び担当避難場所等一覧」

2 班編成

2 名の班要員からなるチームを 14 の地区に派遣する。移動にはできる限り自転車を使用する。

3 無線機の使用

担当避難場所が小・中学校の場合は、職員室配置の市無線機 2 台のうち 1 台を使用する。小・中学校以外の場合は、安心安全課管理の市無線機を使用する。

* 本個別対策マニュアル「同上（４）装備（班）」を参照

4 情報収集事項

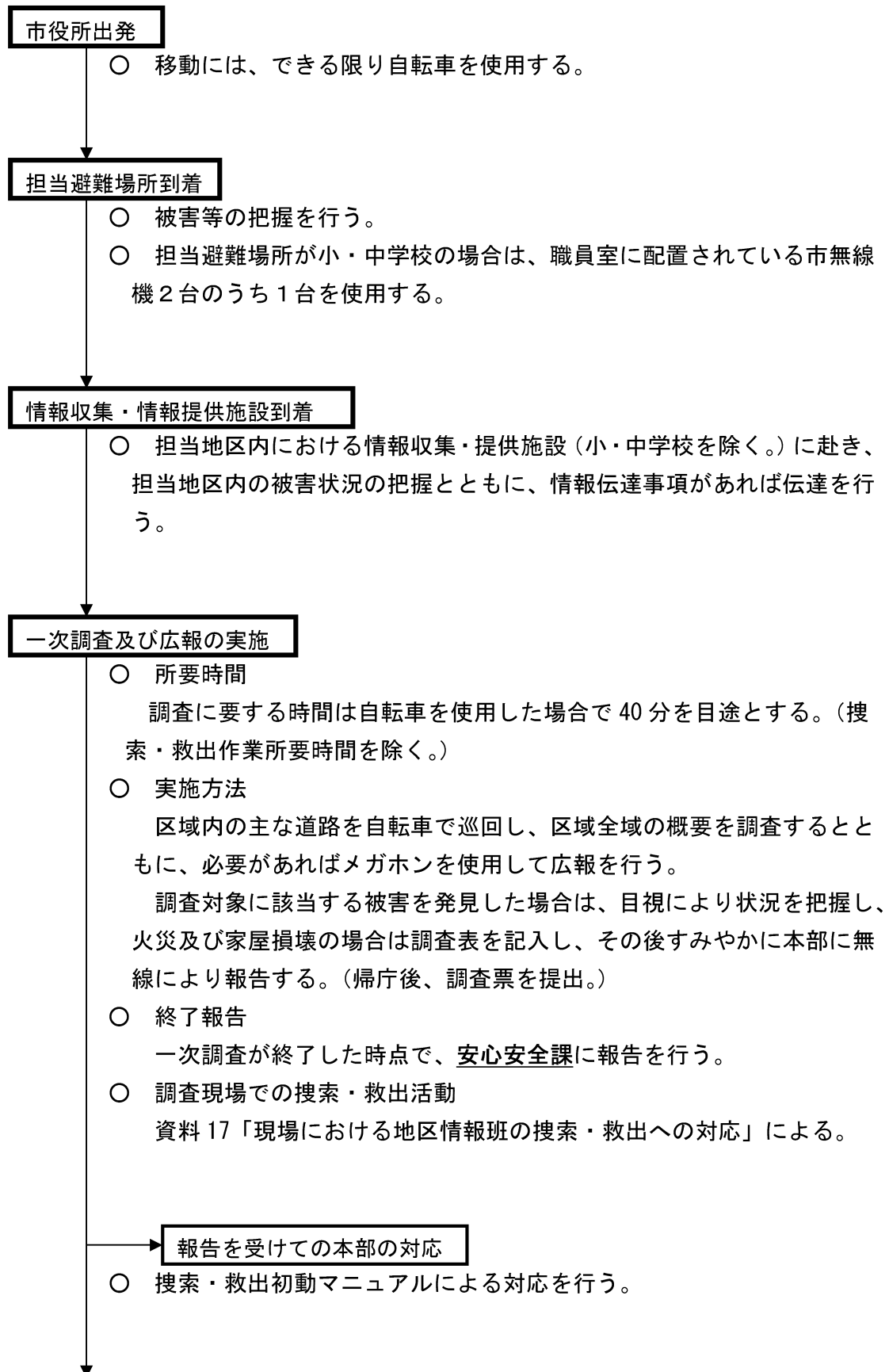
下記①～④を主目的として調査する。⑤及び⑥については①～④の調査に伴い、可能な範囲で情報収集を行う。

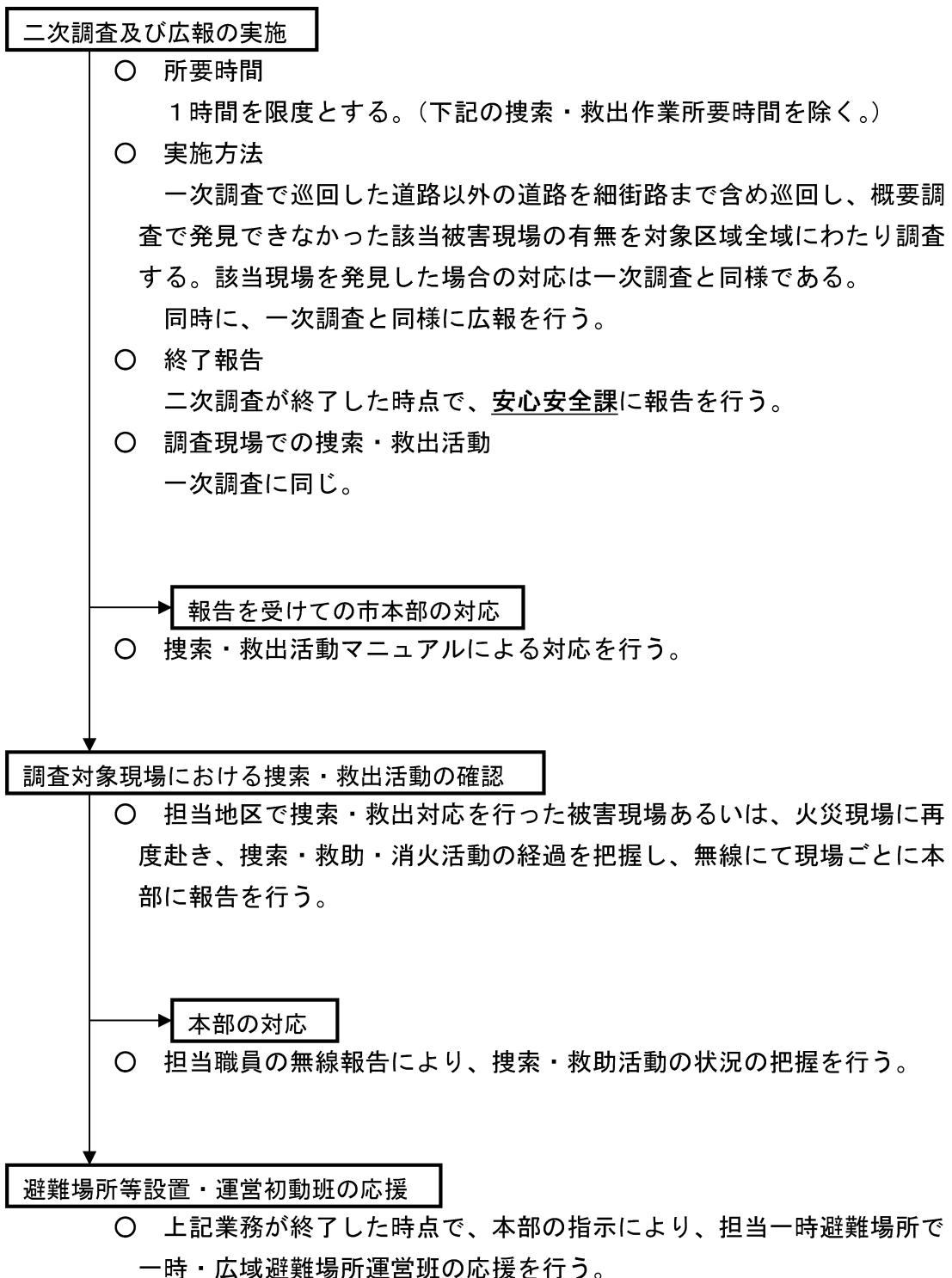
- | | | | |
|---|--|--------|---------------------|
| ① 火災 | <table border="1"><tr><td>* 様式 5</td></tr></table> | * 様式 5 | 「被害概況調査票（火災）」のとおり |
| * 様式 5 | | | |
| ② 家屋損壊 | <table border="1"><tr><td>* 様式 6</td></tr></table> | * 様式 6 | 「被害概況調査票（家屋損壊）」のとおり |
| * 様式 6 | | | |
| ③ 道路障害物等 | | | |
| 車両及び人の通行に重大な支障をもたらす緊急道路その他の主要道路における被害及び閉塞状況 | | | |
| ④ 危険箇所 | | | |
| 電柱の倒壊、ガス漏れ等々などにより危険な状況にある場所 | | | |
| ⑤ 上下水道の被害状況 | | | |
| 断水地域及び下水道管、マンホール施設の損壊状況 | | | |
| ⑥ 電気・ガスの不通地域（おおよその地域） | | | |

5 報告

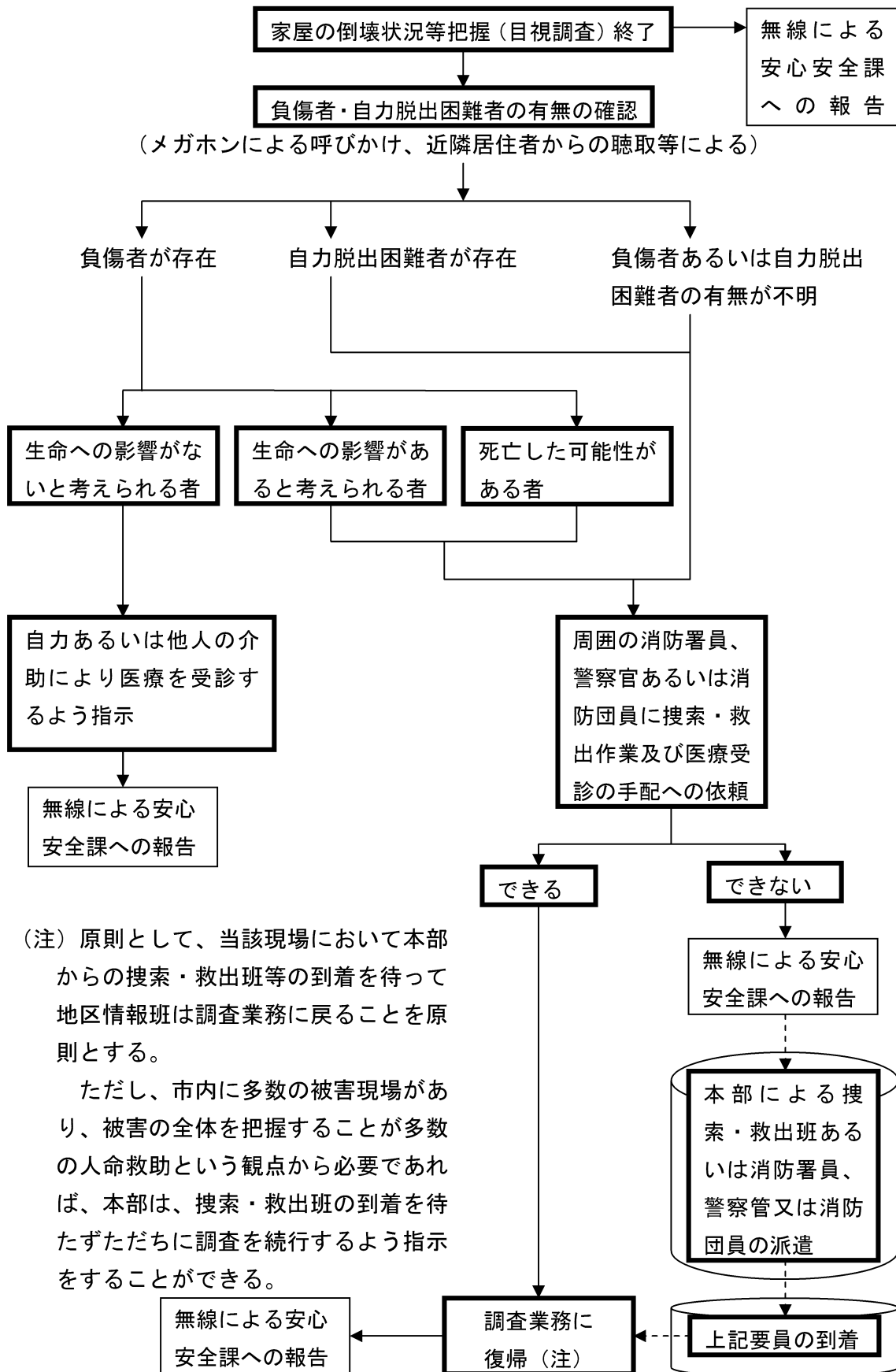
- (1) 上記 4 の①～④については、ただちに安心安全課に報告する。
- (2) 上記 4 の⑤並びに⑥については、地域の情報がある程度収集できた時点で安心安全課に報告を行う。ただし、電柱の倒壊、ガス漏れ等の危険箇所については、ただちに報告する。

6 実施手順





現場における地区情報班の搜索・救出への対応



本部と消防署との情報交換事項

I 消防署（以下「署」という。）からの情報把握

- 1 市内の主な災害のほか全般的な被災状況並びに火災・救助・救急等の発生件数及び規模
- 2 警防活動（火災、救助、救急）における活動方針及び部隊の運用状況
- 3 使用可能な消火栓等、水利の状況及び上水道の断水状況
- 4 火災に対する消火活動の状況、延焼拡大の危険性、火災に伴う市民の避難の状況並びに避難勧告・指示の必要性
- 5 避難勧告・指示が発令された場合における署隊及び消防団の運用方針
- 6 署の配備態勢、出動職員数、東京消防庁警防本部並びに第八消防方面本部の応援体制
- 7 他区市の被災状況
- 8 市に協力、応援を求める事項
- 9 その他災害対策実施に必要な事項

II 本部からの情報提供

- 1 本部の非常配備態勢及び配備職員数
- 2 市民の避難に関する状況及び避難勧告・指示の必要性（I－4に関連）
- 3 市内の主な災害のほか全般的な被災状況並びに火災・救助・救急に関すること（I－4に関連）
- 4 東京都等他機関の活動に関する情報で、署活動に必要と思われる事項
- 5 その他署の活動に必要な事項

本部と消防団との情報交換事項

I 消防団（以下「団」という。）からの情報把握

- 1 団全体の活動方針
- 2 各分団地区の被災状況並びに分団及び団員の活動状況
- 3 火災に対する消火活動の状況、延焼拡大の危険性、火災に伴う市民の避難の状況並びに避難勧告・指示の必要性
- 4 避難勧告・指示が発令された場合における団の運用方針
- 5 団の活動に必要な資機(器)材で、市による調達が必要なもの
- 6 その他災害対策実施に必要な事項

II 本部からの情報提供

- 1 本部の非常配備態勢及び配備職員数
- 2 市民の避難に関する状況及び避難情報・勧告・指示の必要性（I－4に関連）
- 3 市内の主な災害のほか全般的な被災状況並びに火災・救助・救急に関すること（I－4に関連）
- 4 東京都等他機関の活動に関する情報で、団活動に必要と思われる事項
- 5 その他団の活動に必要な事項

本部と警察署との情報交換事項

I 警察署（以下「署」という。）からの情報把握

- 1 市内の主な災害のほか全般的な被災状況、救助・救急等の発生件数並びに規模
- 2 市民の避難に関する状況及び避難勧告・指示の必要性
- 3 市内、都内及び神奈川県における交通規制及び警備の状況
- 4 避難勧告・指示が発令された場合における避難誘導活動の関する署隊の運用方針
- 5 署の配備態勢、出動職員、警視庁並びに第八方面本部の支援体制
- 6 署の活動に必要な資機(器)材で、市による調達が必要なもの
- 7 他区市の被災状況
- 8 市に協力、応援を求める事項
- 9 その他災害対策実施に必要な事項
- 10 その他災害対策実施に必要な事項

II 本部からの情報提供

- 1 本部の非常配備態勢及び配備職員数
- 2 市民の避難に関する状況及び避難勧告・指示の必要性（I－4に関連）
- 3 市内の主な災害のほか全般的な被災状況及び火災・救助・救急に関すること（I－4に関連）
- 4 東京都等他機関の活動に関する情報で、署活動に必要と思われる事項
- 5 その他署の活動に必要な事項

地区情報班による広報内容（例）

- 1 こちらは、狛江市です。
 ただいまの地震の震度は、○です。
 まず落ち着いて、周囲の火の始末を行い、家の安全確認を行ってください。
 そして、可能な範囲でご近所を見回り、皆さんで助け合って、お互いの安否確認、ケガの応急手当、初期消火、ご自身の安全に気をつけながら建物の下敷きになっている人への手助けをお願いします。
 また、お年寄りや体の悪い方への手助けをお願いします。
 今後の情報に気をつけてください。
 繰り返します。

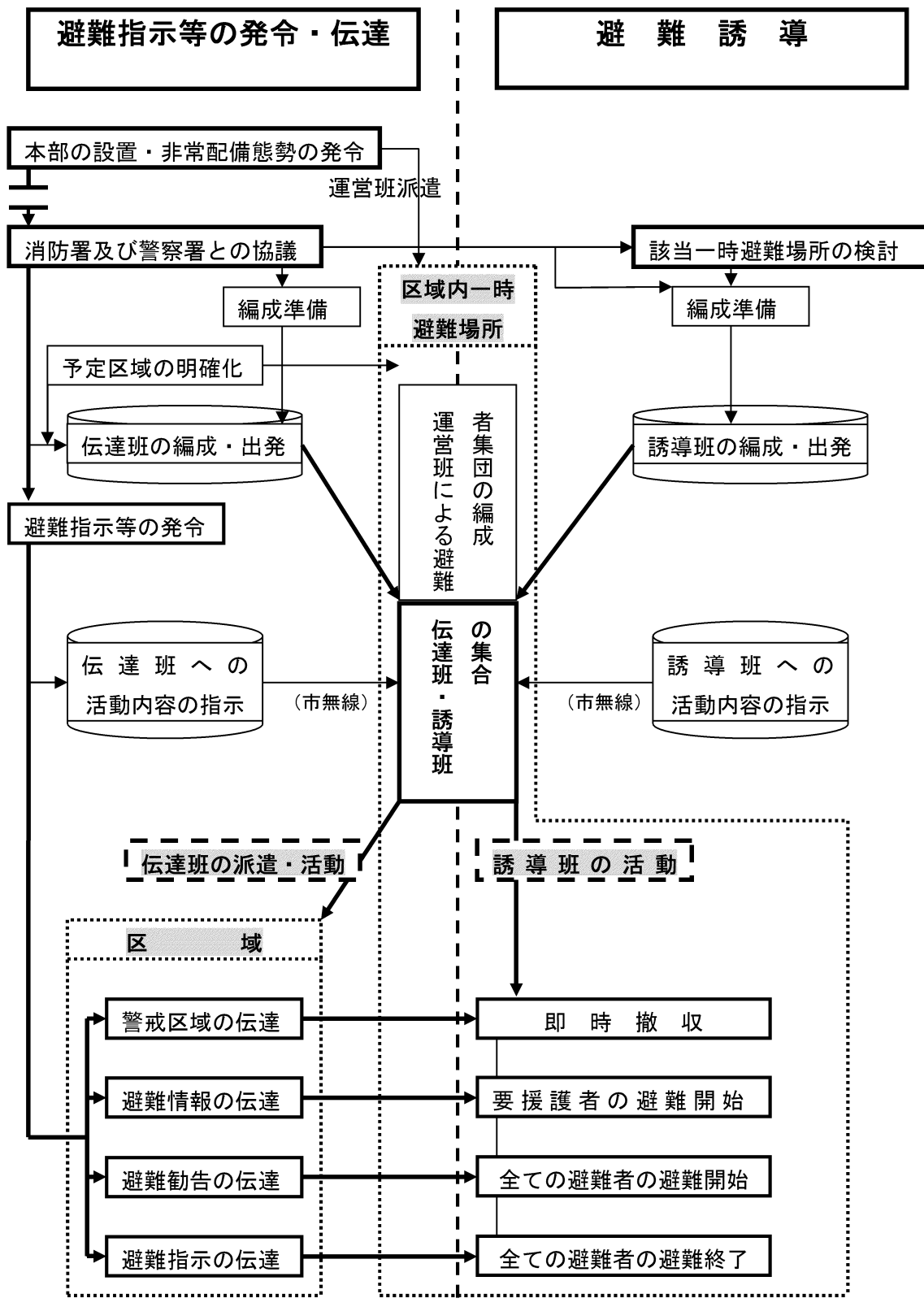
- 2 こちらは、狛江市災害対策本部です。
 水、食糧、毛布などの非常用持出品を整え、いつでも避難できるよう準備してください。
 火災や家屋が倒れて危険があるようでしたら、最寄りの小・中学校に避難してください。車の使用は控えてください。
 今後の避難の呼びかけに注意してください。
 繰り返します。

- 3 こちらは、狛江市災害対策本部です。
 ただいまの地震により、狛江市内の○○×丁目×番付近と○○×丁目×番付近の合計△か所で火災が発生しています。
 近くにお住まいの方は、水、食糧、毛布などの非常用持出品を整え、いつでも避難できるよう準備してください。
 繰り返します。

- 4 こちらは、狛江市災害対策本部です。
 狛江市内の○○に、医療救護所を開設しました。
 ケガや病気などで手当が必要な方は受診してください。
 繰り返します。

- 5 こちらは、狛江市災害対策本部です。
 狛江市内の△△通りの○○×丁目×番付近では、障害物のため、通行ができません。
 避難のためこちらを通る方は、迂回をお願いします。
 繰り返します。

避難指示等と避難誘導との関係図



【備考】

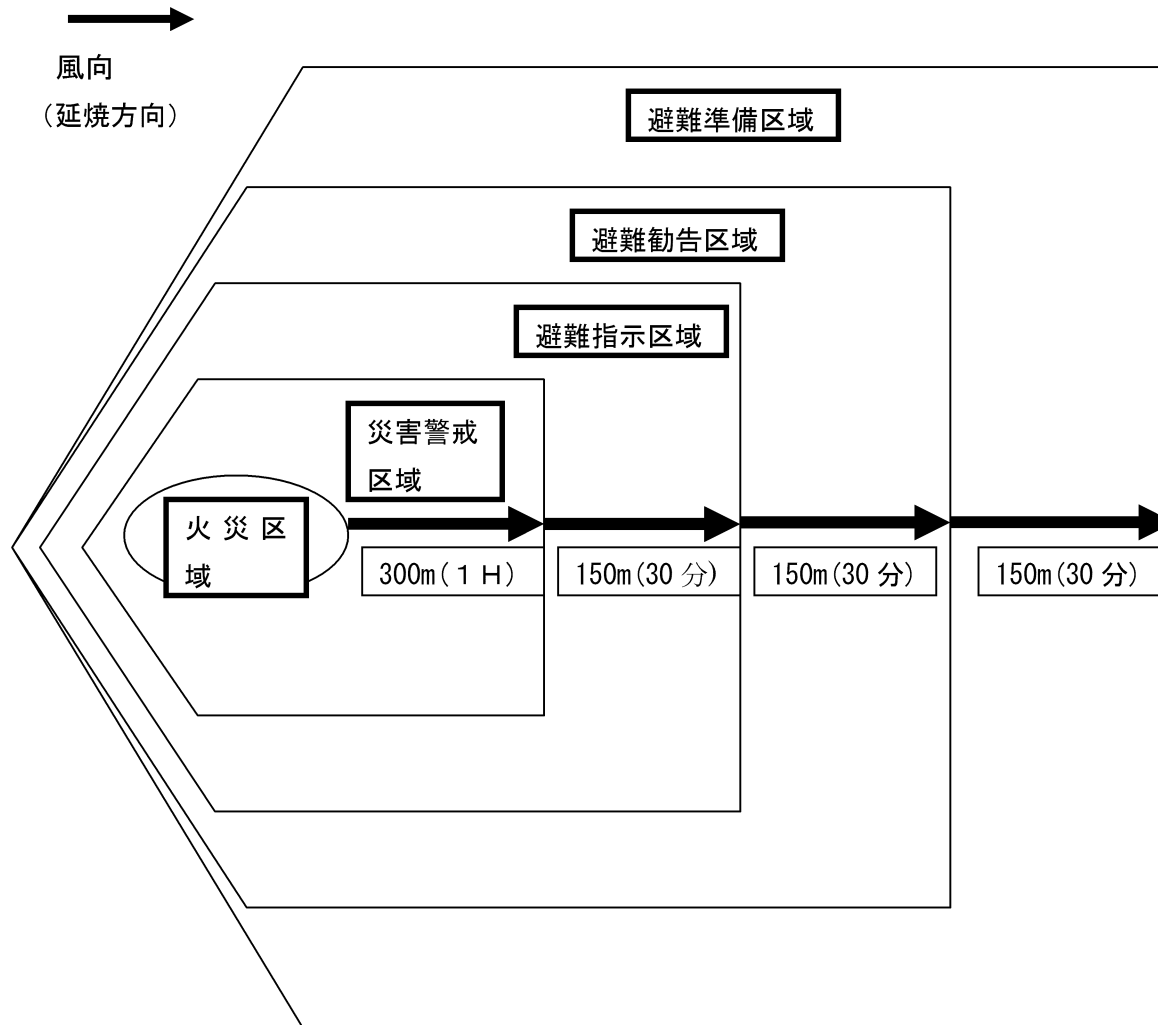
* 「区域」：避難指示等の対象区域

* 「誘導班」：避難誘導班

* 「伝達班」：避難指示等伝達班

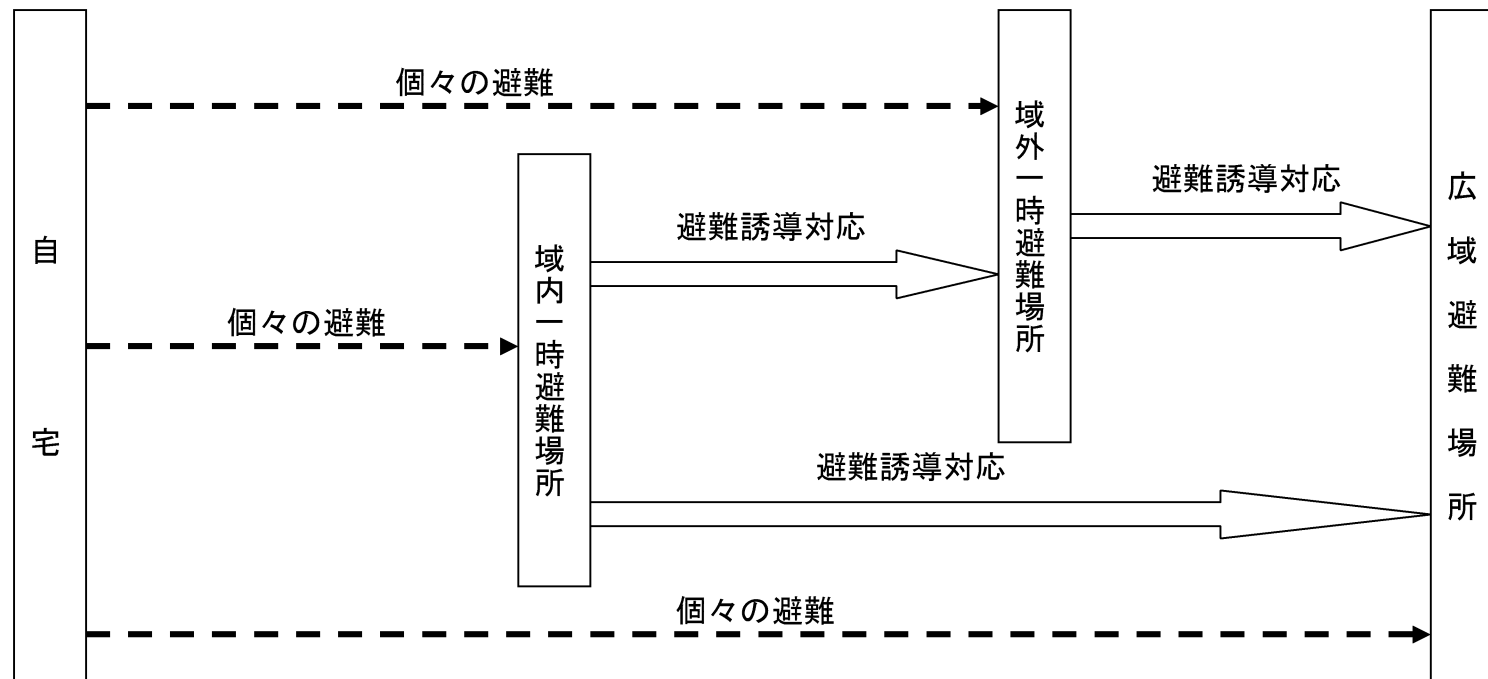
* 「運営班」：一時避難場所運営班

避難指示等対象区域イメージ図



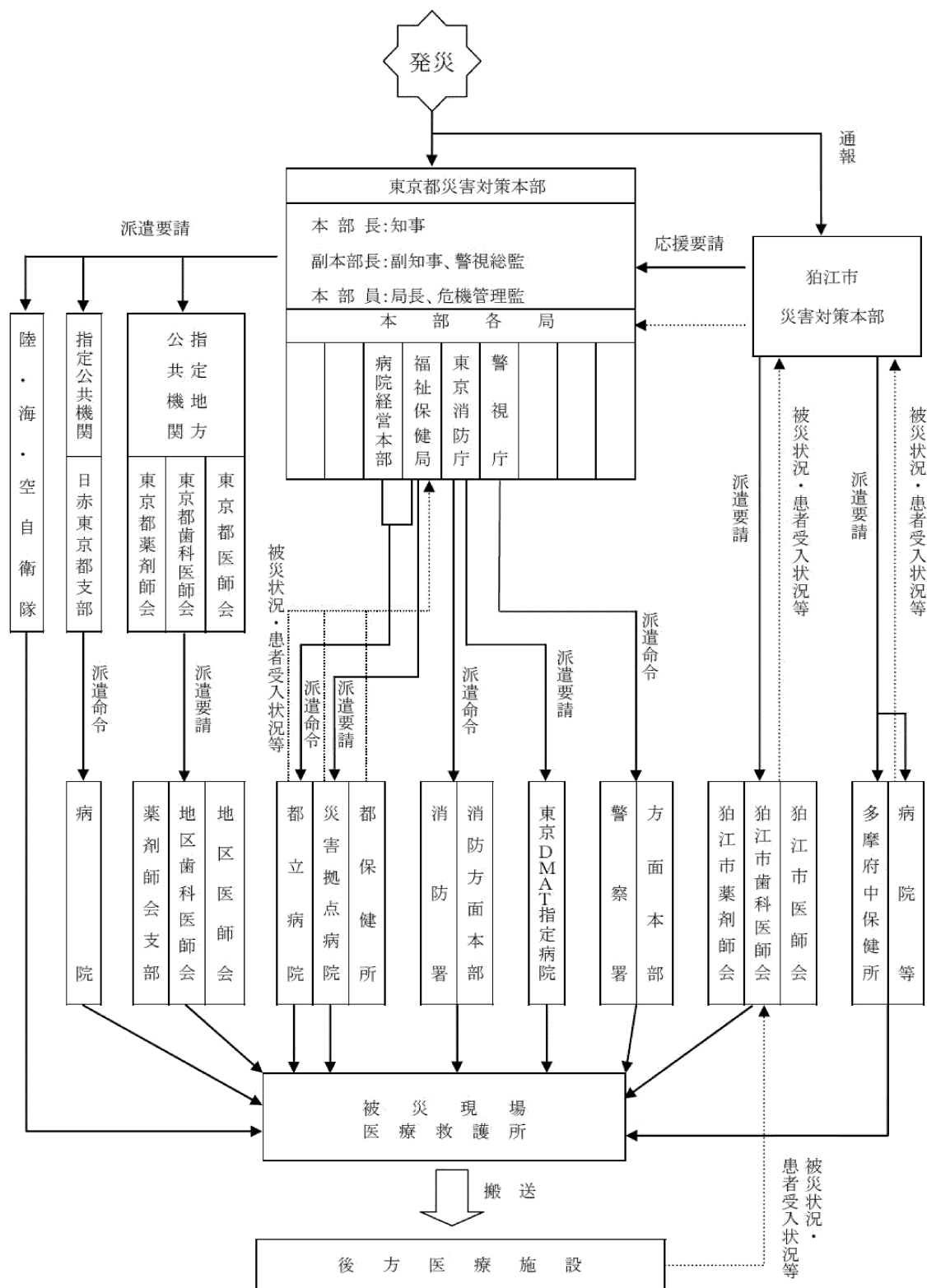
- 火災は風下に向かって延焼していると仮定する。
- 延焼速度は関東大震災のほぼ平均とされる 300m/h と仮定する。
- この図は、火災が避難指示区域まで及ぶのに 1 時間、避難勧告区域まで及ぶのに 1 時間 30 分、避難準備区域まで及ぶのに 2 時間の時間であることを表示している。

市民個々の避難と本部による避難誘導活動との関係



- 「個々の避難」とは、自主的にあるいは避難指示等に基づき各個人が単独又は集団で避難することをいう。 ---▶ で表示
- 「避難誘導」とは、避難指示等に基づき、本部による管理の下で、一時避難場所では形成された集団を定められた避難場所まで避難を誘導することをいう。 ———▶ で表示。
- 「域内一時避難場所」とは、災害警戒区域あるいは避難指示等の対象区域内に所在する一時避難場所をいう。
- 「域外一時避難場所」とは、災害警戒区域あるいは避難指示等の対象区域外に所在する一時避難場所をいう。

医療救護活動の狛江市と東京都の要請及び情報連絡系統図



※区市町村と協定締結済の場合等に運用する。

様式1

班 員 名 簿

班 名		班 長	
記 入 年月日		記入者	

番号	選任 月日	課名	氏名	番号	選任 月日	課名	氏名
1				20			
2				21			
3				22			
4				23			
5				24			
6				25			
7				26			
8				27			
9				28			
10				29			
11				30			
12				31			
13				32			
14				33			
15				34			
16				35			
17				36			
18				37			
19				38			

様式2

職 員 作 業 記 録

作業日	平成 年 月 日 ()	作業場所	
作業内容			
共同して作業を実施した主な職員の所属課及び氏名			

上記のとおり届出します。

平成 年 月 日

(課名)

(班名)

(氏名)

様式3

職 員 勤 務 記 録 簿

課名又は 班名		課長又は 班長	
記 入 年月日		記入者	

作業日:平成 年 月 日

番号	課 名	氏 名	作 業 時 間	作 業 内 容
1			時 ~ 時	
2			時 ~ 時	
3			時 ~ 時	
4			時 ~ 時	
5			時 ~ 時	
6			時 ~ 時	
7			時 ~ 時	
8			時 ~ 時	
9			時 ~ 時	
10			時 ~ 時	
11			時 ~ 時	
12			時 ~ 時	
13			時 ~ 時	
14			時 ~ 時	
15			時 ~ 時	
16			時 ~ 時	
17			時 ~ 時	
18			時 ~ 時	
19			時 ~ 時	

様式4

連 絡 等 発 受 票

* 対面時にも使用する。

発・受の別	1 発信 2 受信	方法	1 対面 2 無線 3 電話
連絡等種類	1 指示 2 報告 3 伝達 4 連絡 5 その他 ()		
発信者	(課名) (氏名)	受信者	(課名) (氏名)
発・受時刻	平成 年 月 日 時 分	記入者	(課名) (氏名)
連絡等内 容			

被害概況調査票（火災）

発生場所	狛江市 丁目 番 号
火災の状況	☐ 焼損した家屋____棟 ☐ 延焼中の家屋____棟 ☐ その他特記事項
死亡者・負傷者の有無	☐ 死亡者____名 （年齢、性別その他判別事項） ☐ 負傷者____名 ・ 緊急に医療受診の必要があると思われる者____名 ・ 緊急性はないが、医療受診の必要があると思われる者____名 ☐ 負傷者の救護状況 ☐ その他特記事項
消火活動状況	☐ 消防署、消防団の活動状況、従事人数、使用器具 ☐ その他特記事項
その他の連絡事項	
調査日時	____年____月____日
担当者所属 氏名	____部____課____係 (氏名) _____

- * 調査1件の所要時間は5分以内を上限とすること。
- * 調査項目は、上記時間の制限以内で、把握できる範囲で記入すること。
- * 把握できない場合は、不明と記入すること。
- * 家屋、該当者等がない場合は「0」と記入すること。

被害概況調査票（家屋損壊）

家屋存在場所	狛江市 丁目 番 号
損壊状況	☐ 全壊 損壊部分が延床面積の 70%以上 ☐ 大規模半壊 同 50%以上 70%未満 ☐ 半壊 同 20%以上 50%未満 * 外観目視調査により判断する。
家屋の構造	☐ 木造・プレハブ ☐ 非木造
死亡者・負傷者の有無	☐ 死亡者____名 （年齢、性別その他判別事項） ☐ 負傷者____名 ・ 緊急に医療受診の必要があると思われる者____名 ・ 緊急性はないが、医療受診の必要があると思われる者____名 ☐ 負傷者の救護状況 ☐ その他特記事項
その他の連絡事項	
調査日時	_____年____月____日
担当者所属 氏名	_____部_____課_____係 （氏名）_____

- * 調査 1 件の所要時間は 5 分以内を上限とすること。
- * 調査項目は、上記時間の制限以内で、把握できる範囲で記入すること。
- * 把握できない場合は、不明と記入すること。
- * 家屋、該当者等がない場合は「0」と記入すること。

様式7

医 療 救 護 所 受 診 者 名 簿

所在場所		医師名	
看護婦等スタッフ		市職員 従事者名	

作業日:平成 年 月 日

記入者(所属)

(氏名)

番号	住 所	連絡先	氏 名	備 考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				

様式 8

登庁報告書

[illegible]

狛江市震災初動マニュアル【本編・資料編】

発行年月 平成 24 年 5 月

発 行 者 東京都狛江市

〒201-8585

東京都狛江市和泉本町一丁目 1 番 5 号

03-3430-1111

編 集 狛江市総務部安心安全課

刊行物番号 H24- 5

印 刷 者 庁内印刷

頒布価格 200 円